

平成 2 8 年 6 月定例会

環 境 生 活 委 員 会

予算決算委員会（環境生活分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

（委員間討議）

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議（協議）	1

（第1日目）

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	2
5、経過	
分科会	
土木部長予算議案及び報告議案説明	3
監理課長補足説明	4
予算議案及び報告議案に対する質疑	5
予算議案及び報告議案に対する討論	7
委員会	
土木部長総括説明	7
道路建設課長補足説明	8
議案に対する質疑	8
議案に対する討論	10
決議に基づく提出資料の説明	10
都市計画課長補足説明	11
住宅課長補足説明	12
陳情審査	12
議案外所管事項に対する質問	16

（第2日目）

1、開催日時・場所	30
2、出席者	30
3、経過	
分科会	
環境部長予算議案及び報告議案説明	30
予算議案及び報告議案に対する質疑	31
予算議案及び報告議案に対する討論	36
委員会	
環境部長総括説明	37
決議に基づく提出資料の説明	37

環境政策課長補足説明	3 8
廃棄物対策課長補足説明	3 8
陳 情 審 査	3 9
議案外所管事項に対する質問	4 0

分科会

交通局長報告議案説明	4 9
報告議案に対する質疑	4 9
報告議案に対する討論	5 2

委員会

交通局長総括説明	5 3
決議に基づく提出資料の説明	5 5
管理部長長補足説明	5 6
議案外所管事項に対する質問	5 8

(第3日目)

1、開催日時・場所	6 6
2、出席者	6 6
3、経過	

分科会

県民生活部長予算議案及び報告議案説明	6 6
予算議案及び報告議案に対する質疑	6 7
予算議案及び報告議案に対する討論	6 7

委員会

県民生活部長総括説明	6 8
決議に基づく提出資料の説明	6 8
議案外所管事項に対する質問	6 8

委員会

分科会長報告等に関する委員間討議（協議）	7 6
----------------------------	-----

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料（追加1）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2）
- ・委員会関係議案説明資料（追加3）
- ・委員会関係議案説明資料（追加4）

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年 6月 1日

自 午前11時15分
至 午前11時21分
於 本館5-A会議室

2、出席委員の氏名

委 員 長	中島 浩介 君
副 委 員 長	大場 博文 君
委 員	三好 徳明 君
〃	野本 三雄 君
〃	瀬川 光之 君
〃	中島 廣義 君
〃	山田 朋子 君
〃	友田 吉泰 君
〃	大久保潔重 君
〃	麻生 隆 君

3、欠席委員の氏名

委 員	吉村 正寿 君
-----	---------

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、審査の経過次のとおり

— 午前11時15分 開会 —

【中島(浩)委員長】ただいまから環境生活委員会を開会いたします。なお、吉村(正)委員から欠席する旨の届け出が出ておりますので、ご了承をお願いします。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、瀬川委員、山田朋子委員のご両人をお願いいたします。

これより議事に入ります。

本日の委員会は、平成28年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査方法について、お諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行うこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時16分 休憩 —

— 午前11時20分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもって環境生活委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

— 午前11時21分 散会 —

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年 6月14日

自 午前11時15分
至 午後2時58分
於 本館5-A会議室

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中島 浩介 君
副委員長(副会長)	大場 博文 君
委 員	三好 徳明 君
"	野本 三雄 君
"	瀬川 光之 君
"	中島 廣義 君
"	山田 朋子 君
"	友田 吉泰 君
"	大久保潔重 君
"	麻生 隆 君

3、欠席委員の氏名

吉村 正寿 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

土 木 部 長	浅野 和広 君
土 木 部 技 監	野口 浩 君
土 木 部 次 長	吉田 慎一 君
土木部参事監 (都市・住宅担当)	高宮 茂隆 君
監 理 課 長	天野 俊男 君
建設企画課長	佐々 典明 君
建設企画課 企 画 課 監	林田 幸太 君
新幹線事業対策室長	鈴田 健 君
都 市 計 画 課 長	藤田 雅雄 君

道 路 建 設 課 長	大塚 正道 君
道 路 維 持 課 長	池田 正樹 君
港 湾 課 長	近藤 薫 君
港 湾 課 企 画 監	井手 浩二 君
河 川 課 長	川内 俊英 君
河 川 課 企 画 監	浦瀬 俊郎 君
砂 防 課 長	後田 健一 君
建 築 課 長 (参 事 監)	大場 光洋 君
住 宅 課 長	亀山 茂 君
住 宅 課 企 画 監	田尾 康浩 君
用 地 課 長	岡本 均 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（環境生活分科会）

第101号議案

平成28年度長崎県一般会計補正予算(第1号)
(関係分)

報告第1号

平成27年度長崎県一般会計補正予算(第8号)
(関係分)

報告第10号

平成27年度長崎県港湾施設整備特別会計補
正予算(第2号)

報告第11号

平成27年度長崎県流域下水道特別会計補正
予算(第4号)

報告第12号

平成27年度長崎県港湾整備事業会計補正予
算(第4号)(関係分)

報告第13号

平成27年度長崎県交通事業会計補正予算(第
4号)

7、付託事件の件名

○環境生活委員会

（１）議 案

第116号議案

契約の締結について

（２）請 願

な し

（３）陳 情

- ・平成29年度 県の施策等に関する重要要望事項
- ・要望書（松浦魚市場再整備への支援について他）
- ・「長崎県、佐世保市が、慢性的な水不足と云っているのに、佐世保市民の為に、短期事業として、南部水系下ノ野ダムかさ上げを実施すべき」について

8、審査の経過次のとおり

— 午前11時15分 開会 —

【中島(浩)委員長】 おはようございます。

ただいまから、環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を開会いたします。

なお、吉村(正)委員から、欠席する旨の届が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第116号議案「契約の締結について」であります。そのほか、陳情3件の送付を受けております。

なお、予算及び予算に係る報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算及び報告議案の関係部分を環境生活分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第101号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分ほか5件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

審査に入ります前に、理事者側から、5月の委員会の際に出席していなかった幹部職員の紹介がありますので、これを受けることにいたします。

【浅野土木部長】 それでは、私のほうから、土木部の幹部職員のご紹介をいたします。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

これより、土木部関係の審査を行います。

【中島(浩)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算及び予算に係る報告議案を議題といたします。

土木部長より、予算及び予算に係る報告議案について説明をお願いいたします。

【浅野土木部長】 土木部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料の土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第101号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、報告第1号「知事専決事項報告 平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分、報告第10号「知事専決事項報告 平成27年度長崎県港

湾施設整備特別会計補正予算（第2号）」、報告第12号「知事専決事項報告 平成27年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

第101号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち土木部関係の歳入歳出予算は、それぞれ記載のとおりであります。

2ページをお開きください。

補正予算の内容は、公共事業に対する国の内示に伴い、重要幹線街路費7億360万円の増、港湾改修費3億725万6,000円の増、港湾環境整備費2,415万円の増、また、県営住宅への被災者の一時避難受け入れのための環境整備に伴い、熊本地震被災者一時受入環境整備費（県営住宅）2,700万円の増を計上いたしております。

次に、知事専決事項報告について、ご説明いたします。

本件は、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいております。平成27年度予算の補正を3月31日付けで知事専決処分させていただいたものであります。

4ページをお開きください。

このうち、報告第1号「知事専決事項報告 平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」の補正予算の主な内容は、事業費の変更に伴う減等で、道路災害防除費5,955万6,000円の減、港湾改修費3,697万4,000円の減、広域河川改修費3,537万9,000円の減などを補正しております。

また、報告第10号「知事専決事項報告 平成27年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第2号）」、報告第12号「知事専決事項報告 平成27年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第4号）」については、それぞれ記載のとおり

であります。

このほか繰越計算書報告についても、記載のとおりであります。

なお、繰越計算書報告については、補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】 次に、監理課長より補足説明を求めます。

【天野監理課長】 土木部関係の繰越計算書報告につきまして、補足してご説明いたします。

お手元にお配りしております課長補足説明資料の1ページ、「繰越額理由別調書」をご覧くださいと思います。

この表の縦の区分が款、項、目の予算科目、横の区分が繰越額の理由別内訳となっております。

表の左端の欄を上から見ていただきますと、まず款で総務費、土木費、災害復旧費、その下が平成27年度一般会計の合計になります。

平成27年度の一般会計の合計は、やや下寄りのほうですが、 番の欄になりますが、403件の250億836万円でございます。250億円のちょっと上に括弧書きで記載しておりますのは、先ほどの部長説明に記載がありました、石木ダム事業の事故繰越の分でございまして、これは外数で記載をいたしております。250億円のうち、2月の経済対策補正予算にかかる繰り越しが、そのすぐ下の の欄になりますが、71件の45億円331万6,000円でございます。一般会計の合計から、これも除いた通常分が、次の の欄になりますが、332件、205億504万4,000円となっております。

今回の繰越額の特殊要因としまして、表の枠外に記載をいたしておりますが、新幹線整備事業、石木ダム建設事業、JR長崎本線連続立体交差事業及び災害復旧事業がございます。これら特殊要因にかかります繰越額を、一般会計の通常分の から除きますと、次の の欄になりますが、308件の123億8,871万7,000円となっております。

平成27年度の繰越額を平成26年度の繰越額と比較しますと、一般会計の合計では、すぐその下の（ - ）の欄になりますが、6件で25億6,858万8,000円の減となっております。特殊要因を除いた分では、（ - ）と記載した欄になりますが、47件、57億4,326万9,000円の減となっております。

次に、その下の港湾施設整備特別会計の繰越額、これは の欄になりますが、1件、1億1,640万円となっております。

一般会計と合わせた土木部合計は、次の の欄になりますが、404件、251億2,476万円となっております。

次に、中ほどに戻りまして、一般会計合計の欄の繰越額を理由別にご説明いたします。

表の右のほうに繰り越しの理由を6つに区分して整理しております。

まず、地元調整にかかる繰越額は、220件の100億9,478万3,000円、具体的には、関係機関や関係者との調整、工事施工に伴い発生する騒音や振動などの地元調整等に日数を要したため、繰り越しとなるものでございます。

次に、用地補償額に対する不満や代替地の要求、家屋移転に日数を要したものなど用地補償にかかる繰越額が58件で21億4,169万4,000円でございます。

次に、工法の検討や、当初想定していなかつ

た諸条件の変更に伴う設計変更に日数を要したものなど、設計工法等にかかる繰越額が28件で10億7,273万6,000円でございます。

次に、事業決定の遅れ・補正にかかる繰越額、これには経済対策補正にかかる繰越額が大部分でございますが、89件の48億2,417万6,000円でございます。

次に、資機材や人材のひっ迫、入札の不落・不調にかかる繰越額が7件で2億1,693万円でございます。

最後に、その他としまして、これは総務費ですが、新幹線整備事業の負担金にかかる繰越額が1件の66億5,804万1,000円となっております。

予算につきましては、本来、年度内に執行すべきものでございまして、事業効果の早期発現のため、引き続き事業の早期執行に努力するとともに、できるだけ繰越額を縮減するように努めてまいります。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

【中島(浩)分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(朋)委員】 第101号議案、予算のほうでお聞きをしたいと思います。

県営住宅への被災者の一時避難受け入れのための環境整備に伴い、2,700万円の増ということで計上いただいております。熊本震災が起こった後に、住宅課におかれましては、速やかに県営住宅をご提供いただきまして、本当にありがとうございました。

そこで、今、どれくらいの方が熊本から避難をされて入居されているのか、その状況と、今回の予算は、これから入居される方も含めて、

少し設備を整えたり、備品を購入したりするための予算だというふうに理解をしておりますが、そのあたりの計画についてもあわせて教えてください。

【亀山住宅課長】補正予算の熊本の災害関連でお答えいたします。

まず、県営住宅につきましては、67戸を被災者の方々に入っていただくために準備をしておりました。67戸のうち、現在入居が決定しているのが27世帯74名。うち、入居を既にされている方が23世帯64名ということになっております。

それから、この補正予算ですけれども、当初、予備費で対応するという考え方があったわけですが、予備費につきましては、67戸のうち25戸を対応いたしまして、今回補正で上げさせていただいておりますのが、残りの42戸ということになっております。

【山田(朋)委員】67戸を用意して、今、決定を含めて27戸が、今の見込みがある状況にあるかと思うんですけれども、67戸を用意すること、他県はもっと数多く用意されているところもあるかと思いますが、これから増えてくるということも当然あると思いますが、県営住宅は、県民の皆様が入居する住宅であるということから考えて、これをあまりにもとり過ぎていたおかげで、入れる人が入れなくなったりとか、そういったことがないのかどうか。

そのバランスですね。地域間バランスとか、これだけとっても希望する人がちゃんと入れる状況にあるのか、その辺も含めて教えてください。

【亀山住宅課長】熊本の被災者の方々の住宅確保につきましては、県営住宅及び市町営住宅におきまして準備をしております、現在、県営

住宅で67戸ですけれども、前回の東日本大震災の時も同じ程度の数を確保していたんですけれども、実際に来られたのは少数だったということで、67戸の県営住宅につきましては、通常の定期募集に支障がない範囲で確保した住宅ということで我々は考えております。

【山田(朋)委員】これから避難をされる方々、学期の変わり目の夏休みに避難をされてくる方も多くいらっしゃるかと思います。生活のしやすいところ、学校に行きやすいところ、そういったところも含めてこの67戸をご用意いただいていると思いますけれども、ぜひ、ある程度きれいなところとか、いろいろとご配慮をいただいて、避難をされる方々のご支援をいただければと思います。

あわせて、先ほどのご答弁の中で、定期募集に関して影響がないということでありましたので、ぜひこの事業を進めていただければと思います。

【中島(浩)分科会長】ほかにございませんか。

【友田委員】補正の7億360万円、重要幹線街路費で出ています。一定資料については事前に配付いただきましたけれども、この事業の中身について、少し詳しく説明していただけますか。

【藤田都市計画課長】今回補正の7億360万円につきましては、昨年度までで連続立体交差事業の仮線の工事が終了しております。今年度から本格的に高架橋の本体工事に着手することになっております。その部分につきまして7億円を補正しまして、高架本体工事の促進を図るものでございます。

【友田委員】そうすると、今年度からかかっていて、この7億円で、事業の延長でいくと、交差事業の2,480メートルということになっていきますよね。この7億円の補正がつくことで、

高架の全体像としてどのくらい進捗することになりますか。

【藤田都市計画課長】これから始まる高架本体工事につきましては、今現在、JRのほうと協議しておりますけれども、全体工事としましては約200億円の工事になりますので、その部分の今年度工事としては約39億円になりますので、39億円分の6億7,000万円ぐらいが今回の補正の工事費という形になっております。

【友田委員】先ほど監理課長のほうから繰り越しの説明等々もありましたけれども、少なくともこの事業においては、何か工事の進捗に影響を及ぼすような問題というのは現時点で起きていないということで理解してよろしいですか。

【藤田都市計画課長】繰り越しも含めて問題ないかということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それにつきましては、現在、用地としまして、用地補償が1件残っております。それができてしまえば全線の工事にかかれますので、今後はJR九州のほうに工事を委託しますので、その中で工事の進捗を図っていくということになっております。

【中島(浩)分科会長】ほかにございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第101号議案のうち関係部分、報告第1号のうち関係部分、報告第10号及び報告第12号のうち

関係部分は原案のとおり、それぞれ可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算及び予算に係る報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【中島(浩)委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

土木部長より総括説明をお願いいたします。

【浅野土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。

環境生活委員会関係議案説明資料、環境生活委員会関係議案説明資料（追加2）と（追加3）があります。よろしくお願いします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第116号議案「契約の締結について」で、その内容は記載のとおりであります。

なお、第116号議案については、補足説明資料を配付させていただいております。

次に、土木部関係の議案外の報告事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、契約の締結の一部変更について、和解及び損害賠償の額の決定について、訴えの提起についてで、その内容は記載のとおりであります。

次に、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

今回ご説明いたしますのは、平成28年熊本地震に対する支援について、石木ダムの推進について、幹線道路の整備について、九州新幹線西九州ルートの推進について、公共工事の早期発注について、「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づく取組について、公共事業評価の再評価

について、長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画の策定について、県立総合運動公園陸上競技場のネーミングライツ・パートナーについて、長崎県住宅供給公社について、採砂許可取消等請求訴訟と海砂採取量の確認方法の見直しについてであります。

このうち、長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画の策定について、長崎県住宅供給公社については補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 次に、道路建設課長から補足説明を求めます。

【大塚道路建設課長】 環境生活委員会課長補足説明資料1ページをご覧ください。

第116号議案「契約の締結について」、ご説明いたします。

当案件は、ながさき出島道路にETCを整備する工事ですが、整備に当たっては、料金徴収機能を維持しながら、長崎県道路公社の施設である料金所の改築やETCの設置工事を行う必要があること、また、ETC整備後は、長崎県道路公社が維持管理を行うことから、現在、当有料道路を管理している長崎県道路公社に工事を委託するものであります。

工事名は、ながさき出島道路ETC設備建設工事、工事場所は、2ページにお示ししております、長崎市早坂町であります。

工事概要についてでございますけれども、3ページの平面図をご覧ください。

図面左手上方が出島道路、オランダ坂トンネル方面でございます。右手が九州横断自動車道

方面でございます。

現在、ながさき出島道路でETCに対応しているルートは、矢印 の高速道路から市街地向けのみであり、市街地から高速道路向けの矢印 をはじめ、矢印 、矢印 のルートについてはETCが設置されておりません。

このため、料金所においては、ETC対応と誤認した車両がゲートに進入し、バーに衝突する事故なども発生していることに加え、通行料金支払いの際、小銭の準備や車両の一旦停止が必要であり、スムーズな通行を阻害する要因ともなっておりました。

このことから、国の社会資本整備総合交付金の効果促進事業を活用することにより、ながさき出島道路の料金所に、この図で青色で表示しているブースになりますけれども、ETC2基を整備し、安全性と利便性の向上を図るものであります。

この結果、矢印 、 に示す市街地方面から、高速道路及び田上・早坂方面、また、矢印 に示す田上・早坂方面から市街地方面のETC利用も可能となり、円滑な通行と利便性の向上が図られます。

1ページにお戻りください。

契約相手は長崎県道路公社、契約金額は6億6,956万7,600円、契約工期は平成30年3月31日を考えております。

以上で、第116号議案「契約の締結について」の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(朋)委員】 第116号議案について伺いた

いと思います。

今、課長のほうからご説明をいただきました。私もこの10年、出島道路をほぼ毎日のように使って通勤をしておりますが、最初はE T Cが使えないことにとまどいがありましたが、10年もたつとすっかり慣れて回数券を利用しておりましたが、今回、このような交付金があるということで事業をされるということであります。

また、中島(廣)副議長が県議会一般質問でもこの必要性を訴えられたこともあって実現をするのかなと思いますが、交付金事業だというふうにお聞きをしましたが、県費負担とかはどういうふうになっているのか、教えてもらっているのですか。

【大塚道路建設課長】交付金事業につきましては、国からの交付金は65%、県の支出が35%になります。

交付税措置の後年度負担がございますので、これにつきまして、実質的な県の負担については、すみません、細かい数字まで把握しておりませんが、20数%くらいになるかと思います。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんか。

【友田委員】この事業を採択してもらうに当たって、道路交通量調査等が実施されていると思いますけれども、その中身と、どの時期にやって、車両の台数がどのくらいだったというのがわかれば、教えていただきたいと思います。

【大塚道路建設課長】料金所を通過する交通量でございますけれども、実質的にはながさき出島道路を通行する交通台数になりますが、実績といたしましては、7,400台でございます。これは、平成27年度の1日当たりの通行実績でございます。

【友田委員】そうすると、7,400台というのは上りですかね、下りですかね。

あわせて、例えば上りだとその先にE T Cがありますよね、高速に入る時。あっちの別のほうに向かうのもありますけれども、少なくとも、7,400台のうち高速に入る上りであれば、その先のE T Cの利用がわかりますよね。だから、長崎道に入る車のおよそ何パーセントぐらいがE T Cを使っているのかというようなところの分析はありますか。

【大塚道路建設課長】長崎道に入る車のどれぐらいがE T Cを使っているかというお話ですけれども、ここでどれぐらいの車がE T Cを使っているかというデータは、すみません、持ち合わせておりませんが、全国のN E X C O（ネクスコ）で、実際どれぐらいの車両がE T Cを使っているかというものに関しましては、約90%というふうにお伺いしております。

【友田委員】ここは、長崎を訪れる観光客の方にとってみると、来る時はE T Cがあって、私も県庁に来る時はE T Cで来ますので、E T Cで来て長崎市内に入って、帰る時に同じように出島バイパスを通ろうとしたら、来る時にはE T Cを使えたのに帰りは使えないというとまどいがあると思うんですね。

先ほど課長もおっしゃったとおり、小銭がないと、あそこは投げ込み式になっているので非常に困るし、一方で、この投げ込み式というのは、車の形によっては非常に投げにくかったり、スナップをきかせて上手に投げられない人は落としてしまって、それが車両の下に落ちて、それを拾いに行こうとしても車の下にあって、後ろに車が止まってとか、目の前でそういったケースを見たことがあるんです。

事実として、利便性は非常に高くなると思うんです。一方で、35%の県の負担があるということと、あわせて、交付税措置も後年度負担が

あるということなんでしょう、多くの県民の皆さんに、これを設置することについて、必要性を十分に納得してもらうためには、便利になることはよくわかるんですよ。わかるんだけど、これを付けることによってより利便性が高まっていくということの何か明確な答弁があれば、もう少しお示しいただきたいと思います。

【大塚道路建設課長】利便性向上の明確なというお話ですけども、実際、先ほどお話がございましたとおり、誤認して、例えば開閉バーに衝突するという事故が、平成27年度で実は4件発生いたしております。

それ以外にも、事故にはなっていないのですが、監視カメラでの確認によれば、明らかにETCと思い込んでレーンに進入しているというものも、平成27年度で74件起こっております。

こういうことを踏まえて、長崎に来る時はETCが使えたのに、帰る時にはお金を用意しなければいけないというのは、確かに観光客の方にとってみれば、それはもう絶対考えられない話だと思います。ですから、こういった数になっているのかなと思っておりますので、この事業を行うに当たって、数字で明確な事業効果をあらわすというのはなかなか難しいとは思っておりますけれども、こういったことも含めてアピールしながら、随分便利になるということを道路公社を通じて周知をしていきたいと考えております。

【中島(浩)委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第116号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第116号議案は原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

ここでしばらく休憩をとりたいと思います。

再開を午後1時半からといたします。

— 午前 11時53分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。

次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【天野監理課長】それでは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました、土木部関係の資料につきましてご説明いたします。

資料は、この分厚い、環境生活委員会提出資料でございます。

まず、今回のご説明の対象期間は、平成28年2月から4月までの期間となっております。

提出しております内容につきましては、表紙の見出しのとおり、補助金内示一覧表、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっております。

最初に、資料の1ページをご覧ください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関

しまして、市町等に対し内示を行った補助金につきまして記載をいたしております。1ページ目が直接補助の分、2ページ目から4ページ目が間接補助の分でございます。

資料の5ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況につきまして、建設工事関係の委託、建設工事、その他の3つの区分に分けまして契約状況一覧表、それぞれの入札結果一覧表を添付いたしております。

5ページから302ページまでが平成27年度分、平成28年2月から3月中に契約したもの、それから、303ページから345ページまでが平成28年度分の4月に契約したものとなっております。

それから、資料の346ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきまして、県の対応状況を記載しております。

最後に、347ページから最終の360ページまで、附属機関等の会議結果を記載いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

次に、都市計画課長及び住宅課長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

【藤田都市計画課長】 午前中ありました、課長補足説明資料の4ページをお開きください。

それでは、長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画について、補足して説明いたします。

昨年9月議会の環境生活委員会で、中間報告していた「長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画」を、今年3月に策定しましたので、その内容についてご報告いたします。

資料の6ページをご覧ください。

下段に駅舎平面図を示しておりますが、在来線駅舎と新幹線駅舎が並列した形で設置されます。このように新幹線と在来線が並列し、港に面した終着駅の特徴を活かすため、駅舎の南端部まで連続した屋根をかけることとしております。

資料の7ページをご覧ください。

見通しのよい、大きく印象的なホーム空間を確保するため、新幹線の屋根は2本の柱で支える形状にし、新幹線と在来線の境界部には、可能な限り柱などの構造物を設けず、また、屋根材には幕材を使用することとしております。

下段は照明及び夜景のイメージとなっております。

資料の8ページをご覧ください。

駅舎の縦断図を示しております。なお、駅の入口となる東西通路は、図に示した場所になります。

資料の9ページをご覧ください。

長崎駅舎が目指すものとして、右上に記載しております5項目をイラストや写真にて説明したものでございます。

資料の10ページをご覧ください。

駅前広場等のデザイン基本計画については、中央に記載している6項目を設けており、国道から西口への軸となる東西軸の創出、また、駅前広場においても、交通広場だけでなく、人々の集まる拠点としてのまちの広場や駅の広場を設けることとしております。

最後に、資料の4ページに戻ってください。

今後のスケジュールでございますが、駅舎の設計や施工は鉄道事業者が行うこととなります。このため、このデザイン基本計画の実現に向けて、国土交通省との協議や上記鉄道事業者など

関係者との協議を行いながら進めていきます。

また、駅前広場の基本設計及び実施設計につきましては、今年度から平成30年度まで長崎市がデザイン基本計画に基づき行います。

以上、長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画の説明を終わります。

【亀山住宅課長】長崎県住宅供給公社の諫早西部団地第2工区の状況について、補足して説明いたします。

課長補足説明資料の11ページをご覧ください。

こちらの航空写真で、上が北になりますが、第2工区の北東側のオレンジの線で囲まれた部分が東-2地区であります。東-2地区につきましては、平成28年1月より販売を行っており、全81区画のうち6月13日現在、21区画で契約等に至っており、着実に販売が進んでおります。

次に、西-1地区の商業用地の処分計画についてご説明させていただきます。

東-1地区の西側に、「西-1商業」と表示した区域が西-1地区でございます。こちらは団地及び周辺地域の利便性を向上させるための商業地として販売する予定でございます。

区域の規模は約3ヘクタールで、現在、商業施設を建設することなどを条件とした公告案の検討を行っており、今後、一般競争入札により売却を進めていきたいと考えております。

【中島(浩)委員長】以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【友田委員】陳情書の12番については、私の地元、松浦市からの要望でありますので、私の

ほうからも数点お尋ねしたいと思います。

まず、土木部関係でいきますと、4番、5番、6番になると思いますけど、西九州自動車については、順調に松浦市内の工区については進んでおりますので、これは引き続き国のほうに。

松浦インターまでの開通が平成30年度と言われていますけれども、もうほとんど、トンネル工事も順調に進んで、最後の松浦鉄道をまたぐ橋が一番大きな工事なのかなという感じです。

あわせて、県のほうとしても、県事業として、国道204号とバイパスをつなぐ新たなアクセス道路の整備など計画していただいておりますので、順調に進めていただきたいと思うのですが、地元の要望というか、地元の思いとしては、平成29年度に調川インターまで進捗することはもちろんありがたいことなんでしょうけれども、今申し上げたバイパスとの交差点が、朝の時間帯に、松浦鉄道の踏切が下りて、右折する車、伊万里方面から平戸方面に向かう車がバイパスに入ろうとすると、右折帯にずっと並ぶんです。並ぶと、既存の国道204号が非常に狭いために、直進の信号は青になっているけれども、右折車両が停車することによって直進車両が通行できなくなる。結果的に踏切信号は、踏切の遮断機がおりている時は、直進は青になるんですけども、右折車両が詰まっているために直進できない。これが100メートル以上渋滞するんですよ。調川インターチェンジまで西九州自動車道が開通しても、この状況は全く解消されないんですよ。

一方で、松浦インターチェンジまで開通すると、完全にこの状況がなくなるので、非常に利便性もよくなるし、多数の車両が仮に西九州自動車道を通りして平戸方面、松浦に来たとしても、大変な利便性の向上につながっていくんで

す。

こういった意味からも、何とか平成30年の松浦インターチェンジまでの開通について、ここまで開通することによってさらに利便性が高まって、調川インターチェンジまでの開通よりもぜひこの分を、ここまで、地元としては同時ぐらいにできないものかという思いもあるんですけども、実情を県としてもご存じだと思いますので、このあたりについて少し、お考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

【大塚道路建設課長】西九州道伊万里松浦道路の松浦インターまでの開通の時期に関するご質問でございますけれども、私どもは、国のほうからは、これは国が公表をいたしておりますので、調川までは平成29年度、松浦までは平成30年度というふうにお聞きをしているところです。

しかしながら、委員ご指摘の松浦までの開通時期をできるだけ前倒しということに関しましては、私どもも同じ思いでございますので、予算の確保とともに、できるだけ早い開通をお願いしたいということで、今後も引き続き国に対して要望していきたいと考えております。

またあわせて、先ほどちょっとお話がありました松浦インター工区につきましても、まだ県の事業として始まったばかりですけれども、松浦インターの開通と時期と合わせ供用できるようにと、用地交渉等に努力してまいりたいと考えております。

【友田委員】ぜひ、この点についてはですね。

先般、西九州道の建設促進期成会総会が平戸でありましたが、伊万里の久原から今福までの1区間が開通しただけでも、やはり車両の通行量の増加が見込まれていて、これは結果的に地域の交流人口の拡大とか観光振興とかに役立っておりますので、引き続きこの促進につ

いては、県も十分取り組みをお願いしたいと思います。

次に、5番目の港湾の整備関係ですけれども、埋立護岸の整備を松浦市から要望されておりますが、具体的にこの事業について、県としてこれを実施するに当たっての課題とか現状について見解があれば、お聞かせをいただきたいと思います。

【近藤港湾課長】松浦市からご要望がっております調川港の埋立護岸についてのお尋ねだと思いますけれども、市にもご意見を伺いながら、港湾事業や土地開発公社による実施の可能性を検討してまいりました。

ただし、港湾事業でやる場合の採択基準を満たしていないとか、非常に事業化が厳しく、今のところは結論が出ていない状況でございます。

西九州自動車道で発生する建設残土を有効に活用して、産業振興につなげるためにも、事業主体を含めて有効な整備方法がないかということを引き続き松浦市とも連携しながら、情報共有を図りながら意見交換を図ってまいりたいと考えております。

【友田委員】この点は、松浦佐々道路に相当長いトンネルが幾つもできるものですから、仮称ですけど、平戸・江迎・御厨インターチェンジと松浦インターチェンジの間に長いトンネルが2つできますよね。この掘削残土をどうするかという意味でも、この護岸を整備することによって、掘削残土の横持ち費用とか、いろんなものの削減も図られると思いますし、課題はあると思いますけれども、港湾課長も十分ご理解いただいていると思いますので、ぜひ国とも、もちろん地元とも協議をいただいて、せっかく出る公共残土を有効に活用できるような、その後もそれによって地域振興にもつながるような取

組をぜひ、私のほうからもお願いをしておきたいと思います。

次に、9番目の新福島大橋の建設についてですが、この橋は昭和42年にかかって、50年になろうとしているんです。地元は、以前から橋の寿命は50年と、この感覚なんですよ。もちろん県においては、平成22年ぐらいに長寿命化の対策工事をやっていただいて、現在、車両で通るだけでは、欄干などもきれいになっていますし、道幅が狭いということを除くと、現在の一般車両の通行においては、それほど困っているという状況ではないんですが、この先に九州液化ガスという民間会社があり、そこがLPGの国家備蓄基地を併設しているものですから、大型のタンクローリーが1日に何百台も通るということで、その通る際に、写真がありますけれども、タンクローリーがここを通ると、横を歩いている歩行者に対しては非常に危ない状況になると。

こういうこととあわせて、間もなく50年になるので、この橋の新設をという要望が出てきておって、地元でも、やっぱり寿命は50年だから、今動かないと、この橋が壊れて通行できなくなるんじゃないかと、そういう危機感もあるんです。

道路維持課とお話をすると、長寿命化対策等々を講じることによって橋の寿命は相当伸ばせるんですよという話を聞いているんですが、なかなかそのあたりの理解が進んでいない状況なんです。センセーショナルな事故がいろいろ、国内、国外でもあって、そういったものを皆さんが思って、あんなことになったら大変だなというような危機感もあるものですから、長寿命化をして、これだけ大丈夫ですよというような、業界でオーソライズされたようなそういったものがあるんですか。そのあたりがあれば、少し

お示しいただきたいと思うんですけれど。

【池田道路維持課長】長寿命化対策につきましては、長寿命化対策を行えば何年程度もちますよというようなはっきりした年数とか、そういうものはございません。

ただ、今までの経験的なところからいって、適切な補修を行っていけば100年程度はもつであろうということで、長崎県におきましても、長崎県長寿命化橋梁維持管理検討委員会というものを設けまして、そこで目標として100年もたせるという計画にしています。

ただ、100年までは必ずもてるという話ではなくて、そこを目標に頑張っているということでございまして、この橋に関しましても、5年に1回の詳細点検、あるいは特別に年に1回は点検を行うということで、適切な維持管理に努めているところでございます。

【友田委員】これは、県内で多分離島にかかった長大橋では最初の橋なんですよ。地元で言われているのは、昭和42年の建設ですので、設計基準が昭和30年代の設計基準でやられていて、その当時はまだ炭鉱の町だったんですよ。車両の大型化とか、そういった想定がなされていないんじゃないかと、いろいろ不安視する声が出てきているんですよ、やはり50年前のものですから。

そういった意味では、私のほうから一度お願いしていますが、地元の方々に説明する機会を設けていただきたいと思うんですけれども、このあたりについては、県のメニューを見れば出前講座等々も、法面とか橋梁の補修についてはありますので、そのあたりについてお願いしたいという思いがあるんですけど、これはいかがでしょうか。

【池田道路維持課長】道路維持課といたしまし

ても、こういう橋を適正に管理をしているというところをぜひ地元の方にもご説明して、長寿命化のご理解をいただきたいと思いますので、ぜひそういう機会を設けさせていただきたいと思います。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はございませんか。

【山田(朋)委員】陳情番号10番、佐世保市からの要望で、都市計画道路佐世保縦貫線（国道35号）の早期事業化について。

この分は久野議員が一般質問の中でも質問をされましたが、これは、皆さんもご存じのように、佐世保の本当に玄関口の道路でありまして、両サイドの建物の高さ規制もかかっているから、ほかのところに比べると非常に街並みが古くて、空き家も多くなっている状況にあります。

そこで、いろいろな規制がかかっているとは聞いておりますが、県として、この道路に関して、佐世保市の要望に沿ってどのような形が考えられるか、可能性としてどういったことが考えられるかをまずお聞かせください。

【藤田都市計画課長】国道35号の件ですけれども、これにつきましては、現在、佐世保市が国道整備と土地区画整理事業を組み合わせた形での実施を提案しておりまして、それにつきまして、今年度、佐世保市がその調査を行います。その中で概略の計画を立案しまして、土地区画整理事業として成り立つのか、そういうことの検討をすることとしております。

ここは道路管理者が国でありますので、国とも相談をしながら計画を練り上げる必要がありますので、今後とも県・市連携して協議をしてまいりたいと考えております。

【山田(朋)委員】ぜひ一緒になって国に働きかけて、この街町並みがきれいになって、渋滞が

緩和できるような形になるように、ぜひお力をいただければと思います。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんか。

【山田(朋)委員】あともう一点、企業誘致等の推進の中で道路の整備のほう、ウエストテクノ佐世保周辺の環境整備ということで要望が上がっています。

道路がもともと狭かったり、そういういろいろな事情がある中においてですけれども、これで今、工事をいただいております。主要地方道佐々鹿町江迎線の整備事業、平成30年に完成予定とありますが、これを少し早めにお願ひできるものなのかどうか、そのあたりの進捗状況を含めて教えてください。

【大塚道路建設課長】委員ご指摘の主要地方道佐々鹿町江迎線、これは志方黒石工区ということで事業をやっております。

平成24年度から事業を開始いたしまして、設計協議等を行って用地取得を行いまして、今年度から本格的に河川護岸の工事に着手をするという計画でございます。

ご指摘の平成30年度完成に向けての進捗でございますけれども、先ほど申しましたとおり、佐々川の河川の一部を埋め立てて護岸をつくって橋梁をかけるという非常に難しい工事が今後ございまして、私どもとしましては、当初、事業を始めた時の完成目標が平成30年度でございますので、できるだけそれを目指してやっていきたいと考えておりますけれども、難しい工事であるということと、なおかつ、交付金を使った事業であるということでの予算措置等々の条件もございまして、そこはできるだけ頑張っけて目指していきたいと考えております。

【山田(朋)委員】安全を確保しつつですね。

また、ウエストテクノのほうもほぼ満床に、

新しく企業が入ってくることももう決定していますので、そういったことになると、もっと道路の渋滞とかいろんなことが予想されますので、安全を確保しつつですけれども、ぜひ可能な限り早くつくっていただければと思います。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくこといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【麻生委員】 議案外ですけれども、昨日、今回の雇用関係でありました件について、関連資料が添付されておりましたので、その件についてお尋ねしたいと思います。

資料を探しますので、その前に別件で。

実は、港湾関係で、2バース化の問題もありますけれども、今、クルーズ船が200隻近く入ってきていて、その中で、平成28年度の政府施策要望にも入っているんですけれども、これは港湾と若干違うかもしれませんが、警備が入っていますので、一部関連でお尋ねしたいんです。

C I Qの体制が、これは文化観光国際部なんだろうけれども、この前、中国人が、要は出国といいますか、入国してきているけれども、帰ってきていなかったという事例があって、これが伸びてきているという状況なんですよ。

ということで、その点については、警察等含めて対応されているかどうか。

要は言いますと、年間200隻近く入ってきているクルーズ船がありますけれども、それにC I Qはちゃんとされているんでしょうけれども、一旦出国して不法滞在していると、帰ってこなかったという状況が発生してきているんですね。それについては、一応警察の状況でしょうけれども、C I Qも含めて適格なんだろうけれども、そういったことについて関連で、警備を含めて対応されているのかどうか、その点、お尋ねしたいんですけれども。

【近藤港湾課長】 委員がおっしゃったC I Qに関しては、入国管理と税関と検疫とがございまして、これは国のほうの事務でやっております。入国管理局が松が枝のターミナルのほうに来ていただいて、そこで出入国の管理をやっていただいているという状況なんです。

県は何をやっているかといいますと、土木の概要の12ページにございますけれども、いわゆる埠頭警備、入国する船舶に対して危害が加えられないか、テロが起これないような対策として警備を県のほうでやっているという状況でございます。先ほどおっしゃいました入国の管理については、我々の範疇外になっておりまして、実際、入国された方が適正に入られて、その後に行方不明になってみたりとかという話については、我々のほうでは把握していない状況です。

【麻生委員】 これは所管が違うという話なんだろうけれども、今後、2バース化も含めて、あわせてこの警備体制もとられるということでございますので、しっかりこの施策を、双方連絡を取りながらやっていただきたい。

ちなみに、この前、ニュースで言っておりま

したけれども、ここ1年間で22名ぐらい帰ってきていないという状況がありましたので、今後、治安の問題だとかありますから、そういう対策もぜひ双方でとっていただければと思っております。

あと1点が…、資料を探します。ほかの方があつたら、言ってください。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【山田(朋)委員】 一般質問で入札のあり方の中で提案をさせていただいた、更生保護の観点から、過去に犯罪を犯した人を雇用する企業に対して入札の加点制度をとということで2年連続で質問したところ、1年目はだめでしたけれど、2年目には効果が認められるというふうに言っていて、採用されたというふうに理解しておりますが、その後の進捗状況について、お聞かせください。

【佐々建設企画課長】 協力雇用者をどう評価するかというお尋ねかと思いますが、入札の参加資格、格付要件を審査する際の項目の中に一つ追加しまして、協力雇用者として登録しているかどうか、加えて、過去1年間で雇用したかどうかというものを点数にして評価するような制度に、今年度から変更したということになっております。

【山田(朋)委員】 わかりました。いつの入札からスタートできるのか、いつからですか。

【林田建設企画課企画監】 今の制度については、平成28年度から、業者の格付をする時の主観的項目の中で評価をしています。4月から評価をしている状態です。

【山田(朋)委員】 実際に協力雇用主をしていて、その関係で格付が上がったという事例とかもあるんですか。件数とかありますか。

【佐々建設企画課長】 すみません。手元にそう

いう資料がありませんので、後で報告させていただきたいと思います。申しわけありません。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【麻生委員】 失礼しました。昨日、予算総括質疑の中で、地域創生人材育成事業がありましたけれども、これで建築関係が載っていましたので、改めてお尋ねしたいと思います。

建設業分野において、今回の事業について、創生事業は、長崎県建設業協会ということで言われましたけれども、今回は正規社員を雇用するという要件が第一義ですよということでありますけれども、第1級施工管理技師とか、第2級施工管理技師、これは普通、実務経験が5年とか3年ないとできないですよ。新卒で入れば5年間の勤務がなければなかなかないんですけれども、途中入社の人たちを雇用して入れるのであれば、この条件を満たすんでしょうけれども、既存でもともとある人たちを、逆に、会社の人材の人たちをその中でただ単に教育してやるという条件で使うのか。そうすると、当初の目的の新しい人を入れて雇用しますよという条件と若干違ってきているんじゃないかと思うんですけれども、その点との整合性はどうなるんでしょうか、教えていただきたいと思います。

【天野監理課長】 地域創生人材育成事業でございますが、今回、産業労働部で予算計上いたしておりますが、対象となっております4つの事業分野、製造業、情報産業、運輸業、その中の一つに建設業がございます。それから、今おっしゃったとおり、正規雇用を想定いたしまして、技能者ではなくて技術者、具体的には、委員が今おっしゃったとおり、1級の施工管理技師とか、2級施工管理技師、そういった資格を取っていくことを基本的には目的としてやっていくということがございます。

具体的には、事業自体は3年間ということになっておりまして、1年目が雇用の訓練、この部分に対しまして委託金が入ります。2年目、3年目は、事業としては続いていきますが、その部分は、採用していただいた企業のほうで人材育成をしていただくということで、企業自身の努力が求められるということになります。

今おっしゃった、1級とか2級の例えば土木・建築施工管理技師の資格についてでございますが、例えば大学卒の場合、指定学科を卒業した場合は、最短で1級は、学科の受験資格が3年で取ることが可能です。指定学科以外であれば、4年6カ月かかります。それから、2級の土木あるいは建築の施工管理技師は、大学の指定学科であれば1年以上、指定学科以外でも1年6カ月以上で、学科または実地の試験の受験資格を取ることができます。高等学校卒業でも、2級であれば、指定学科は3年以上で取ることができますので、一応、事業として想定しております期間の中で、最も早いケースであれば資格取得は可能というパターンでございます。

ただ、この事業につきましては、資格を取得することだけが目的ではございません。例えば資格が取得できなかったらどうなるのかということではございませんで、こういった雇用の訓練をするとともに、実施をしていただいた企業につきましては、採用後、その新規採用職員の3年間の能力開発プログラムを策定するとなっております。1年目でこういったレベルまで仕上げていく、2年目でこういったレベルまで仕上げていく、最終は3年目でこういったレベルまで仕上げていくということで、その3年間、毎年の成果の検証は行いますが、その段階で資格が取得できなかったからといってペナルティーがあるわけではございません。そういったや

る気がある方にとって資格を取りやすくする環境をつくるということと、それから、企業自身にもそういった人材育成の努力を求めるといったところで、3年間、成果の検証をずっとやっていくということで、新規に採用する若者に対しまして、この企業に入ったらそういった資格が取りやすいと、そういった採用に当たっての誘因をもたらすものであるということでございます。

それにつきましては、企業も、採用された社員も、それぞれが努力していく必要があるということでございます。

【麻生委員】中身は、目的はしっかり持たせて、そして1級施工管理、これは建築も土木もいろいろありますから、その分野で頑張っていたきたいということについての希望を持たせながらやるということで、3年間ということで、ざっくり言いますと、3カ月間で100万円ぐらい出すわけですね、1年度はね。そういう状況で、ある意味では、企業にカリキュラムを出してもらってやるわけですが、この関係で私がお願したいのは、ここで年間約40名ぐらい育てたいという状況を聞いているんですけども、やっぱり3年間という長丁場でもありますので、ある意味では、今後、長崎に人が残ってもらう。もちろん、今の現場では技術者が不足していて、我が県も足りないわけですが、そういう中で若い人たちに残ってもらう一つの目的を持ちながらこういったことをやろうとしているわけですから、3年間の長い期間ですから、しっかり管理をしないと、途中でやめていったりとか、当初の目的はいいんですけども、3年間の中できちんと管理ができるかどうかということだと思ふんですよ。

そういう中では、せっかくやってもらうとこ

ろにも人事管理をしてもらうとか、そういう取組について、お互いが情報交換しながらやってもらうということで、どっちかといったら、予算をつけたからいいとかじゃなくて、しっかりお互いが人事育成をすると。

ただ、残念ながら、役所の人たちは3年で人事交換でいないわけですから、だけど、企業はずっとその中で人が残っていくわけですから、そういうことの管理をどうするかということをやっぱりきちんと継承してもらわないと、人づくりというのは、企業も、またその人たちの家族も、ある意味では大事な視点ではないかと私たちは思っているんですよ。

そういう意味で、しっかりこういう流れをつくるということはいいいことだと思いますよ、目標管理をやるということとはね。しかし、長丁場であるんですよ。だから、企業に対してしっかり管理をさせていただきながら、人事管理をしますよと、そういうスキームをちゃんと入れますよということをぜひお願いしたいと思えますけれども、そういう点についてはどうでしょうか。

【天野監理課長】今回、この時期に補正として厚生労働省の採択を受けて予算計上しているわけですが、事業化についての検討につきましては、既に昨年段階から、ワーキンググループをつくりまして検討を進められておられて、この建設業分野につきましても幾つかの団体に事業実施の意向を問いかけたところ、建設業協会のほうでぜひやりたいという強い希望がございました。

建設業協会は、総合建設業者が多く入っておりまして、今、380社ほどございますが、そこから強い意向があったということと、実は目標人数でございますが、今年度は年度途中から始

まりますので、目標人数は30名ですが、2年目、3年目は40名、40名ということで、3年間で110名の雇用をしていくということになっております。

いずれにせよ、今回補正でこの予算が成立した後、具体的には、建設業協会と事業のスキームの詳細を協議して組み立てていくことになります。

そういった中で、当然、この事業に求められております、毎年毎年の採用した方の仕上がり像というものの設定もございますし、毎年毎年の実際の成果の検証を行うということが、当然、これは厚生労働省のほうから求められておりますので、今、委員のご指摘の件につきましては、建設業協会ともしっかり協議をしながら、きちんとしたスキームで事業を組み立ててまいるように努力したいと考えております。

【麻生委員】わかりました。ぜひ、お互いに情報交換しながらやっていただきたいと思います。

ただ、1年目、2年目は予算がつくからいいんですけれども、3年目に入った措置は当初予算しかないわけですから、その後の企業は、残り2年間、持ち出しがあるわけですね。そういう意味では、限られた予算ですので、しっかり人材をつくるだけの企業の流れを社内に持ってもらうというようなことも、ぜひお願いしたいなと思います。

ただ、私は、この前、野口技監が谷村さんのところに尋ねていかれていましたけれども、要は、中小企業はなかなか先が見えないので、受注がきちんと見えないので、人が雇えるかどうかからんよということもあったということで、これは現場では本音じゃないかと思うんですね。今、企業は雇いたいけど、入札でとれる確率がなかなか厳しいと。だから、受注があってはじ

めて人が雇えるんですよということもあります。だから、逆に言えば、今日も午前中、補正予算が200億円残ってございましたけれども、こういったものを速やかに出していただいて、現場に仕事が回るようにしてもらおうと、多くの事業が、それぞれ要因があると思いますけれども、現状としては大変厳しい状況も、公共事業の総体の予算は減ってきていると言われておりますので、ぜひそういったものを、両方あわせてお願いしたいと思いますので、これは要望にしておきます。よろしくお願いします。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はございませんか。

【大久保委員】私は、長崎県住宅供給公社について、2～3点質問します。

平成16年の住宅供給公社破綻以来、私も非常に気になって見ているわけであります。この報告によれば、特定調停成立後、12年間連続で経常利益を出しているということでありまして、当時、特定調停に反対をした立場で言えば、成立してよかったのかなと思うわけであります。

平成27年度の決算も、いわゆる分譲収入が減少したものの、1億5,000万円の利益を出しているということではありますが、これをもう少し、こういったところで経常利益が出ているのか、補足説明をしていただいてよろしいでしょうか。

【亀山住宅課長】住宅供給公社の状況でございますが、平成27年度の決算は、経常利益が1億5,000万円ということで、引き続き黒字決算ということになっております。

諫早西部団地につきましては、まず、東-1地区を売り出したんですけれども、170区画程度、民間と一緒に売り出したわけですが、こちらもほぼ完売いたしまして、現在、東-2地区について販売をしているところでございま

す。

今後は、先ほど説明いたしましたとおり、商業用地ということで売却を予定いたしておりますので、通常業務とあわせて、宅地分譲、土地分譲、あわせて再建を順調に進めていきたいと考えているところでございます。

【大久保委員】これは多分、賃貸住宅も非常に高い入居率があるというふうに書いてありますので、そこらあたり住民のニーズが、今の説明だと分譲も順調だし、賃貸のほうも非常に入居率が高いということで、分譲であれ賃貸であれ、非常にいい状況だというようなことでありますが、間違いないですね。賃貸というのは公営住宅ですね。

【亀山住宅課長】公社住宅といいまして、住宅供給公社が賃貸住宅を経営している部分もございます。それから、指定管理ということで、県営住宅等の管理業務を受託し、指定管理者として実施している分もございまして、そちらにつきましても、再建上適正に仕事を進めているという状況でございます。

【大久保委員】開発をしたものですから、分譲の部分でも、賃貸のほうは恐らく、ずっと高い入居率があるでしょうから、分譲の部分でぜひ、私どももしっかりPRをして、売れるように頑張りたいと思いますが、私の印象だと、この西部台の第1工区は非常に、比較的いい住宅だったような、いいというか、価格もそれなりにする住宅街だったのかなという気がしますけれども、第2工区の東-1、東-2というのは大体どれぐらいのグレードの住宅を販売というような感じでおられるのか、お尋ねしたいと思います。

【亀山住宅課長】東-2地区につきましてご説明いたしますと、土地の面積といたしましては、二百数十、240とか、230とか、260とかござい

まして、販売価格といたしましては1,100万円から1,600万円台とか、1,800万円とか、場所によって違いますけれども、品質としては高品質な街を目指しておりまして、今後の販売活動を続けていきたいと考えております。

【大久保委員】品質としては高品質で、価格は非常に、そう高くもないというのであれば売れるでしょうから、しっかり我々も応援をしたいと思います。

真ん中に、「西 - 1商業」と書いてありますけれども、3ヘクタールの土地で比較的広い土地だと思いますが、これは今後のスケジュール的にはどのような感じで公募していくような形になりますか。

【亀山住宅課長】こちらにつきましては、年内に公告、入札を行いまして、契約をできるだけ早くと考えております。商業地といたしまして、用途地域といたしましては近隣商業地域でございますので、地域の方々の利便性向上ということで、そういう狙いを持って販売していきたいと考えているところでございます。

【大久保委員】年内にということで、あと半年ぐらいありますけれども、早い時期に応募をかけられるのかなと思いますけれども、今言われた、用途地域ということでありますので、これはまさに都市計画上の調整区域とか、あるいは農振でいうところの規制というのはかからないわけですね。そういう意味では、比較的、応募をかけたらずを挙げて契約をしたいというようなところが出てくる、どういう感触でおられますか。たくさん来るような感触を持っておられますか。

【亀山住宅課長】近隣商業地域といいまして、近隣の住民が日用品の買い物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域という用途地域でござ

いますが、こちらは団地内外の皆様方の利便性向上に資するということ、こちらの販売につきましてはこれからなんですけれども、問い合わせも複数受けているということでございますので、我々としても、スムーズに分譲が進むようにと考えております。

【大久保委員】複数の問い合わせがあるということでありまして、ぜひ期待をしながら待ちたいというふうに思います。

これはもう当然、諫早市のほうにもいろんなやりとりというか、情報交換はされているんですよ。

【亀山住宅課長】地元諫早市とは、これまでも常に連携を図るという意味で、打ち合わせ等協議を重ねてきておりますので、いよいよ販売ということになります際にも連携をとって進めていきたいと考えております。

【大久保委員】ぜひよろしくお願いしたいと思います。

もう一点、同じ諫早に關係をして、県立総合運動公園陸上競技場のネーミングライツ・パートナーについてということでありますけれども、これは今年ですか、2月から3月にかけて1者から応募があったということで、その応募者についていろいろ、優先交渉者として選定をしていると協議をしているということでありまして、競技場はどんな状況になりそうですか。

【藤田都市計画課長】今の協議内容ですけれども、現在、愛称の付与期間とか、愛称を表示する看板の設置とか変更、そういうものを協議しております、協定書の締結に向けた内容について、最終の協議を行っている状況であります。

【大久保委員】これは、応募をかけた時のみくろみというか、結果は1者しかなかったという

ことでありますけれども、正直、どんなですか。当てが外れたと思われたのか、たくさん応募があると思われたのか、あるいは金額の問題等々、今、部内でどういうふうな感触をお持ちでしょうか。

【藤田都市計画課長】今回、募集としましては2回目になります。1回目は1者応募がありましたけれども、その時は会社の都合ということで辞退されました。今回、2回目の応募でまた1者と。前回は1者、今回も1者ということで、いろいろ考えられるんですけれども、今までの命名権料がどうなのかとか、そこら辺の料金がどうなのか、そこは検討すべきところがあると思うんですけれども、今回初めてのネーミングライツということで、我々としては、1者であっても、今回よかったのかなと思っております。

今後、別のところでも引き続きやっていくためには、もう少し検証しながら募集をしていく必要があるとは考えております。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんか。

【山田(朋)委員】今日いただいた土木部の概要の中から質問したいと思います。32ページです。建物、住宅の耐震化についてです。

それぞれ目標が設定、建築物、ホテルとか病院等、また住宅ということで、平成32年度末までに耐震化率95%というふうに目標を設定されていますが、今の県内の状況をお聞かせください。それぞれの状況をお聞かせください。

【亀山住宅課長】住宅の耐震化について、ご説明いたします。

昭和56年に建築基準法の改正によりまして、それまでの旧耐震基準、その後の新耐震基準ということで、建設年度によりまして基準が違うわけですが、旧耐震の時代の建物につきましては、今の基準に合っているかどうか、

耐震診断が必要となってまいります。ですから、耐震診断をして、それから耐震補強を、改修計画を立てて改修というふうに結びつくわけでございます。

現状の長崎県内の住宅の耐震化率ということでは、まず、新しいものは耐震性があると。古いものでも、場合によっては耐震性がある場合もあるけど、耐震性がない場合もあるということ、そういうことを加味いたしまして、我々が推計をしている数字といたしまして、平成25年度で住宅の耐震化率としては75%ということです。

これは、住宅土地統計調査という国の調査がございまして、それをもとに我々のほうで推計をした数値でございます。

【大場建築課長】建築物の目標である耐震化率95%でございしますが、これにつきましては、ホテル、病院等、耐震診断が義務づけられて、報告まで義務づけられている案件でございまして、これにね絞って目標を立てさせてもらっているところであります。

現在、義務づけされております民間の対象建築物でございしますが、全部で47棟でございます。これらのうち、もう既に耐震診断を実施済みのところが37棟でございます。未実施のものが10棟でございますが、既にもう今、診断をまさにやっているところが4棟でございます。未着手のところが1棟ですけれども、これも申請手続きを行いまして、すぐに着手していく予定となっております。

あと2棟につきましては建て替え予定がございまして、これはもう建て替えることによって耐震化を確保していくことになろうと思います。

残り3棟でございますが、このうち2棟につきましては改修工事等とか、減築とかをやりまして、

対象外の建築物にしていくというふうな方向性で進めております。

それと、未定のものが1棟だけございますけれど、これにつきましては、将来建て替えという計画もあるみたいで、ここについてはまだ未確定ということでございます。

これらの状況を踏まえますと、義務づけられている建築物、補助金が出るんですけど、どうしてもやっぱり自己資金というのがございまして、そちらの手当て等々の関係もございまして、この目標は、対象を絞っているものですから、平成32年度末までには、この95%の目標はぜひとも達成していくように、頑張ってもらいたいと考えているところであります。

【山田(朋)委員】 わかりました。

まず住宅のほうですけど、昭和56年以前の建物に関しては耐震診断をするための補助制度があって、あったとしても、自己負担というものが発生するかと思うんですけど、必ず義務化というわけでもなく、自分の安全を守るために診断して、補強をするべきだよというだけの、そういうスタンスというか、そういうことですね。

自己負担の割合というのはどういうふうに、もし、私の家を診断するとしたら、自己負担はどれくらいになっているのか、そのあたりも教えてください。

【亀山住宅課長】 例えば旧耐震の住宅を診断、計画、改修というふうにもっていく場合に、まず、耐震診断につきましては、診断費用が4万6,200円かかるとした時に、そのうちの3万800円を補助ということで、自己負担は1万5,400円ということで、耐震診断につきましては割と負担が軽いわけですが、例えば耐震性がないと診断された場合に、計画を作成するのに

10万円以上のお金がかかりますので、そのうちの3万5,000円から7万円を補助しようということで制度を持っております。

また、耐震改修につきましては、100万円を超えて200万円ぐらいかかる場合もあるかもしれませんが、そこにつきましては60万円から90万円を補助しますということで、県のお金と市町のお金と合わせて、各市町で窓口となりまして、補助、支援事業を進めているところでございます。

【山田(朋)委員】 わかりました。思っていたよりは、結構、補助率というか、非常に高いのかなと思いました。

要は、この率を上げていくには、市町のほうで把握をされている個人宅に対して、昭和56年以前のものに対して診断をしてくださいとお願いをしていくという形ですね。それしかないですね、働きかけをしてもらう。そういうふうに理解していいですね。

【亀山住宅課長】 私どもは機会を捉えまして、新聞に広告を出したり、ラジオのスポットを流したりということで、なかなか皆様方にご理解いただくのが難しい部分はあるんですけども、熊本の地震を経まして、やはりどうしても長崎県内の方々は、よそのことだと思いがちなものですから、我々といたしましても、熊本地震後に相談会を開催いたしまして、できるだけ皆様方に理解していただいて、市役所、役場の窓口でも、まずは相談に来ていただいて、耐震化の重要性をご理解いただき、検討をいただきたいと考えております。

【山田(朋)委員】 わかりました。地震保険も加入率が上がっているやに聞いておりますので、この時期にしっかりと。本当に隣の県であったこと、私の住む佐世保市でも震度4があって、

初めてデジタル防災行政無線がずっと鳴り響いていましたけど、ああいうことも初めて経験したので、今はそういうふうな意識が非常に高くなっていると思うので、いろいろやっていただいているようですけれども、さらに働きかけを強めていただければと思います。

あと2点ほど、簡単なもので。

もう一点、出島、南口から出たところで、この間ピンクのテントが張ってありました。女性の方を対象に、土木に関して親しんでもらうため、ページで言うと39ページの広報広聴活動ですけれども、これをされたようですが、これは要は、男性が多いであろう職場に対して、女性の方も労働者として興味を持ってもらって従事してもらおうとか、そういったことが意図だったのかなと思いますが、この成果について、直接就職とかそういうことを検討された方がいるのかどうかとか、この人たちをどうやって集められたのかどうかも含めて教えていただければと思います。

【佐々建設企画課長】女性を対象にした広報活動についてのお尋ねですが、それにつきましては、3月19日土曜日に女性の方々、これは高校生、大学生、若い方が対象なんですけど、総勢45名の方にご参加いただきました。

内容としましては、護岸工事についての説明とか、土木の催し、豆知識ですね、こういったものでありまして、あとは高所作業車の試乗とか、測量、フォトコンテストとか、見学会、こういったものが主な内容になっております。

この参加について、学校のほうにお願いして、こういう活動をするというような周知を図っておりまして、ご参加になられた方の約7割が学校の紹介でお見えになっております。そのほか、ホームページを見たとか、新聞を見たという方

が1割程度。

参加してどうだったかという答えなんですけど、これについては、「よかった」と言われる方が約9割ほどです。

これは今からの話ですので、これがどういうふうな雇用につながっていくかというのは、今からいろんな検証をしていく必要があるかと思えます。

【山田(朋)委員】わかりました。おおむね9割の方が、「参加してよかった」というような結果が出ているようですので、今からだと思えますけれども、就職につながったり、あと、河川の護岸整備でしたか、防災の意識をちょっと持っていていただいたりとか、いろんな意味で結果が出てくるような事業ではないかと思うので、継続していただきたいと思えます。

最後に1点だけ質問します。板山トンネルについてですけれども、6月27日に大野地区、6月28日に世知原地区で住民説明会を予定しているようですけれども、今後のスケジュールです。やっと1年間かかって、地すべりとかいろんな問題があって時間がかかっておりましたが、安全が確保できたということで、引き続き継続して事業をやっていただくことになって、今から説明会等々あるようですが、これがスムーズにいった場合のそれぞれのスケジュールについてをお示しいただけますか。いつまでに何とかです。

【大塚道路建設課長】委員ご指摘の一般県道佐世保世知原線、板山工区板山トンネルに関してでございます。

平成26年度に交付金事業で新規事業化いたしまして、その後、現地調査を行いました。ご存じのとおり、計画ルートに沿って地すべり、それから、炭鉱掘削による地盤沈下の等の確認

を行いました。なおかつ、用地調査においても、用地取得が非常に厳しいと予測される箇所等もございまして、これまで長崎大学と連携いたしましてルート選定を行ってまいりました。

この結果、先ほどご指摘ございましたとおり、平成28年3月にルートが確定いたしまして、地元でルート概要の説明会を行ったところでございます。

ここまでで、一応、大方のルートは固まったわけなんですけれども、これからトンネルの本格的な地質調査、設計等がございますが、通常のトンネルと違いまして、先ほどもご説明しましたとおり、掘った後に何が出てくるかわからないような非常に複雑な地質、それから坑道の跡等もございますので、そこは長崎大学の地質の専門家等とも協議しながら、しっかりと調査をして、検討して、掘り始めてから大きな事故とかが起こらないようにやっていきたいと思っております。

具体的なスケジュールでございますけれども、そういったものに取り組むというのが、県としてもあまり例がございませんで、しっかりと取り組んでいきたいと考えておりますので、具体的に、じゃ、いつからトンネルを掘るんだということに関しては、現在、まだ決まっておりません。申しわけありませんが、そういうことで、しばらくお時間をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【山田(朋)委員】 ご説明ありがとうございます。場所が炭鉱跡地、炭鉱があったところということもあったり、いろいろな諸条件の中で検討いただいてルートの確定をいただきまして、本当にありがとうございます。

当然、今、課長の説明のとおり、難しい工事であるということは明らかでありますでしょう

から、安全を確保していただきながら、本当に住民の30年来の悲願のトンネルでありますので、ぜひ、安全を確保しつつですけれども、一日も早くつくっていただけるようになれば思っているところです。よろしくお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【天野監理課長】 先ほど山田(朋)委員からご質問がありました、保護観察者の社会復帰のための建設業格付の主観点加点につきまして、現在の加点の状況はどうかということでお尋ねがありまして、今、補足してご説明させていただきたいと思います。

先ほど建設企画課のほうからも答弁がございましたが、今年度、平成28年度から協力雇用主としての登録、それから、同一の保護観察者等を継続して3カ月以上雇用した場合に、主観点に5点、社会貢献項目のうち5点ということの加点が制度として始まりました。社会貢献項目は、上限値が180点、その中で5点でございます。ただ、これは今年度から5点の付与制度が始まったということで、今年の適用している格付表にはまだ反映されておられません。

実際の反映はいつごろになるかといいますと、毎年10月から11月ごろ、翌年度の競争参加資格審査のための主観点事項の審査を行っております。ですから、今回も、現時点では、まだ全然その確認はできておりませんが、今年の10月から11月ごろ、集中してその審査を行いますので、その段階で、今年から始まったその5点を適用するところがあるかどうか、その段階でわかることになろうかと思います。それがもし出れば、来年度、平成29年度の格付からその分を反映していくことになってまいります。

【山田(朋)委員】 ありがとうございます。こ

の制度を始めていただくことを関係団体には既に周知をいただいているとは思いますが、更生保護の観点から、再就職しなかった場合、6割がまた戻ってしまうというようなデータもありますので、いかに重要か。特に、そういった方々が多く従事する建設現場のお仕事でありますので、そういった方々を雇用するということのメリットがありますよというのをきちんと隅々までというか、そういう関係の方々にちゃんと届くようにしっかりと広報活動をいただきたいと思います。

今年10月から来年度の格付でそういったところが増えることを非常に期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【友田委員】 道路の維持管理の件で少しお尋ねしたいと思うのですが、先ほども少し、松浦市の陳情の中で申し上げた、西九州自動車道の建設が進んでいって、山代久原インターから今福間が供用開始されて、伊万里方面に行くほとんどの車両が西九州自動車道を通過するんですね。そうすると、既存の204号の交通量というのは激減しているんですが、一方で、国道でその管理については県の管理なんですね。今後、今福からさらに調川、松浦と延びてくると、204号の沿線は交通量の激減が予想されるわけですよ。ここには街路樹だとかいろんなものがあるんですけども、そのあたりの維持管理の考え方で、交通量が仮に減っても、そこは道路として存続している以上は、従来の形での維持管理というものは継続していくという方針なのかどうか。ほかにそういったケースは県内にもあるのかなと思うものですから、これまでの予算の状況とかも含めて、そのあたりについてお聞かせいただきたいと思います。

【池田道路維持課長】 現道の維持管理についてのお尋ねですが、これにつきましても、道路機能を失わない状況を保つための維持管理はしてまいります。

ただ、交通量が極端に減ったりすると、例えばパトロールの回数が少し減るとかというような事態はあると思いますが、道路の機能を失うようなことはございません。

【友田委員】 機能というのは、路面の舗装とかそういうことでしょうか。だから、景観維持とかという意味での、それも含めての道路機能ということですか。

【池田道路維持課長】 今、委員がおっしゃったように、景観等を含めての維持管理ということでございます。

【友田委員】 今後の課題になると思うんですが、沿線自治体にとってみれば、道路の早期完成を望みつつも、それによって人の流れが変わることで、よくある、道路ができたことで、従来あったまちづくりに影響するということから考えると、松浦の場合は、サンセットロードに指定されている路線がありまして、ここはやはり県が指定しているだけ、非常に景観がいいわけですよ。ここに人をどう降ろすかということも、まちづくりにとっては非常に重要なものですから、道路はできました。しかし、大方の車両は向こうを通るので、そういった景観の維持とかという予算を削られて不十分な状況になると、いろいろ今後困るなという声もあるものですから、実際に道路の開通が見えてくると、そういう心配をする声がありますので、そのあたりはぜひ、地元の意見も十分聞いていただいて、必要なところにはちゃんとした対応をいただきたいと思いますけれども、この点、いかがでしょうか。

【池田道路維持課長】今、委員おっしゃいました204号につきましては、サンセットロードという「日本風景街道」という指定を受けております。

これにつきましては、シーニック・バイウェイという道路でございますが、こういう道路は旧道のほうの道路についても、交通量が減ったにしても、地域の活性化につながるように、例えば道路そのものが観光の資源になるという取組もございますので、そういう取組とあわせて、少しでも地域の活性化につながるような方策を考えていきたいと思っております。

【麻生委員】山田(朋)委員の質問と重なる点があるんですけれども、耐震化の問題で、ホテルの関係が耐震95%、平成32年までという話ですよ。これで達成しなければ、修学旅行とか、団体客の受け入れはできないというふうになるんでしょうね。

これは一般質問でもあったと思いますけれども、要は、長崎市もそうですし、雲仙もそうでしょうけれども、大型ホテルを持っているところは補助金が3分の2出るんですけれども、これは工事が終わった後にしか出ないんですね。自己資金を準備して、全額自己負担でやってくださいねと。後追いで出しますよという話になっていて、金融機関に、「じゃ、このお金を貸してくださいませんか」と言っても、「いやいや、あなたのところはもうけが少ないから、利益が出てないからだめですよ」と、貸さないわけですよ。そういう状況が、今発生してきているわけですね。

じゃ、できないところはどうかといたら、これは県外の資本に買われてやってきているような状況ですよ。せっかく長崎県内のオーナーが頑張って観光事業をやろうとしている中

で、そういう耐震化の状況で建物を建てきれない、また、耐震化できない。だけど、この補助金がありますからやりなさいと言われても、全国的に見ても、使い勝手が悪くて、使われていないんですよ。

だから、旅館組合の人たちも言われておりましたけれども、何とか県とか市が基金をつくって、銀行融資ができないわけですから、先食いじゃないですけど、後から補助が出るということであれば、何らかの形をつくって、市も県も基金を出し合ってそういうことをやらないと、大型旅館といいますが、今からインバウンドでいっぱい来てもらってやりましょうという話を片っ方ではやっているんだけれども、片っ方では、実際、足場の資金が回らないという状況があってきているんですよ。これを具体的にやらないといかんのじゃないかと思うんですよ。この点はいろいろ相談があってきていると思いますけれども、どう対処されようとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【大場建築課長】耐震化に対します工事費の自己負担分にかかわるご質問でございますが、一応、委員ご指摘のように、当然、補助事業というのは、精算払いじゃないですけど、完成して完了を確定してお支払いしていく制度でございまして、ご指摘のとおりなんです。我々のほうとして、避難施設の指定を受けると補助率がかさ上げできるような制度を長崎県はしております。

あと、国の補助金を一番効率的に使えるような制度をつくっているんですけども、それ以外の自己資金につきましても、耐震化に関する融資制度として、日本政策金融公庫において耐震改修関連の特例貸付が設けられているところであります。

県においては、今年度4月から、中小企業向けの融資制度において、耐震対策にも活用できる宿泊業生産性向上支援資金というのを4月から創設いたしております。

引き続き、耐震性が不足すると診断された建築物の所有者の方に対しましては、そういうような国の制度も含め、県の新しい制度も含めて、所有者の方に活用を働きかけていこうと思っております。

ただ、今、委員ご指摘の、前に出していただくというのは、今の状況ではなかなかそこは見直しができないかと思っております。

【麻生委員】簡単に言えば、耐震化全部で大体10億円かかりましたと。しかし、8割以上は自己資金で準備してくださいねと。後、終わったら、その分の資金、6割ぐらいは公的負担をしますよという話なんですけれども、そこに持っていく8割の8億円ぐらいのお金が準備できないわけですよ。

なぜか、昔、長崎もそういうことでは修学旅行も多かった。だけど、形態が変わってきていますから。なおかつ、地震がいっぱいあって、耐震基準が厳しくなってきました。それで、こういう耐震基準の適合がないと、適合マークといえますか、とれなくて、団体旅行も誘致できませんという形に、規制が厳しくなってきました。

だから、私が今お願いしているのは、よく声を聞いてあげて、そういう基金をどこがするかと。県と市も一緒になってやるような、そういう仕組みをつくってやらないと、さっき申し上げましたように、もうだめですよと、だめだということは廃業ですよ。自分たちが修学旅行とか大型の人をやっている。だから、両面があると思いますよ。それは自己責任だから、

商売だから、自分たちで準備しなさいという形もあるかもしれませんが、今後、インバウンドも含めてそういうまちづくりだとか、観光産業だとか、知事も言っているわけですよ。そういったものをちゃんと後押しするような仕組みづくりができないかどうか、ここで結論は要りませんが、ぜひ関係団体の人を呼んで意見交換しながら、そして、どうしたら地元のそういうオーナーが取り組んでいけるのか。黙っておいたら、海外資本だとか、県外資本に全部取ってかわられて、ただ単に就労の状況だけしかそこにはないという状況で、利益は全部吸い上げられて県に落ちないという状況になるのかなと思いますから、対策をしっかり協議してもらいながら、長崎市だとか、雲仙市とか、また、事前に資金をプールしてやれないのかどうか、そういうものがないのかどうか。

ファンドもそうでしたけれども、ぜひ検討していただいて、条件的にはハードルはあるかもしれませんが。お金を貸すわけですから。しかし、ちゃんと担保もとって、将来商いができて、長崎に観光の地盤ができるよ、耐震化も心配なくてできるよというところを、ぜひご検討いただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

何かありましたら。

【大場建築課長】私どもは耐震化を促進する部局でございますが、県の内部でも観光部局とか、あと商工金融課、部局とも連携を図って情報交換をしていきたいと思っています。

かつ、今、委員ご指摘のありました、当然そこは市町も一緒に協議に入っていただいているような場が設けられればと思っております。我々も情報をとりに行くし、商工とか、観光のほうにも我々のほうの情報も提供していきなが

ら、いろんなことを考えていきたいと思います。

【麻生委員】情報交換だけではなくて、協議会みたいなものを立ち上げて横串でやれるというような、そういったものをぜひ一回、何も外でやるわけではありませんから、内部で協議してもらって、対策会議みたいなものができるかできないか、早期で結論を出してもらうような形でお願いできませんかね。そうしないと、平成32年といってもすぐ来ますよ。なおかつ、資金の手当てをすとか、商いしながらやるわけですから、だから、横串をしっかりやってもらって、できる、できない、どういう課題があるのか、担保価値があるのかどうか、また将来、お客さんに来てもらえるかどうか、そういった状況も双方に合わせながら、縦割りの状況じゃなくて、横でしっかり、横串でやるということで、取組をお願いしたいと思います。

これは、私はなかならず地方創生になると思うんですよ。やっぱり地域の中でしっかり若い人たちもサービス業に特化してもらって、そういう状況づくりをやる。ただ、今言われたように、資金がなくて、逆に信用問題があって銀行が貸さないという状況が先にあるということです。だから、それを何とか、後で補助金が出るならば、プールした資金をつくって、それで対策がとれるような、そういうスキームづくりを今回ご検討いただきたいし、また、情報交換して展開できるということを、ぜひお願いしたいと思っています。

よろしくお願いします。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質問がないようですので、土木部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時57分 休憩 —

— 午後 2時57分 再開 —

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、環境部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 2時58分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年6月15日

自 午前10時 0分
至 午後 2時 3分
於 本館5 - A会議室

営 業 部 長 小川 雅純 君

貸 切 部 長 濱口 清 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中島 浩介 君
副委員長(副会長)	大場 博文 君
委 員	三好 徳明 君
〃	野本 三雄 君
〃	瀬川 光之 君
〃	中島 廣義 君
〃	山田 朋子 君
〃	友田 吉泰 君
〃	大久保潔重 君
〃	麻生 隆 君

3、欠席委員の氏名

吉村 正寿 君

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

環 境 部 長	太田 彰幸 君
環 境 部 次 長	小嶺 和伸 君
兼環境政策課長	
地 域 環 境 課 長	山口 正広 君
水環境対策課長	田口 陽一 君
廃棄物対策課長	重野 哲 君
自 然 環 境 課 長	山本 麻衣 君
(参 事 監)	

交 通 局 長 山口 雄二 君
管 理 部 長 笠山 浩昭 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【中島(浩)委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

なお、吉村(正)委員から欠席する旨の届けが出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、環境部関係の審査を行います。

それでは、これより審査に入ります。

【中島(浩)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算及び報告議案を議題といたします。

環境部長より、予算及び報告議案説明をお願いいたします。

【太田環境部長】 おはようございます。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料の環境部をお開きください。

環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第101号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、そのほか記載の報告議案2件を合わせ、3件であります。

はじめに、第101号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入歳出予算は、記載のとおりであります。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

1ページの下のほうをご覧ください。

再生可能エネルギー等導入推進基金事業につきましては、次のページになりますけれども、平成27年度の事業費確定に伴い、基金を更に活

用し、太陽光発電設備等の設置箇所数を増やすための経費として2,846万5,000円、生活基盤施設耐震化等交付金事業費につきましては、国庫補助の内示に伴い、市町への交付金の増額を行うための経費として5億5,937万円、海岸環境保全対策推進事業につきましては、国庫補助の内示に伴い、市町への補助金の増額等を行うための経費として2,008万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております平成27年度予算の補正を3月31日付けで専決処分させていただきましたので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

まず、報告第1号「知事専決事項報告 平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」については、記載のとおりであります。

続きまして、4ページの中ほどをご覧ください。

報告第11号「知事専決事項報告 平成27年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第4号）」については、記載のとおりであります。

次に、5ページの繰越明許費繰越計算書報告のところをご覧ください。

繰越明許費繰越計算書報告につきましては、記載のとおりであります。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【友田委員】 おはようございます。

この生活基盤施設耐震化等交付金事業、説明資料もいただいている、市町が実施する水道施設への耐震化老朽化対策事業に対する国庫補助の内示が増えたからということでの増額でありますけれども、具体的にこの事業でこういったものの耐震化をするのか。

水道施設でも、浄水施設だとか、排水施設だとかいろいろありますが、それがどのようなものに使われて、県内では主にこういった市町が取り組みになるのか、お答えいただきたいと思います。

【田口水環境対策課長】 生活基盤施設耐震化等交付金事業につきましては、今回の補正で約5億6,000万円計上させていただいております。

その内容につきましては、対象となっております市町が、当初分も含めまして7市町になっております。具体的に申し上げますと、長崎市、佐世保市、諫早市、平戸市、対馬市、南島原市、新上五島町の7市町になっております。

そして、対象としております施設につきましては、管、浄水施設、そういったものを対象に行うようにしております。

【友田委員】 今、7市町のご報告がありましたけれども、それ以外の市町については必要ないということなんでしょうか。それとも、前のものを本予算のほうで組み込まれたということでしょうか。

【田口水環境対策課長】 従来ある水道事業に対します国の補助といたしますが、いわゆる補助事業の一本だけでございました。先ほど申し上げました生活基盤施設耐震化等交付金というのが、平成27年度から新たに交付金制度化されて、その中でも耐震化ができるようになっております。

したがいまして、現在、市町の耐震化につきましては、従来の補助金事業と耐震化交付金の二本立てでやっているという状況でございます。

【中島(浩)分科会長】ほかにございませんか。

【大久保委員】私は、再生可能エネルギー等導入推進基金事業ということで、先般の予算総括でも質問させていただきましたけれども、今回、基金を活用して、さらに太陽光発電設備の設置箇所を増やすということで2,846万5,000円が計上されているんですね。

4ページには、地球温暖化対策推進費についてということで、この再生可能エネルギー等導入推進基金事業の事業費確定等により、3,645万3,000円の減ということです。これは歳出予算が書いてありますけれど、この辺を説明してもらってよろしいでしょうか。

補正予算で追加分を、要は基金を活用して、さらに追加をして補正予算に計上していて、しかし、予算の歳出としては減だというところをもうちょっと説明していただきたいと思います。

【小嶺環境政策課長】今回、再生可能エネルギー等導入推進基金事業につきましては、先ほど委員おっしゃいましたように、補正で新たに予算を計上しております。

それとはまた別に昨年度2月まで、2月定例会の時に、市町等の補助金の確定、事業の確定した分で減額補正はしてありましたが、それ以降に、市町の補助額の確定等の減額がございましたので、その分を4ページ目のところで専決という形で、今回、補正させていただいております。

【大久保委員】市町分で減額ということですが、3カ年の基金の事業で、例えば今回補正に上がっているのも、交番の上に太陽光と蓄電池を設置するということで、5カ所の追加と

ということですね。本予算に9カ所あって、今回、5カ所の追加ということで、計14カ所の県内の交番ですよね。

しかし、県内に交番というのは相当な数があるわけで、そのうちのごくごく一部ですよ。せっかく基金があるのに減額だというのが、だから、そこらあたりがもうちょっと、県がリーダーシップをとりながら、各市町にこの基金を活用した推進事業というのをしっかり進めるべきじゃないかと思っておりますけれども、その辺はどうですかね、内容として。

【小嶺環境政策課長】専決の分につきましては、どうしても2月定例会までに間に合わない分がありまして、特に今回、6月定例会が少し早まったこともありまして、市町の補助金自体が、工事の変更等の可能性があるものですから、どうしても市町の確定が遅れてきまして、県としてもできるだけ早く確定をして、補正等に回したかったんですが、今回は専決という形になっております。

ただ、せっかく有効な基金でございますので、有効に活用できるように、今後、市町としっかり連携をとりながらやっていきたいと思っています。

【大久保委員】今回、そういう时期的な、いろいろタイミングの問題もあって、このような数字で出たというようなことで、一応理解をしたいと思います。

先般の総括質疑の時には、3カ年ということで、今年度で終わるわけですが、いい事業なので、ぜひ来年度も継続してやっていただきたい。ぜひそうしたいという環境部長の答弁もあったと思うんですが、やはり一つひとつの事業をとってみても、まだまだ足りないと思うんですね。県内の防災拠点とか避難所

に、再生可能エネルギーのいろんなものを導入して防災に備えると、今まさに非常に大事な事業なのではないかと思います。

そこらあたりを含めて、もう一回、来年度以降どのような方針、あるいはどのような取組を今後、国に働きかけをしていくのか、お願いしたいと思います。

【太田環境部長】再生可能エネルギー等導入推進基金事業ということで環境省が事業をやっておりまして、平成26年度から平成28年度までの事業となっておりますけれども、今後の再生可能エネルギー等の活用につきましては、環境省等のほかの補助金を活用しながら、現在の防災拠点とかそういうことではなくて、ほかの再生可能エネルギーを使うという部分での補助金を何とか活用できないかということで考えておるところでございます。

事業をどういうふうに組み立てていくかというのは、まだ、今からでございますので、また具体的になりましたら、ご説明をさせていただきたいと思っております。

【大久保委員】今回は交番の部分の事業の計上でしたけれども、全体で言うと、多分3カ年で、県内52カ所ぐらいの公的な施設等々に導入をするということでありますけれども、県内は広うございまして、まだまだたくさんの施設があるわけでありまして、そういう意味では、常日ごろから自立型、あるいは分散型のエネルギーを導入して災害に備えると。そして、防災に強いまちづくり、同時に、低炭素のCO₂を出さない社会づくりというのを目指していくというのを、やっぱり長崎県の大きな目標として出して、また基金も、できればこの基金を国に働きかけてもらって、グリーンニューディール基金として、さらに事業を継続していけるように強い働

きかけをしていただきたいというふうに思います。

【中島(浩)分科会長】ほかにございませんか。

【麻生委員】おはようございます。

今回、生活基盤施設耐震化等の交付金について、先ほど話がありましたけれども、別の角度からちょっとお尋ねしたいと思います。

今回の補助金については、生活基盤の耐震化等の交付金創設と、新しい分野での創設があったと聞いていますけれども、これについて国が求めているこうしている方向性というのを教えていただけないでしょうか。

【田口水環境対策課長】水道施設に限らず、最近、各地で地震等が発生しまして、そういう中でやはり公共施設、特にライフライン等の損傷によります住民の皆様方への影響というのが確認されております。

そういう中で、特に生活に密着しております水道施設につきましては、やはり機能を災害の場合におきましても確保するというのは非常に重要であるということで、これまで国のほうからもそういった耐震化に向けての取組というのを要請されてきているところでございます。

【麻生委員】今回の基盤整備の関係については、もちろん各市町が水道事業はやっておりますけれども、県のかかわり方ね、要は。今回の狙いとしては、県単独での取組といいますか、指導性、そういったものについても権限が大きく移譲されたという形になっていまして、人口減少、ないしは浄水場、また簡易水道の状況でいろいろと条件が違ってきますし、また、言われたように、水道インフラをどうするかということについては、これは県民の安全・安心を守るライフラインの一番基礎ですからね。この状況で、県が今後は、そういう指導性といいますか、単

独で市がやるんじゃないくて、県がある程度かわり合いながらどうするかということが問われてきていると思っておりますけれども、これに間違いはないですか。

【田口水環境対策課長】水道事業につきましては、先ほど委員おっしゃいましたように、市が基本的には主体となって取り組まれているところでございます。

また、水道事業に関係する事業の費用につきましては、いわゆる水道料金というのを財源にして行っております。これまで未普及対策というのを重点的に取り組んでられておりますが、一方で、そういった耐震化につきましても必要性が高まっているという状況でございます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、財源が水道料金というようになっておりますから、その中でできる分というのは非常に限られているというものもございます。

そこで、まず、私も県として市に対して指導しておりますのが、経営の効率化、例えば民間に委託をすることで人件費の削減であるとか、施設の効率的な運用というのを紹介しておりますし、また、国の補助事業を積極的に活用することで厳しい自主財源をカバーする形で、こういった耐震化の取組もできるんじゃないですかということを、機会をとらえて、今、指導しているところでございます。

【麻生委員】私がかねがね、水道事業というのは企業会計ですから、先ほど言われたように、収益事業も含めてあるわけですね。今後、人口減少も含めて、設備は老朽化している、管路も長くなってきている、維持対策が大変だと。

そういう中で、各市町がきちんとした水道ビジョンといたしますか、そういったものを、マスタープランもそうでしょうけれども、各市町に

おいてちゃんとするべきだと訴えてまいりました。そういうことがなければ、水道料金が高止まりしていく、また、人口が減ったから水道料金を上げなければいかんと。

この前の1月に起きました寒害でも大きな漏水が起きて、また、技術者も足りないということで、相当断水があったわけですが、こういう両面から守っていくという観点では、県が、今後はある一定の権限を含めて、一部そういう交付金についても指導していくわけですから、今後きちんとした、ある意味では広域化、ないしは各市町がやっていけるような民間のレベルでの一体化、そういったものが必要になってくると思うんですけれども、それについて県として、こういう今後の状況も見据えて、耐震化もそうですと、今後の水のライフラインを含めてきちんとやる方向性についてどういうビジョンを持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

【田口水環境対策課長】今後の水道事業につきましては、先ほどお話ししましたとおり、未普及対策だけではなく、やはり施設に対する信頼性の向上、耐震化とか、そういったものも重要であるというふうに考えております。

それを具体的に推進する上で、やはり財源の確保というのにも必要でありますし、そのためには、やはり長期的な視野に立った、先ほどおっしゃいましたマスタープランとか、そういったものも含めた策定が必要であるというふうに考えております。

【麻生委員】老朽化施設になりますから、アセットマネジメントも含めて、ちゃんと現場の状況も含めてしてもらわないといかんでしょうし、水源の確保だとか、浄水場の老朽化、いろいろな形で展開があると思うんですね。

私は以前から話をしていました、先ほど申し上げました広域化の問題、あと、簡易水道の状況を、一部切り替えながら上水に切り替える。これは条件がありますから、全部がなるとは思いません。県内では、今、浄水場が二百何カ所あるんでしょう。そういった維持管理の問題も含めて状況が広がってきますから、今後、県としては県民の生活を守るという観点で、ぜひ今後のビジョンをしっかりと立ててもらいながら、そして、こういう生活基盤の補助事業をしてもらいたいと思うんです。

どうしても現場ではビジョンがなくて、目の前の仕事を解決するということになりますけれども、将来的には、やっぱり人口減少を含めてどう取り組んでいくかということが大事だと思っているんです。それについての県の方向性というものをきちんと出して、各市町との連携はやってらっしゃるのでしょうか。それをお尋ねしたいと思います。

【田口水環境対策課長】水道事業者との意見交換会を通じまして、耐震性の向上も含めて意見交換会をしております。

また、将来の人口減少、これはすなわち水道料金の減少につながる部分もございますので、そういったことも含めて、やはり長期的な視野に立った経営というものを立案していく必要があるということを、そういった会議の中で話をさせていただいているところであります。

市町におかれましても、先ほど申し上げましたように、いわゆる水道施設の民営化であるとか、また、水道の統合、過去に79市町村がありましたのが、現在21市町になっております。その中で、やはり統合された後になっても、同じ市町の中に複数の簡易水道が存在しているという部分もございます。そういったものの統合を

含めまして、効率化を図るよう指導しているところでございます。

引き続きそういった方向で、市町に対しまして指導していきたいと考えております。

【麻生委員】 今後、民間活力をどうするかと、これはテーマだと思っていますので、私も長崎市の水道関係について提案したことがあるんですけれども、国は今、新たな取組でコンセッション方式を検討していますね。ご存じですか。民間活力、今、長崎市は5年置き指定管理者制度をとっていますね。これじゃ、やっぱり長期的なビジョンは描けないだろうと思っているんです。財産すべては各市町が持って、運営本体を、要はコンセッション方式で民間に委託をして管理するという、そういったことについても、県がある一定の方向性をきちんと持って指導していく。そして、さっき言ったように広域でやる、そういう意味も含めながら取り組んでいかないと、この限られた予算の中でしっかりとした取組はできないだろうと思っているんです。その関係についての考え方があるのかどうか、最後、お尋ねしたいと思います。

【田口水環境対策課長】水道事業者につきましては、例えば長崎市ですとか、そういった大きいところから、離島であります小さい市町の事業者までございます。地域によりまして人口規模、また、施設の状況、さまざまな地域の状況がありますので、そういった状況に応じて個別にそういった話をしていきたいと考えております。

【麻生委員】 今、県は水道ビジョンをつくっています。各市町についてもそれぞれ企業会計です。収益事業をしながらどうやるかということ、水源の確保、そういうものを含めて、私は耐震化とこれは一体になっていると思っています。

るんですよ。だから、しっかりとしたビジョンをつくってもらって、長崎の場合は上下水合わせてつくっていただきました。そして、トータルの状況で、今後、人口減少、なおかつ、それにアセットマネジメントを入れながらどうやるのか。管路についても、管路の状況を全部確認して、そして管路の保守点検、耐震化、これも入れてもらっているんですね。そういったものを各市町できちんとつくってもらいながら、将来の自分たちのビジョンをどうするかということに取り組まないといけないんじゃないかと。ただ、それは各市町の力量がありますから、それを全部やれといってもなかなか難しいでしょうけれども、それを指導していくのが、私は県の立場じゃないかと思っているんですよ。

きちんとした形で守って、生活の基盤を守る、そういうベースがあると思っておりますので、ただ単に、今回の補正予算が出たからということじゃなくて、これを見据えながら取組をぜひお願いしたいと思っていますけれども、これは部長、どうでしょうか、考え方は。

【太田環境部長】県全体の水道の整備は運営も含めて適正にどうやっていくかというのは重要な問題ですので、委員の意見を踏まえて、これからやっていきたいと思っております。

【麻生委員】ありがとうございました。私は、水道を含めて生活基盤だと思っているんですよ、インフラで。それをどう守るかというのは、安心・安全の地域づくりだと。これは施設だけでなく、しっかりそれを守る人たち、人、技術者、そういったものが大事じゃないかと思っているんですよ。

昨日も雇用対策の問題がありましたけれども、そういう技術者をしっかり育てながら、そして地域でインフラを守っていく、そして、耐震化

も即座にできる。そういう人と一体になった取組をぜひ。そして、将来展望の人口減少の中でも、管路は老朽化してきていますので、しっかり管理もできる、そして、そういう維持管理を徹底していく、そういう視点でお願いしたいということと、先ほど申し上げましたように、広域化の状況も、今後は避けて通れない状況だと思っておりますので、ぜひ、まず初めに長崎、時津、長与を含めた地域の中の広域化の事業もぜひ検討していただきたいということをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第101号議案のうち関係部分、報告第1号のうち関係部分及び報告第11号は、原案のとおり、それぞれ可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算及び報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決、承認すべきものと決定されました。

【中島(浩)委員長】次に、委員会による審査を行います。

環境部は、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、所管事項についての質問を行います。

環境部長より総括説明をお願いいたします。

【太田環境部長】環境生活委員会関係議案説明資料の環境部の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いする議案はございませんので、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

熊本地震における被災地支援についてでございます。

去る4月14日及び16日に発生した地震によって、熊本県内では家屋の倒壊等により多くの方々が被災されるとともに、上下水道管の破損等で、断水による飲料水不足や汚水の処理不能などの事態が生じたほか、ごみ処理施設が被害を受けたことにより大量の生活ごみの焼却等の対応ができなくなるなど、住民の生活に大きな影響が生じたところであります。

このようなことから、環境部といたしましては、県内市町において飲料水提供のための給水車両等を派遣するとともに、下水道復旧に向けた下水管路等点検のための県市町職員の派遣、さらには市町等によるごみ収集車両を派遣するとともに、収集したごみの県内での処理にも取り組んでおります。

今後も、被災地の状況を踏まえ、国及び市町とも連携しながら、熊本県の支援に努めてまいります。

なお、本県でも大規模地震等が発生した際に生じる膨大な災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できるよう、県災害廃棄物処理計画の策定を進めてまいります。

このほかご報告いたしますのは、夏の省エ

ネ・節電について、PCB廃棄物処理計画の見直しについて、海岸漂着物対策の推進について、生物多様性保全の推進について、「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づく取組についてであり、内容は記載のとおりであります。

以上で、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【小嶺環境政策課長】お手元にお配りしております環境生活委員会提出資料に基づき、ご説明をさせていただきます。

「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました環境部関係の資料についてご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、本年2月から4月までに実施したものとなっております。

はじめに、資料1ページをご覧ください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町に対し内示を行った補助金でございます。

直接補助金は、資料の1ページから5ページに記載のとおり、長崎県再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金など計37件、間接補助金につきましては、資料6ページから7ページの記載となっており、大村湾浮遊ゴミ除去対策事業補助金など計20件となっております。

次に、8ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件についてでございますが、8ページ記載のとおり、計6件となっております。

9ページ以降に、入札結果の一覧表を添付い

たしております。

次に、15ページをご覧ください。

附属機関等の会議結果報告につきましては、附属機関が長崎県環境審議会環境監視部会など3回、私的諮問機関等が長崎県廃棄物処理施設専門委員会など2回の計5回を開催いたしております。

その内容につきましては、資料16ページ以降に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 次に、環境政策課長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

【小嶺環境政策課長】 続きまして、補足説明資料、1枚の資料でお配りしております。「平成29年度の政府施策に関する提案・要望について」の資料でございます。

今年度の政府施策要望につきましては、参議院議員選挙が実施される関係で、政務三役等への本要望を7月下旬に行うこととし、各省庁への事前説明を5月30日、31日の日程で行ってまいりました。

その際、「雲仙天草国立公園におけるインバウンド対策の推進について」、知事、議長が環境事務次官と面会し、国立公園満喫プロジェクトの対象地域への雲仙天草国立公園の指定と熊本、大分の阿蘇くじゅう国立公園との連携によるインバウンドの重要性等について要望を行ったところでございます。

関環境事務次官からは、「全国で5カ所程度の国立公園を選定する方向で有識者会議に諮っており、要望の内容は参考にしたい」というふうなご意見をいただいております。

また、6月2日には、雲仙市町長が関係する全

市町長連名の要望書を環境省にお届けし、地元熱意を伝えるなど、県、地元市町が一体となって対象となる国立公園に選んでいただけるよう、要望活動を行っているところでございます。

このプロジェクトは夏ごろに選定結果が公表される予定ですが、そこに向けて各種活動を行うとともに、県としましては、地元市町、観光協会等と一緒に、関係部局と連携したインバウンド対策に取り組んでまいります。

以上で、ご説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 次に、廃棄物対策課長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

【重野廃棄物対策課長】 「PCB廃棄物処理計画の見直しについて」、補足説明をさせていただきます。

右上に「補足説明資料1」と記載された1枚紙の資料をご覧ください。今回の処理計画の見直しについて、概要をまとめたものでございます。

まず、1番目、PCB問題の経緯についてです。PCBはポリ塩化ビフェニルという化学物質の総称で、かつては電気機器の絶縁具や熱交換機の熱媒体等のさまざまな用途で利用されてきました。しかしながら、毒性が極めて強く脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に蓄積し、さまざまな症状を引き起こすことが報告されており、昭和43年にカネミ油症事件を契機に社会問題化し、昭和47年以降製造を中止しております。

国におきましては、平成13年に「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定され、「PCB廃棄物処理基本計画」に基づきましてPCB廃棄物の適正処理を推進しているところであります。

県におきましては、平成19年に「長崎県PCB廃棄物処理計画」を策定しており、平成22年9月に改訂を行っているところです。

次に、2、国の法改正等の概要についてですが、平成26年6月に行われた国の処理基本計画の改訂により、平成28年7月までとしていた従来の処理期限について、当初の想定よりもPCB廃棄物が多量に存在することが判明したことや、処理の進捗も想定より遅れていることなどを踏まえ、下の表に示すとおり、処理期限が延長されました。高濃度PCB廃棄物につきましては、種類ごとに平成31年3月、もしくは平成34年3月、低濃度PCB廃棄物につきましては平成39年3月までとなっております。なお、表中にあるJESCOとは、中間貯蔵・環境安全事業株式会社というPCB廃棄物の処理事業を行う、政府全額出資の特殊会社のことでございます。

続きまして、延長された処理期限内にPCB廃棄物の確実な処理を達成するため、平成28年5月にPCB特別措置法の一部改正が行われております。

主な改正内容は、政府内におきましては、PCB廃棄物処理基本計画の閣議決定の格上げ、保管事業者におきましては高濃度PCB廃棄物の処分の義務づけ、都道府県におきましては報告徴収、立入検査権限の強化、また、保管事業者が不明等の場合については、高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行という4点でございます。

次に、裏面をご覧ください。

国の法改正等に伴い、今後、県のPCB廃棄物処理計画の見直しを行ってまいります。

まず、計画の期間の延長につきまして、現行の計画では、処理期限を平成28年7月までとし

ていますが、これを平成39年3月まで延長いたします。

また、高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物のそれぞれに、国に準じて処理期限を設定いたします。ここまでの改訂は、本委員会の報告をもって、平成28年6月中に実施させていただきたいと考えております。

次に、今後の予定といたしまして、処理期限内にPCB廃棄物の確実な処理を達成するための方策について、国のPCB廃棄物処理基本計画が7月ごろに改訂する予定との情報を得ますので、この改正内容に基づき、速やかに県の処理計画の改訂を行い、PCB廃棄物の適切かつ迅速な処理を推進してまいります。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【山田(朋)委員】 佐世保市からの要望で、58ページ、自然公園等の施設の長寿命化について伺いたいと思います。

市からの要望といたしましては、長寿命化計画の補助の新設というふうにあります。観光客も増えてきている中において、当然、安全の確保の観点からも、あと、景観上の観点からもきれいにやっていく。そして、なおかつ長く、長寿命化できるような形をとっていきたいというのは、当然思うところであるんですけども、こういったことに関する新たな補助の新設とか、

そういったものの考えがあるのかどうか、また、国のほうで使えるメニューがあるのかどうか、いろいろそのあたりがありましたら、教えてください。

【山本自然環境課長】佐世保市からの要望に対しましては、国の交付金が昨年度から新設をされたものがございまして、それは市町も使えるという内容になっておりますので、その紹介をさせていただいております。

また、それ以外といいますか、今回初めて要望をいただいたんですけれども、県有施設についても同じような悩みを抱えておりますので、一緒に知恵を絞って考えていきたいと思いますということでお話をしております。

補助事業の新設といったところについて、まだ具体的なことは固まってきておりません。検討できておりません。

【山田(朋)委員】昨年度から市町が使える新しい補助金ができたとことでありますけれども、それがあつた上でも重ねて、また新たなものをと、多分言っているのかなと思うので、まだまだ補助率の状況とかがちょっと足りないというか、市町においては結構厳しいのかなと思うので、今、課長が言っていたように、一緒に知恵を出し合っていて、何かいろんなものを、取れるものは取っていただきながら、ぜひ進めていただきたいとお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくこととします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を

行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【山田(朋)委員】これの8ページ、1,000万円以上の契約状況一覧表の5番目に、海ごみ交流事業業務委託というふうにあります。

1者だけしか入札に入ってらっしゃらない。恐らくずっと毎年、ここの団体だったのかなと理解をしますが、内容としては、対馬で、韓国からも来ていただいて、NPOの関係者の方々とごみを拾っていただいたり、交流事業をしているというふうに認識しておりますが、このNPO団体、NPOが何件か来ているような感じの理解をしたんですけれども、どれくらいの団体がこれに取り組んでいるのかと、どうしてここしかノウハウを持ち合わせていないのかとか、入札に参加しないのかとか、どんな事情があるのか、教えてもらっていいですか。随契。

【重野廃棄物対策課長】今、委員ご指摘の海ごみ交流事業につきましては、今回の事業については、7月16～17日で行うようにしてございまして、韓国の釜山広域市から大学生等呼んで交流事業を行いたいということで考えております。

韓国にこういうNPO団体では、オーシャンという団体があるんですけれども、そちらのほうとつながりを持っているのが、今、紹介がありましたJ E A Nということでしたので、より韓国の団体とつながりを持っているJ E A Nを含めてこの委託事業をやらないとなかなかうまくいかないということがございまして、今回、1者の随契というふうな形でやらせていただいております。

委員から先ほどご指摘がありましたように、昨年度の海ごみサミットにつきましても、同じ

J E A Nに委託をしたということで経過を報告させていただきます。

【山田(朋)委員】 韓国のN P Oとつながりがあるということで、N P OのJ E A Nにお願いをしているということですが、金額が、結構大きな金額だと思うんですが、韓国から来る方々の交通費も含めてすべて出す。参加人員、当然、地元の対馬の方々も参加されていると思うんですが、参加人員はどれくらいなのかと、この費用というのは、向こうから来ていただく費用がもう大半かかっているのか、どういったことにこれだけの費用がかかっているのかを教えてくださいいいですか。

【重野廃棄物対策課長】 今回、韓国のほうから10名から20名ほど、一応大学生のほうに参加していただくという形で計画をしています。

あと、県内から、壱岐、対馬、五島、上五島、この4市町から各10名ほど、高校生、大学生を集めて今回の事業に参加をしていただいて、シンポジウムと漂着物の調査をやろうということで計画をしています。

総勢150名から200名ぐらいの規模になるということで考えております。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【麻生委員】 平成28年度の補助金内示一覧、直接補助がありますね。さっき漂着ごみが、結構金額が大きいものですから、この分についてのお尋ねをします。

回収して集めるわけですが、処理のあり方はどのようになっているんですか。各市町で違うと思いますけれども、回収をして、そこで焼却して処分してしまうのか、漂着物によっては焼却できなくて、処理を福岡に出すとか、そういう費用負担の内訳はわかるんでしょうか。

【重野廃棄物対策課長】 今、委員ご指摘の件で

すけれども、まず、回収作業ですけれども、地元の漁協等を使って回収のほうを行っております。

それで、回収したごみについては、産業廃棄物の収集運搬業の許可を持っている業者等を使って運搬をしていただいております。

また、処理につきましては、市町の焼却場で燃やせる部分については焼却をしていただくという形を考えておりまして、あと、業者に出す場合につきましては、島内の業者で処理できるものについては島内の業者にまず委託をする。それと、島内でできない部分については県内、県内の業者でできないものについては県外に出すというふうな方針のもと、県内によりお金が落ちるような形で市町のほうも考えて処理を進めているということで聞いております。

【麻生委員】 今年も補正予算を組んで5億円近くになりましたね。今後、生活水準が上がってきて、逆にこの漂着ごみが減るということはなかなか厳しいのかなと、かえってまた、増えてくるんじゃないかと。

この前、五島の三井楽のほうで、分類した形で発泡スチロールをやるというような事業もされたみたいな話を聞いておりましたけれども、島外に持ち出さずに処理できるようなシステムで、何とか島内の人たちに雇用が生まれて、そしてそこで金が落ちるような仕組みづくりをしてもらうことができないのかどうか。収集運搬でやって、大半が島外で燃やすんですよとやってしまえば、そこに多額の費用がかかってくるわけですが、そういう仕組みづくりとか、研究とかというのはされてないんですか。

【重野廃棄物対策課長】 漂着した木くずについてはチップ化して、それを堆肥に使うか、飼育のところで使うかという形で、チップ化という

ことで対応しております。

また、先ほど委員がおっしゃったように、発砲スチロールにつきましては減容化ということで、小さく縮めて運ぶ量を小さくするとか、あと油化、油にしまうという形で、なるべく島内で処理をするというふうな形で、いろんな最新型の機器を導入しながら、よりスムーズに処理が進むような形で、現在進めております。

【麻生委員】 昨年、対馬も2億5,000万円ほど出ているんですね。80キロもあるから、本当に広い、広域な状況の中で集めてくるというのは大変だろうと。今回、さっき言ったJ E A Nを含めて日韓交流をやると言われても、一部のところしかないわけですね。

今後、先ほど申し上げましたように、漂着ごみが結構増えてくるだろうと。これに対してなかなか対策が追いつかないんじゃないか。そして、収集運搬の人たちも集めて持っていく、分別するという話はあるけど、私が提案したいのは、要は簡易焼却炉みたいなもので、そこでもう焼却してしまう。要するに、移動型焼却炉といますか、そういったものを検討して、これは廃棄物対策の状況になるかどうか。焼却施設も800度以上ないとダイオキシンが出るからいかんという話もあるでしょうけれども、そういったものを焼却炉メーカーと協議しながら、移動式のタイプ、ないしは、特別移動して島内を回ってくる。別に病院船ではありませんけれど、焼却船みたいなものをつくって、県がこういう財源を利用してしっかりやるような、そういう計画だとか、今から今後、私はさっきも申し上げていますように、この事業は国が責務を持ってやらしてもらわなければいかん。そういうことになるんですね、今ね。それで、今後、国境離島新法もできて、いろいろ継続的な状況が言

われているわけですから、まさに離島の皆さんにとっては漂着物は、自分たちが好むと好まざるとにかかわらずあるわけです。そういったところで、島外に出さずに焼却もし、また、何らかの形でできるような仕組みづくり、ないしは、焼却船みたいなものをつくって回収して処理をかけると。そういう広域で県が指導してやるような発想がないかどうか、そういった研究をぜひやってもらいたいと思っていますけれども、そういう考えはないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

【重野廃棄物対策課長】 委員ご指摘の焼却施設につきましては、先ほど委員からもご意見がありましたように、塩分を含んだ漂着物になりますので、ダイオキシンの発生というものが考えられてくるということですので、その辺の対策がうまくできるような焼却施設があるかどうか。それと、小型の焼却施設で、そういうふうによく順番に持ち回って、移動式の焼却ができるかどうかというふうなところにつきましては、いろんな情報を仕入れながら、今後、検討をしていき、市町に、機会があれば、提案をしていきたいと思っておりますけれども、ダイオキシンの問題があるということで、なかなか進んでいないというのが現状ということで、把握をしております。

委員ご指摘のとおり、この海ごみ問題につきましては、今後もずっと発生していくというふうなことがございますので、発生抑制の部分、それから回収処理の部分、両輪の形で継続して進めていきたいということで考えております。

【麻生委員】 ぜひ検討してもらいたいと思うんですね。各市町に分担で任せるんじゃなくて、広域で県の責務としてどうするのか、発想をちょっと違ったところか

ら取組ができるような、そういうこともぜひやってもらいたいなと。

もちろん、各市町では目の前のごみをどう処理するかしかないんですよね。島外に持ち出してしまって、それを逆に長崎の焼却場で燃やしてもらおう。これは簡単にできるんでしょうけれども、運賃を払ってまで、せっかく交付金を地元に出しているのに、大半が運搬賃に持っていかなくちゃいけないのかという形になりますよね。そういったものを島内で皆さんがやってもらって、雇用が生まれたりとか、自分たちがそこでちゃんと処理ができるという仕組みづくりを、これを各市町に任せてやりなさいと、申請が上がってきた分だけ出しましょうじゃなくて、県がちゃんと指導して広域でやるんだということの発想がないと、そういうのはできないと思いますので、ぜひ研究していただいて、課題は何か、そして、どうしたらやれるのか。

片っ方では、量を減らしてもらって集める状況もありますけれども、極力、島外に持ち出す費用を現場の皆さんの収集運搬で集まった分についての負担に、処理をかけてもらおうということも大きな状況になるうかと思しますので、ぜひ検討していただいて、今後のテーマ、できたら、半年か1年ぐらいで情報を集めてもらって、やれるか、やれないか、そういったものをぜひ検討していただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひますけど、いかがでしょうか。

【重野廃棄物対策課長】委員のご意見を踏まえながら、島内で処理できるような形、島内に雇用が生まれるような形で、どういうふうに処理をしたらいいかというところを県としましても考えていきたいと思ひますし、市町とも協議を進めながら、今後、対策を練っていききたいと思

っております。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】質問はないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【友田委員】PCBの廃棄物処理計画の見直しについてお尋ねします。

もう1枚、A4のペーパーがついていて、これが国の資料なのかなと思うんですけど、ここに、「処分委託しない事業者や使用中のPCB製品もまだ存在をしている」ということで、括弧内に、使用中でトランスで約600台、コンデンサで約6,000台、安定器で約9万5,000台というのが書かれていますね。これは多分、全国の数なんだろうと思うんですけど、長崎県においては、こういったものの数というのが十分把握されていて、そして、ここに書いているように、処分委託をしない事業者がどのくらいあって、その数がどのくらいというのは、その辺の詳細までつかんでおられるんですか。

【重野廃棄物対策課長】PCB廃棄物を保管している事業者につきましては、毎年度、県のほうに届出をしないといけないということで、その届出によって数量のほうを把握させていただいております。

数量的に申しますと、長崎県、長崎市、佐世保市に届出があった保管量につきましては、平成27年3月31日現在で、トランス・コンデンサ・安定器等が1,883台、PCB汚染物が8,680キログラム、それと2,679リットルということで届出がっております。

なお、そのうちの高濃度廃棄物については、トランス・コンデンサ・安定器等が451台、それと、PCB汚染物については78,479キログラ

ムと2,663リットルというふうな形で報告がっております。

また、使用中の電気機器にP C Bが含まれていることが確認された場合については、電気事業法に基づいて、産業保安監督部に届出を行う必要がございます。そちらのほうでP C Bが含まれている現在使用中の製品については把握をしているところでございます。

なお、長崎県の管轄のみの数字でございますけれども、トランス・コンデンサ・安定器については116台、そのうち高濃度の製品が2台ということで把握をしております。

すみません。先ほどの数字の訂正をさせていただきたいと思います。

長崎県、長崎市、佐世保市に届出のあった保管量で、P C B汚染物につきましては8,680ということで報告をさせていただきましたけれども、8万6,080キログラムということで訂正をさせていただきます。（「業者数は」と呼ぶ者あり）

業者数のほうは控えておりませんので、後ほど報告をさせていただきたいと思います。

【友田委員】この処分委託をしない業者数というのが、まだ、だから、わからないということですか。

ここに書いてある、この国の、これは国からでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）ここに「処分委託しない業者や」というふうに書いているんですよね。だから、使っているやつ、使っていないやつ、今、おっしゃったように、ちゃんとそれぞれ届出があって、毎年の届出でどれだけあるよというのはわかっているんだけど、それはただ保管しておくだけでは処理は進まないですよね。だから、保管はしているんだけど、処分委託をしない業者というのがあるのかということと、この処分が進まない理由として

は、業者さんのキャパが、処理能力が少ないがために対応できないのか。それとも、そもそもそこに大きな費用がかかるので、保管しているか、使用中か、とりあえずP C Bを持っている、そういった廃棄物を持っている業者さんがやらないのか、そのあたりというのは、何か要因をつかんでおられますか。

【重野廃棄物対策課長】今、委員ご指摘の部分につきましては、処理をするためには登録をする。J E S C Oのほうにまず登録をして、それで、J E S C Oが計画的に処理していくというふうな形になってきます。

その登録をした業者につきましては、収集運搬にもお金がかかるものですから、地域地域で分けて効率よく回収していく、それで処理を進めていくというふうな形でJ E S C Oのほうも考えておりますので、そういう意味で、計画的な処理をしていくので時間がかかっているというふうなところでございます。

あと、保管等を届けていない事業者がいるかどうかということでございますけれども、平成27年度、平成28年度におきまして、環境省におきまして、P C B廃棄物の掘り起こしに関するモデル事業を行っておりますので、その結果を持って、今後、掘り起こしについても調査を進めていきたいということで考えております。

まだ届出をしていない業者とかも多数いるということで聞いておりますので、その辺についても、報告がないところについてはこちらから働きかけて、数のほうを確定していった、期限までの処理を進めていきたいということで考えております。

【友田委員】例えばトランスとかだと、工場などに大体設置されていますよね。その工場が廃業してそのまま放置されているというケースも

あるのかなと思うんですが、これは、例えばトランスが放置されていたら、これからPCBが漏れ出して、何かその周辺に被害を及ぼすというようなことはあり得るんですかね。

例えば不適切に処理されるとそれが漏れ出すんだけど、一般的に工場のどこかに置かれていて、廃業になっているんだけど、それがただ置かれているだけでは問題ないのか、このあたりはどうですか。

【重野廃棄物対策課長】PCB廃棄物については保管基準というのが決められていまして、漏れ出ないようにしないといけないとか、柵を設けてそこに表示をして保管をするというふうな形になっておりますので、その辺がきちんとされているかどうかというところが、まず1点ございます。

それと、先ほど廃業になった工場とかに残っている部分があるというふうなところでございますけれども、それを知らずに、例えば工事をしていて傷をつけてPCBが漏れてしまって環境汚染につながっていくというふうなことも、過去にそういう事例もあったものですから、そういうことがないような形で、届出がないところについては、漏れがないような掘り起こし調査を進めていきたいということで考えております。

あと、先ほどPCB廃棄物を処理するに当たって高額ではないのかということでのご意見がありましたけれども、30キログラムのトランスで48万円ぐらい処理費用がかかっています。

ただ、これにつきましては、中小企業につきましては70%、個人では95%が基金から補助をするという形になっておりますので、この辺の基金を使用させていただいて処理を進めていきたいということで、我々のほうは進めております。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんか。

【麻生委員】所管外の関係で、4ページ、行革プランの関係、3月の委員会でも指摘をしましたが、南部流域下水道事業の移管の件です。

ここに、「移管に向けた課題の整理について」とありますけれども、課題は、何が課題になっているんでしょうか。

【田口水環境対策課長】現在、県が諫早市に持っております南部浄化センターが対象になっております。今のところ、各関係市、地元諫早市、大村市等で意見交換会をしておりまして、その中で課題となっておりますのが、やはり施設を受け入れるということで、事務的、経費的な負担増というのが一つ。

そしてもう一つが、事業の補助制度上、流域下水道で持っている場合は補助率が高うございます。それを諫早市に移管した場合には補助率が低い、公共下水道としての取り扱いになる可能性があるというところがございます。そのあたりを課題として、現在検討している最中でございます。

【麻生委員】県が持てば補助金が高くなって、各市町が持てば補助金が安くなるという形を選択せざるを得ないと。なおかつ、施設を維持管理するのに人がかかると、そういう負担はしたくないということでもありますね。

私は3月に指摘をしたんですけれども、この行革プランにあったので、改めて見ていたんですけれども、やっぱり各市町に対してきちんと。今、下水道会計を見ると黒字になっていきますよね、状況的には。だから、そこら辺の精査をよくしてもらって、広域で、流域近辺にはまた、団地も張りついてきて増えるわけですから、そこはきちんとまたやっていただいて、どっちみ

ち受けるとしても諫早市だと思うんですね。そこに対する状況をよく説明してもらって、早く移管をやるべきだと。上下一体としての管理・運営をしてもらうということが、そういうことじゃないかと。

ただ補助金が、言われたように、負担金が違うんですよという話がありますけれども、さっきの基盤整備の状況じゃありませんけれども、今後はそういう観点から、きちんと精査してもらいながらやることと、あと、民間活用の状況が、諫早も上水のほうは全部、どちらかといったら、民間委託の形をしていますよね。だから、県のほうも早く、この施設を何とか諫早に交渉していただいて、いつまでもというよりは、目標管理を持ってもらって取り組むことが大事かと思っていますけれども、よく精査していただけないでしょうか。

それとあと、さっきの補助金の中身の内訳が口頭でわかりませんでしたので、後で結構ですから、資料をもらえませんか。今後はきちんと負担をしてもらう。そのかわり、別のメニューで補助金をつけるという形になればいいんでしょうけれども、そういう手はないんでしょうか。この分では無理ですけれども、こういう基準でできるということはないんですか。今、この負担金がですよ。（「わからないです」と呼ぶ者あり）じゃ、中身は後でいいですから、教えてください。

ただ、言いましたように、いつまでも県が持っている施設ではないと私は思っているんですよ。だから、それは早く移管を進めていただきたい。行革に載っていますけれども、ぜひお願いしたいと思います。

これは、意見・要望にしておきます。お願いします。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【山田(朋)委員】 夏の省エネ・節電について伺いたと思います。

今年に関しては、九州電力管内で電力の安定供給に必要な予備率が13.9%にのぼるということで、特別な節電は行わないというようなことになっているようですけれども、例年だと、県庁でサマertimeを導入したと思うんですけれども、そういったことも含めて庁内、多分、昼休みとかは電気を落とされたりとかいろんなご努力は各部署においていただいているとは思っていますけれども、今年度、どのような形を考えているのかどうか、お聞かせください。

【小嶺環境政策課長】 夏の節電の取組ですが、東日本大震災以降に、平成23年の冬から県庁の節電実行計画をつくって、夏と冬に節電をやってまいりました。その後平成25年からは、やはりその取組で、もっと節電をしようということで、通年で取組をやってきたところです。

ただ、今年度につきましては、国の方針、検討会の中で、節電要請については、これまで夏の3カ月の8時から夜の8時までとか時間を決めて国のほうから節電要請があっていたのですが、それはやらないと。予備率が高くなったからというふうなことがありましたので、県としまして、今年は夏季の節電計画については策定しないで、通常の節電の取組をやっていくということにしております。

昨年やりました夏の取組ですが、クールビスとか、勤務時間帯をずらして、冷房の時間帯を1時間半ぐらい短くして節電をしたところですが、今年度については、夏の節電の取組という形ではなくて、通常の取組の中で進めていこうと思っています。

【山田(朋)委員】 わかりました。じゃ、就業時

間を早めてというのを、通常、勤務は9時からですよ。それを8時半からにされたりとかというのは、今年度はもう予定がないということで、通常の年間を通した節電しかやらないということですね。特出しして、夏の節電計画は立てないということによろしいですか。

【小嶺環境政策課長】節電の取組で勤務時間を変えんということは、今年は考えておりませんが、それ以外に、総務部のほうでも「ゆう活」とかいろいろな国の取組がありますので、こういうのを含めて検討はなされているというふうなことはお聞きしております。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんか。

【麻生委員】環境部の概要について。

実は、今、廃棄物の処理計画も含めてリサイクル率が、長崎県は一般廃棄物は低いですよ。この前、食品リサイクルを含めて、2020年までに長崎は、外食も含めて企業系は25%ですけども、将来的には、国の目標値は50%までやると言っていましたね。

これは、国がそういうふうに方向性を定めてやっていこう、そして、食品ロスも含めてやっていきたい。食品が年間860万トンくらい廃棄されているということもあって、環境省挙げてそういったものをやっていこうということで取り組んでいるんですよ。

今後、こういったものを受けながら、県としても廃棄物の状況を、各市町の責務ですけども、そういったものをきちんと明確化して方向性を出さないといけないんじゃないかと思っているんです。

今、長崎だってリサイクル率が17.5%ですか、状況は低いですよ。焼却してマテリアルでやるということをやっていますけれども、今後は循環型社会の中で、きちんと国が、環境省が打

ち出してやっていこうということでやっていますけれども、それについての内部協議だとか、今後の方向性とかというのはあるんですか、どうですか。

【重野廃棄物対策課長】委員ご指摘のリサイクル率についてですけども、今、県内では約16%ということで数字のほうは把握しております。

これにつきましては、平成32年までに21%というふうな目標を掲げておりまして、目標に見合うような形で、今、検討を進めております。

特に、県内の紙ごみについてはリサイクル率が低いということで把握をしておりますので、この現状につきまして分析をして、紙ごみのリサイクル率が上がるかどうかというところで検討を進めながら話を持っていきたいということで考えております。

あと、委員ご指摘の食品ロスにつきましても、全国で年間で642万トンそのうち、事業系で330万トン、家庭で312万トンという形で数値のほうが出ております。

県内についての数値は把握しておりませんが、できるところでごみを減らしていくという形で、ゴミゼロ実践計画を一般廃棄物の下位の計画というところで、今年度計画策定を考えております。

このゴミゼロ実践計画につきましては、できることを各事業者、NPO、それから市民、県民がやっていくというふうな計画ですので、そういうふうな計画の中に、食品ロスについてもどういうふうな形で含めていくかということも検討しながら、今年度計画を立てていきたいということで考えております。

【麻生委員】ぜひ、そういう事業計画を立てていただきたいと思います。

片一方では、フードバンクといって廃棄されるものを、まだ賞味期限があるもの、「3分の1ルール」があるので、事業者としては早く廃棄をする状況を、今後、2分の1ルールに変えると言っておりますけれども、片一方では、そういうフードバンクの状況も、長崎は立ち上がったと聞いていますので、連携しながら、これはなかなか市町もそうでしたけれども、県が広域の中で音頭をとってやるということで、ぜひやっていただきたいと思います。

もちろん、この食品ロスについては、農林水産省と言われていきますから、農林部関係も絡んでくると思うんですけれども、両方の関係でやっていただきたいのが、まず1点。

ただ、市町は焼却の料金が安いですから、どうしてもそっちに流れてしまうということでもありますから、そこに指導性をどうするかということについては一定あると思いますけれども、ただ、なかなか目標値が上がらないということと、国は、そういう意味では食品ロスも減らしながら循環型社会をつくっていかうとしておりますので、ぜひ今年度の県の計画を推進させていただきながら運用できるような形、1%でも、少しでも上がるような取組を期待しておりますので、よろしくお願いします。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【重野廃棄物対策課長】 先ほどPCB廃棄物の保有事業者数というふうな形でご質問があった件ですけれども、長崎市が78事業者、佐世保市が57事業者、ほかの地域で94事業者ということで、県全体で、平成27年3月31日現在で229事業者ということで数字を把握しております。

【中島(浩)委員長】 それでは、質問を終わらせていただきます。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時19分 休憩 —

— 午前11時19分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、環境部関係の審査を終了いたします。

ここで休憩をとりまして、11時半から再開します。

— 午前11時20分 休憩 —

— 午前11時28分 再開 —

【中島(浩)委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、交通局関係の審査を行います。

審査に入る前に、理事者側から、幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【山口交通局長】 それでは、4月の人事異動に伴う新任幹部職員をご紹介します。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。

【中島(浩)委員長】 それでは、これより審査に入ります。

【中島(浩)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

報告議案を議題といたします。

交通局長より、報告議案説明をお願いいたします。

【山口交通局長】 交通局関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料の交通局をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第13号「知事専決事項報告 平成27年度長崎県交通局事業会計補正予算（第4号）」であります。

これは、先の平成28年2月定例県議会の本委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております平成27年度予算の補正を、3月31日付けをもって専決処分させていただいたもので、最終的な整理を行ったものであります。

収益的収支及び資本的収支の補正の内容は、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)分科会長】 ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(朋)委員】 2ページの1月の大雪の影響による運休などに伴うということで、定期運輸収入で4,348万円の減とあります。これは、この間の2日間ぐらいですかね。しばらく続いたこの間の大雪のことだと思いますけれども、実質、何日間でどれだけの影響が出たのかということを具体的に教えていただけますか。

【小川営業部長】 1月の大雪の影響による減収額でございますが、1月24日から1月27日にかけて、大雪によりまして主に高速道路がストップをしてしまったという部分で、主に空港リムジン、高速シャトルバス、もしくは佐世保線、県外高速等々で運休を余儀なくされております。

また、市内線でも、24日当日については、午前中運行ができなかったりというような状況が出ておりますので、そういうものを合わせまして、予定より約2,000万円ほどの減収がここで生じているところでございます。

【山田(朋)委員】 わかりました。2,000万円ということですが、こちらの4,348万円のうちの2,000万円がそれだということですが、ほかの減の要因というのは何ですか。

【小川営業部長】 実は、今回の専決前に2月補正で、この定期運輸収入につきましては、年度前半の10月までの半年間の運輸収入の伸びを加味いたしまして、約7,700万円ほどの増額補正

をさせていただいていたのですが、後半の伸びがそこまでなかったというのもございまして、大雪の影響と合わせまして、今回、減額補正をさせていただいているところでございます。

なお、定期運輸収入自体で前年度の決算数値と比較いたしますと、2億円以上の増収にはなっているところでございます。

【山田(朋)委員】 わかりました。こういう天候によるものでの影響は、保険とかそういうものでカバーできたのかどうか、そのあたり、もしあれば教えてもらっていいですか。そういう保険に入っていたのかどうかとか。

【小川営業部長】 車の事故とかそういうものに関しては任意保険等々の対象になるのですが、通常の運行にかかるものについては保険等々の対象にはなりませんので、この分について、何らかの格好でそういう措置がなされるということとはございません。

【山田(朋)委員】 あと、外国人観光客受入整備推進事業補助金ということで80万円上がっておりますが、これはWi-Fi設備とかだと思っておりますけれども、ほかにどういったことをされたのかどうかを教えもらっていいですか。

【小川営業部長】 平成27年度でございますが、まず、空港のリムジンの車両37台に無料公衆無線LANということでWi-Fiを設置させていただいております。

そのほか、空港の券売機でございますが、この分につきまして4カ国語表示の対応をさせていただいております。

それともう一点が、長崎ターミナルにおきまして、外国から来られた方については乗り場がわかりにくいというようなご意見もいただいたところでございますので、ターミナルの4カ国語表記のパンフレットを作成いたしまして、そ

の分の対応をさせていただいております。

トータルの事業費として約280万円ほどかかっておりますが、そのうちの約80万円につきまして、この外国人对応の補助金をいただきまして、残りの約200万円ほどは私どもの自主財源で対応させていただいております。

【山田(朋)委員】 わかりました。4カ国語表示のパンフレットを新たにつくっていただいたということですので、後で見せていただければと思います。

【小川営業部長】 もし配付をさせていただいてよければ、配付させていただきます。

【中島(浩)分科会長】 お願いします。

しばらく休憩します。

— 午前11時36分 休憩 —

— 午前11時36分 再開 —

【中島(浩)分科会】 分科会を再開します。

【小川営業部長】 今、お配りをさせていただきましたが、表と裏とわかりにくいと思うんですが、こちらのほうでいきますと、日本語表記と英語表記をさせていただいております、そのまま裏返していただきますと、中国語表記と韓国語表記をさせていただいて、乗り場の案内だとか、それぞれの停留所の位置関係だとか、あと、車両の中の運賃モニターとか、降車する時のボタンを押すところの表示とか、あと、スマートカードの利用方法とか、そういうものについて4カ国語での表記をさせていただいて、長崎ターミナルのほうで配付をさせていただいているところでございます。

【山田(朋)委員】 すばらしいものをつくっていただきまして、ありがとうございました。

長崎ターミナルに置いてあって、実際、手に取られる観光客の方も多いと思うんですけれど、

空港リムジンのバスの中とかは検討はされますか。あまり必要がないですかね。例えば空港バスを降りて次のところに行くために、バスターミナルに入りますかね。降り口はどんな感じですかね。ごめんなさい、よくわからなくて。

【小川営業部長】 大半の方は、途中の、例えば新地だったり、もしくは県庁前だったりというところで降りられる方もいるんですが、出島便については、一旦長崎ターミナルに入っておりますので、そういう部分での空港リムジンへの配置等々についても、お客さんの動向を見ながら、配置については考えたいと思っております。

【中島(浩)分科会長】 ほかにございませんか。

【麻生委員】 補正の中の最後の5ページのところです。改良費で大型二種免許取得資金の貸与の関係でお尋ねしたいと思います。

昨年300万円、予算を組んだと思いますね。これでは235万円も減額されているということになると、使った分は65万円ぐらいですね。実態を教えてもらえませんか。どういう状況だったのか。

【笠山管理部長】 大型二種免許取得資金貸与制度の状況についてのご説明をさせていただきます。

昨年9月定例会で制度を認めていただきまして、募集を開始し、12月に第1回の試験を行っております。この試験の結果は、受験者数は14名、合格者数が11名、うち交通局が5名と。これについての貸与者数は6名でございまして、そのうち交通局が4名でございます。

貸与金といたしましては、交通局、県営バス合わせて20名を予算としては確保しております。交通局については10名、300万円ということですが、貸与金の実績といたしましては、県営バスグループ合計で145万2,800円、

うち交通局分が97万2,500円という状況でございます。

この結果を踏まえまして、今回の専決補正ということで補正の減をいたしております。

【麻生委員】 受験者が14名いて、11名が採用ということになって、当初の目的は一応達成していると理解していいんですか。その件をもう一回。

【笠山管理部長】 専決補正の報告ということで申し上げましたけれども、制度全体についての評価といいますか、考え方についてご説明をさせていただきますと、実は、先ほど1回目の試験のご説明をしたんですが、2月に募集を開始しまして、4月に第2回の試験を実施いたしました。その結果もあわせてご報告させていただきますと、受験者数が9名、合格者数が、県営バスグループ合計で6名、貸与者数が4名、この貸与者に対する貸付金が86万300円という状況でございます。

あわせて、この2回の試験の合計で申し上げますと、受験者数が23名、合格者数が17名、貸与者数が10名。この10名の貸与者でございすけれども、合格者17名のうち免許取得者が、現時点で8名でございます。この8名のうち6名を現在、採用しておるところでございます。

そういった状況でございまして、免許の取得については、合格してから半年以内に取得をするということになっておりまして、現在、合格者のうち6名を採用していると申し上げましたが、残り11名が、今、免許取得に向けて頑張っておられるということでございまして、そういった方々が、免許取得後交通局、あるいは県営バスのほうに入られるということで、その状況を現在、見守っているところでございます。

そういうことでございまして、こういった合

格者の状況、採用の状況を今後見ていながら、あわせて、今後も既取得者の試験と並行して未取得者の試験を実施していきながら、今後、欠員の解消に努めていきたいと考えております。

【麻生委員】今回の補正予算で新しい事業としてありましたよね。地域創生人材育成事業、3年間で県下3億円、4業種、それにはバス運転手も入っていましたよね。これはバス協会に委託をするということではなかったか。この関係について、これとの整合性はどのような形でお考えなのでしょうか。

【山口交通局長】昨年、9月補正でお願いをしました制度ですけれども、これについてはこちらで採用する前に大型二種の免許を取っていただくのを支援するという制度でございまして、今回の地域創生人材育成事業については、一旦採用した後に免許を取得させる、それについての支援をやっていこうということではございます。

これまでに交通局として、ある意味でなかった制度でございまして、今後バス協会の中で制度設計がなされるというふうに思っております。まだ協議の場がバス事業者と協会の間で持たれておりません。

具体的には、その中で各事業者のいろいろな話を聞いて整理がされていくものと考えております。その協議の中で、私どもとしてどういうふうに取り組めるのかということを検討していきたいと、そういうふうを考えております。

【麻生委員】これについては、事業的には雇用だという話になるので、ただ、試験を受けて免許を取ってもらって、半年以内に取らないと返還命令ということでありましたけれども、人材を確保して育てていくということが片方の事業なんですよね。だから、どこでその技量を見極めるかとか、そういうのはなかなかリスクはあ

ると思うんですけれども、自前の予算を出さなくて済むわけですから、うまくバス協会の中で、実際、4業種と言われていました、130名前後はあるわけですから。今お尋ねすると、大体年間で10名前後ですよね。そういうことで人材が確保でき、なおかつ、その負担が国の補助金で賄えるということですので、ぜひバス協会の中で話をさせていただいて、どういう人たちを確保できるのか。

今から、言われたように、バスの状況として、観光バスのほうが結構増えてきてニーズもあると聞いておりますので、ぜひこちら辺の整合性をとっていただいて、今年は利益を出されておりますけれども、少しでも経費削減しながら、利益が出たら従業員に還元するとか、臨時ボーナスを出すとか、そういうのが認められれば、これは官のほうでありますから、私でなくてもこういうものを、意欲ある取組ができるように、ぜひご検討いただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

【中島(浩)分科会長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第13号は、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、報告議案は、原案のとおり、承認すべきと決定されました。

【中島(浩)委員長】次に、委員会による審査を行います。

交通局は、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、所管事項についての質問を行います。

交通局長より総括説明をお願いいたします。

【山口交通局長】今回、交通局関係の議案はございませんので、所管事項についてご報告をいたします。

環境生活委員会関係議案説明資料の交通局を開きください。

今回、ご報告いたしますのは、熊本地震の発生による影響等について、免許返納者パス社会実験について、貸切部の新設について、乗務員の確保と育成について、利用者の利便性向上に向けた取組について、受託運行に係る行政処分と職員の処分について、「交通局施設等の維持管理・更新計画」の策定について、「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づく取組について、長崎県営バス観光元職員の不正経理についてで、その主な内容についてご説明いたします。

（熊本地震の発生による影響等について）

去る4月14日以降、熊本県を中心として発生した大規模な地震により甚大な被害が生じており、交通局におきましても、貸切バスに係る予約のうち、特に県外から九州への修学旅行を中心に、延べ800台を超えるキャンセルが生じております。

また、高速道路が一時不通となったことで、県外高速バスについても、5月1日までに175便が運休となるなど、経営面への影響は避けられない見込みとなっております。

一方、職員の被災地への派遣のための貸切バスを運行するなど、被災地支援にも全力を挙げているところでもあります。

引き続き、今回の地震による経営への影響について状況を注視していくとともに、必要に応じ貸切事業におけるセールスの強化等についても検討してまいります。

（免許返納者パス社会実験について）

去る6月1日から諫早市と大村市で、運転免許証の返納者を対象とした「免許返納者パス」制度の社会実験を開始いたしました。

近年、高齢者による重大交通事故の増加が社会問題となっていることから、運転免許証を自ら返納し、本年4月1日以降に「運転経歴証明書」の交付を受けた方について、対象となる市内域限定のフリーパス券が利用できる制度であります。

今後は、免許返納者パスの利用者全員にアンケートも実施し、制度の効果を検証しながら、並行して来年度早い時期での本格運用に向けた検討を進めてまいります。

（貸切部の新設について）

貸切事業につきましては、海外からのクルーズ船の入港増などにより好調な業績を上げてまいりましたが、一層安全に配慮した運行を確保しながら、今後の貸切需要の状況を明確に捉え対応していく必要があります。

このような状況から、本年4月に「貸切部」を新設し体制の強化を図ったところであり、需要の変化に積極的に対応しつつ、安全性の確保と輸送品質の向上を図りながら、貸切事業に取り組んでまいります。

（乗務員の確保と育成について）

交通局及び長崎県営バス株式会社では、昨年度、「大型自動車第二種運転免許取得資金貸与

制度」を創設いたしました。

この制度を活用した採用試験の合格者は現在17名で、このうち10名に取得資金の貸与を行っており、合格者の平均年齢は34歳と若い運転士の確保につながっております。

採用後の新任運転士の育成については、これまでも新任運転士研修を行ってまいりましたが、大型車の運転経験がない運転士も採用することから、研修終了時には見極めを行い現場に順応できるようになるまで徹底した研修を実施するなどの見直しを行っております。

これまで以上に育成に力を入れていくため、本年4月1日付けで本局の指導課の名称を「育成・指導課」と改めております。

今後とも、必要な運転士数の確保を図るとともに、採用後の運転士の育成を強化し、バスの安全運行に努めてまいります。

（利用者の利便性向上に向けた取組について）

交通局においては、増加する海外や県外からの観光客に対する受入体制の強化に取り組んでおります。

具体的には、空港リムジンバス37両へWi-Fi機器を設置し、特に各種情報をインターネットにより取得する外国人や県外からの観光客の利便性向上を図っております。

また、長崎空港の自動券売機について、4カ国語で表記するようシステム改修を行うとともに、3台設置していた自動券売機を1台増設し、発券時における利用客の混雑解消を図ったところであります。

今後とも、海外や県外からのお客様の受入体制の強化に積極的に取り組んでまいります。

受託運行に係る行政処分と職員の処分については、別冊でお配りしております追加4をあわせてお開きください。

（受託運行に係る行政処分と職員の処分について）

長崎―福岡間を結ぶ高速バス「九州号」は九州急行バス株式会社が運行しておりますが、増発便の一部については、委託を受けて当局が運行しております。

この受託運行を行う際の許可申請手続きを失念した結果、平成27年12月27日から平成28年1月4日にかけて、当局が許可を受けていない状態で増発便を計88便運行したものであります。

このことにより、本年4月21日に当局に対し九州運輸局から事業用自動車の使用停止60日車の行政処分に係る命令書が交付され、翌22日付けで関係職員に対し懲戒などの処分を行ったところであります。

また、平成26年9月に公益社団法人日本バス協会から「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づき、「一つ星」からさらに安全性が求められる「二つ星」の認定を受けていたところでありますが、行政処分に伴い6月13日付けで認定の取り消しを受けております。

道路運送法に違反してバスを運行しましたことは大変遺憾であり、公共交通を担うバス事業者として県民の皆様深くお詫び申し上げます。

今後このようなことが起こらないよう、許認可や契約事務の再点検を実施したところであり、組織内における確認体制の強化にも取り組み、再発防止に努めてまいります。

（「交通局施設等の維持管理・更新計画」の策定について）

補足説明資料を配付させていただいております。内容については、後ほどご説明させていただきます。

（「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づく取組について）

「公営企業の経営健全化」につきましては、平成29年度までを計画期間とする中期経営計画に基づき、「都市間輸送の強化」などの経営健全化策に着実に取り組んでまいりました。

平成27年度の決算においては、乗合収入や貸切収入など収入の確保に努めた結果、中期経営計画から1年前倒して純利益を計上できる見込みとなっております。

また、より多くの方にバスを利用いただくため、積極的に地域に出向き、それぞれの地域に応じたきめ細やかな情報発信の取組を進めてきたところです。

なお、本年3月には、さらなる見直しのために「長崎県行財政改革推進プラン」を新たに作成し、取り組みを開始したところであり、今後も積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、別冊でお配りしております追加1をお開きください。

（長崎県営バス観光元職員の不正経理について）

県営バス各ターミナルの発券等窓口業務については、子会社である長崎県営バス観光株式会社に委託を行っております。

平成25年6月に発覚した大村ターミナルにおける同社の元職員による、長崎スマートカードの積み増し金の横領事件につきましては、本人が認めた着服金額52万1,000円の返済を受けておりましたが、着服総額については、確定できておりませんでした。

交通局としては、当局及びスマートカード加盟6社局の約1億6,000万件の全データ検証を行い、被害総額を375万8,000円と確定いたしました。

これらの検証結果を基に、元職員に対し、被害総額の返還を求め、同社を通じて5月27日に当局へ全額が返還され、その後6月3日に各社局の精算額に関する入金処理を完了したところでございます。

この間、スマートカード利用者をはじめとする県民の皆様、また、加盟各事業者には多大なご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に向け、万全の対応を図ってまいりたいと考えております。

このほか、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料について、補足説明を配付させていただいております。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【笠山管理部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました交通局関係の資料について、ご説明いたします。

1,000万円以上の契約案件については、資料の1ページ目以降に記載のとおり、本年2月から3月までの実績は4件、本年4月の実績は7件の計11件となっております。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 次に、管理部長より補足説明を求めます。

【笠山管理部長】 「交通局施設等の維持管理・更新計画」について、ご説明をさせていただきます。

補足説明資料として、カラー刷りのA3の資料と冊子をお配りさせていただいております。カラー刷りのA3の資料に基づいて、順にご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

A3の「交通局施設等の維持管理・更新計画【概要版】」と記載しているものでございます。資料の左上から順に沿ってご説明いたします。

まず、本計画策定の背景及び位置づけでございますが、昨年12月に、県有施設の維持管理・更新に係る基本的な方針を示した「長崎県公共施設等総合管理基本方針」が総務部において策定されており、当該方針に基づき、車両や営業所、ターミナルなど、県民の皆様の移動手段としてのバスの運行に必要不可欠な交通局施設の維持更新等について、総合的・計画的に実施していくために策定するものでございます。

下の1.現状と課題をご覧ください。

まず、現状でございますが、交通局が保有する施設は、営業所やターミナルの建物施設と事業用車両に区分されます。主な建物施設は、営業所ターミナル等の8施設と職員公舎等の6施設の計14施設となっており、バス車両については、平成27年度末時点で422両を保有しております。

その下の課題の欄でございますが、建物施設については、多くが昭和40年代に集中して建設されており、今後集中した更新投資が必要となってくる。また、車両については、年式ごとの保有車両数に偏りがあるため、車齢分布が

一定となるよう計画的な更新が必要となります。

その下の、として、建物施設の築年数及び車両の年式ごとの保有状況について表で示しております。

の建物施設の状況でございますが、表中の括弧内の数値は築年数、建ってから何年という築年数を示したものでありまして、比較的新しい本局・長崎営業所、中央整備工場・諫早営業所を除いて、大半が築40年以上を経過している状況にあります。

また、事業用車両についても、平成6年から平成15年の間の年式の車両数が多くなっておりまして、平均車齢は15年となっております。

その下の直近の決算状況についてでございますが、中期経営計画に掲げる経営健全化策を着実に実施した結果、計画よりも改善した決算を達成しておりまして、平成27年度においては計画を1年前倒しした形での黒字化を見込んでおります。また、この間の車両更新についても、お客様の「安全性の確保」と「輸送品質の向上」を図るため、計画に基づき適切に対応を図っております。

の表は、決算額と中期経営計画の推移を示しております。年度ごとに決算、計画、差引となっておりまして、下から2番目の税抜収支の差引欄をご覧くださいと、平成25年度が8,200万円のプラス、その右の平成26年度が8,700万円のプラス、平成27年度が9,400万円のプラスと、いずれも中期経営計画を上回る決算状況となっております。

その下の車両更新状況につきましても、おおむね計画に基づく車両更新を進めている状況でございます。

続きまして、2.取組の概要をご覧ください。

今回の計画策定に当たりましてのポイントは、

1つ目に、長期的視点による予防保全型の更新・長寿命化により、投資費用の低減・平準化を掲げており、特に建物施設につきましては、これまでの事後保全型の維持管理から、計画的な維持管理の実施により、長寿命化を図る予防保全型への転換を図ることとしております。

また、2つ目のポイントとしましては、お客様の「安全性」や「利便性」の確保に向けた取組としております。

これらの2つのポイントを踏まえた施設類型ごとの基本方針について、その下の に示しておりますが、まず、本局・営業所ターミナルにつきましては、県のファシリティ・マネジメント導入方針を踏まえ、昭和56年6月以降に設計・建築された鉄筋コンクリート造の建物につきましては、15年周期で外壁改修と、20年周期での屋上防水工事を実施することで65年使用することとし、投資費用の低減に努めてまいります。

また、長崎・諫早各ターミナルにつきましては、新幹線建設事業の進捗状況に応じた計画的な移転を実施することとし、上記以外の建物につきましては、おおむね築55年程度での更新の実施をしていくこととしております。

次に、職員公舎等につきましては、おおむね55年程度での取り壊しを基本とし、入居状況・老朽化状況を勘案しながら、集約・廃止等を検討していくこととしております。

その下の事業用車両については、計画的な更新、改造の実施により、車齢分布の均一化や投資及び費用の低減・平準化を推進するとともに、法定の12カ月、3カ月点検に加えまして、独自に行っております1カ月あるいは15日点検を引き続き実施し、車両安全性を確保してまいります。

表の下の 印の欄に、少し小さく記載しておりますが、機能移転を予定しております長崎及び諫早の現ターミナル跡地につきましては、将来的な収益源として有効に活用していくため、関係市等と協議し検討を進めるとともに、区分所有となっております長崎及び大村の両ターミナルにつきましても、他の区分所有者や関係者と十分協議し、対応について検討を進めるといたしております。

右のほうに移りまして、右上の 個別施設ごとの対応方針をご覧ください。

先ほどご説明いたしました基本方針に基づく施設ごとの対応方針と投資予定時期をお示したものでございます。

次に、当該計画に基づく今後の投資計画でございますが、 投資計画としておりますので、ご覧ください。

建物施設につきましては、施設更新及び長寿命化等の経費として、今後40年間におきまして約35億4,000万円、1年当たりの平均では約9,000万円の投資が見込まれております。なお、試算に当たりまして、現時点で具体的な計画が判明していない施設につきましては、総務省が提供しております試算ソフトがございまして、そちらを使用して更新単価等について算定しております。

事業用車両につきましては、車両購入及び改造にかかる経費として、今後10年間において約57億6,000万円、1年平均で約5億8,000万円の投資が見込まれております。先ほどの決算状況の表に記載しておりますが、これまでも車両については、毎年5億円前後の投資を実施しているところでございまして、引き続き計画的な更新を図ってまいります。

これらの財源といたしましては、 に記載し

ておりますとおり、公営企業債の起債を基本としつつ、民間資金など幅広い手法を検討し、資金需要の平準化及び財政負担の分散・軽減を図っていくこととしております。

続きまして、一番下の3．計画実施効果をご覧ください。

本計画に基づく予防保全型の維持管理・更新へ転換した場合、これまでの事後保全型の維持管理・更新に比べまして、1年当たりコストで約1,200万円の投資削減効果を見込んでおります。

具体的には、本計画に基づく予防保全型の維持管理・更新の実施により、新たに長寿命化のための計画的な維持管理経費が発生するものの、建物の使用年数が65年へ延びることから、従来の事業保全型の維持管理に比べ、年当たりの投資額が抑制されるというものでございます。

最後に、4．計画策定期間につきましては、本計画につきまして、本委員会におきましてご意見をいただいた後、本年7月の策定公表を予定いたしております。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

ここで休憩をとりたいと思います。

再開を午後1時30分といたします。

— 午後 零時 8分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

議案外所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保な

どに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について質問はありませんか。

【麻生委員】 お尋ねしたいんですけども、交通局の施設等の維持管理を含めた更新計画の中で、車両年数が平均15年という状況で、普通、車両の耐用年数が何年なのか。

今後、400台近い台数がある中で、逆に、今の通常の乗合バスですけれども、新車車両を買えばどのくらいになるのか。

それと、一部聞いているのは、中古車両を買われているということで、購入ルートとか、全体の流れがどうなっているのか、概要を教えてください。

【小川営業部長】 車両更新計画についてでございますが、通常市内を走っております、いわゆる赤バスでございますが、約20年をめぐりに利用させていただいております。

中には、走行距離が短いものは20年を超えて使わせていただいているものもございますが、一般的な現在の車両更新計画なんですけど、基本的に市内線につきましては、東京都営が中古車両をお出しされておりますので、そういうものを購入させていただきまして、その後車両改造を、私どもの車両としての改造をさせていただいた上で使わせていただくということで、全体的な車両更新の波を一定の形に持っていこうということで、ここ数年、十数台の定期車両の中古車両の購入をさせていただいているところでございます。

通常、新車で買いますと、約1,800万円から2,000万円ぐらいの価格がかかりますが、この中

古車両で買った場合は、購入価格と車両の改造経費ということで、約500万円ぐらいでそれができるということで、全体の更新の波を穏やかにするような対応をさせていただいているところでございます。

また、リムジンタイプ、もしくは貸切車両につきましては、中古車両と、近年新車のほうが廉価版というのが出ておるものですから、その差があまりなくなっているということもございまして、昨年から、リムジンタイプ、貸切車両についてはすべて新車で対応をさせていただいているところでございます。

【麻生委員】乗合バスについては中古で十分ということで、2点ほどお尋ねしたいのは、1つは、貸切バス事業というのは民間も結構入ってきて、今、クルーズ船が入ってきて対応できないから、佐賀、福岡あたりからも入ってきているんですね。もちろんそうすると、やっぱり見劣りするわけですね。だから、貸切事業についてはお客さん対応の中で、もうちょっといい車をきちんとし、やっぱり伸ばすべきところは伸ばすということが戦略なのかなと。

あと1点、乗合バスについては、特に電気軌道なんかは、ラッピングバスと言っていますが、電車を全部広告車両にして、ペインティングもかかるんでしょうけれども、一つは車両の塗装を厚くすることによって長持ちさせるということもあるんでしょう。それと広告収入をとるという話が出ていますけれども、全体の割合の中に、広告、ラッピングを含めた状況が、今後、戦略的に県営バスは考えていらっしゃるのかどうか。いやいや、これは県民の税金も含めてもらっているから、やらないんですよと、赤バスで通しますよという方向なのか、その点、2点ほど教えてください。

【小川営業部長】先に、先ほどの車両の更新計画の中で、実は市内の定期路線、赤バスにつきましても、毎年4両前後新車も購入しております。これは国庫補助対象路線を走っている車両については、補助が出る部分がありますので、その財源を活用して、毎年4両前後でございしますが、新車の購入もさせていただいております。

それと、今ありましたような貸切車両等々の購入につきましてですが、できるだけ状態がいい形でお客様に提供できるようにということで、新車の購入も進めておりますし、また、一定期間たちましたら、やはりボディー改造だとか、中の内装の改造等々もしながら、よりよい形でお客様にご利用いただけるようにやっているところでございます。

それともう一点、ラッピングにつきましては、私どもは車両広告という意味で有効に利用したいと考えておりまして、今、いろんな形の会社のラッピング広告をお願いしております。

そういう中で、多分、一番目につくのは、今、壱岐の焼酎会社のラッピング等々が全面ラッピングという形でやらせていただいている部分もございまして、また、今後は、できるだけ地域と密着したような格好で、例えば自治体だとか、コンベンション協会だとか、物産関係だとか、そういうところとお話をしながら、できるだけ地域の物産の魅力等々をいろんなところで、私どものバスの車両が走るによりまして広報啓発ができるように、そういう連携も進めてまいりたいということで、そのお話も随時、今進めさせていただいているところでございます。

【麻生委員】ラッピングは別の広告収入が入りますから、ぜひご検討いただきたいと思います。

あと一点、今、高齢化になって、低床車両が増えていますよね。長崎バスも結構低床車

両を入れてらっしゃって、今後の方向性として、市内循環の中で低床車両が要るのか、まず、それを1点。

あと、コミュニティーバスを一部走らせていますよね。昔は「らんらん」が走っていましたが、あれは「からんからん」じゃないかと言っていた時代があって、誰も乗ってなかったんですけれども、今後は、運転手一人についての費用対効果があるとか、乗客の問題があるかもしれませんけれども、今からはある程度、まちなかのコミュニティーバスみたいなものも新しい路線として取り組んでいっているところ、特に長崎バスが浦上駅から大学病院までの循環をやっているところですね。そういう時代、その地域に合った展開をされていますよね。コミュニティーバスについて、皆さんの考え方、その辺もちょっとお尋ねしたいと思います。

【小川営業部長】まず、バリアフリー車両についてでございますが、通常の市内線につきましては、中古車両の購入、もしくは新車の購入につきましてワンステップバス、もしくはノンステップバスの車両の導入を進めておまして、現在、市内線を走っております6割についてがワンステップ、もしくはノンステップのバリアフリー対応のバスとなっております。

今後も同じような形で、その率をできるだけ高めていくという作業を進めてまいりたいと考えております。

また、リムジンタイプとか貸切タイプにつきましては、どうしてもトランクの収容能力というのが必要なものですから、そういう形になりますと、なかなかそこにバリアフリー対応というのは非常に困難な部分があるかと思っていますので、それについては今までどおりの形になるかと思っています。

それともう一つは、コミュニティーバスというお話でございますが、実は私どもは、昨年4月から、片淵線ということで、片淵のほうから長崎駅前まで行く、今まで交通機関が走ってなかったという区間を走らせていただいているわけですが、それにつきましては小型バスで運行させていただいております。これは16名の乗客座席でございますが、多い時には立席も出るほど、主に高齢者とか主婦層の皆様にご利用いただいているところでございます。

私どもは、今後、高齢化が進む中で、高齢者の、例えば通院だとか、お買い物だとか、そういうものにスポットを当てて、そういう路線の運行もすべきだと考えておりますので、そういう運行に当たりまして、車両として大型がいいのか、もしくは小型でないと入れないとか、いろんな需要を捉えながら対応していきたいということで検討を進めているところでございます。

【麻生委員】最後に、今回の高齢者の免許を返納して、要はバスを出して、その実験を今やっていますよね。これについて、ちょっと状況をお尋ねしたいと思います。

今、75歳以上、後期高齢者になって免許を、ただ、バスの利用があるところ、ないところ、バスが来ないからなかなか免許が返納できないとか、高齢者でも、私が知っている会長さんは90歳でも免許を持って運転されている方がいるんですよ。だけど、これは、「足がないから、免許を返すことはできんばい」ということもあって、ただ、お願いしたいのは、現状はどうなっているのかということと、今後、高齢者、75歳以上とか80歳になっても免許を返納しなくても、ある程度バスを利用しながら、利便性があれば、こういう形で返納していくよという助走期間も入れながら、よいお考えが何かないの

かどうか。

まず、社会実験の状況はどうか、そして、市民の反応はどうだったのか。そして、今後これをどういう形で県内といいますか、県南地区だけですから、広げていかれようとしているのか、その点を教えてもらえますか。

【小川営業部長】6月1日からでございますが、「免許返納者パス」の社会実験を開始させていただいております。現在、諫早市と大村市で、一昨日までの統計でございますが、11名の方にこのフリーパスの交付をさせていただいております。

その内訳が、男性が6名、女性が5名ということで、主にやはり60歳代から80歳代の方ということで、交付させていただいた方の平均年齢は78歳ぐらいとなっております。

この社会実験を始める前に、実は、大村市と諫早市で地域協議会というのを開催させていただきまして、社会実験を始めるに当たって、自治会とか、婦人会とか、老人会とか、あと、行政、警察の方々からいろんなご意見をいただきました。その中でお話があったのが、せっかくのいい制度なので、十分な普及啓発をしてくれというお話とか、あと、高齢者で免許を返納しても、バス停までの距離が遠いと。できるだけフリー乗降区間を、手を挙げたらどこでも乗り降りができるというような区間を設定できないかというお話もあったところでございますが、私どもとしては、諫早地区、大村地区で数カ所のフリー乗降区間の設定をさせていただいているのですが、当然、そこには安全性というのが担保される必要がございますので、もしそういうご要望があれば、十分に地元の警察署ともお話をさせていただきながら、そういう形の設定についても前向きに検討させていただきたいと

いうお話をさせていただいております。

今後の展開でございますが、今回、私どもは1年間という形で、諫早市、大村市での免許返納者パスの社会実験をさせていただくことにしておりますので、その中で、実はアンケートを利用者の方からいただくようになっておりまして、そのアンケート調査については、例えば利用される人の年齢だとか、利用されるようになってから大体どのくらいの頻度で利用されるのか、目的は、例えばお買い物なのか、通院なのか、それとあと、主な利用区間はどのような区間なのかというような分析をさせていただいた上、また、地域の協議会のほうにおかけしているんなご意見をいただきたいと思います。

そういうものも踏まえまして、この免許返納者パスの本格実施、または、私どもとして将来を見据えて高齢者パスということで、免許を返納しなくても、一定の年齢以上であれば、そういうパス券も発行できるようなものも検討していきたいということで、今、具体的な制度の設計等々を含めて、他社の状況も含めて検討させていただいているところでございます。

【麻生委員】高齢者になりますと、身分証明書がないわけですね。住民カードといいますか、今、新しいマイナンバーカードが出されておりますけれども、まだまだ免許証が身分証明書がわりなんですね。保険証だとかもありますけれども、ただ、簡便でどこでも通用するのが免許証なんですね。高齢者になってもそうですね。だから、長崎署、警察署において返納しましたと、その証明書があって初めてこういうパスが使えますよということだけであれば、若干限られてくるのかなと。

だから、年齢的にも75歳とか80歳、平均をとられて、そういう方たちが、逆に免許があって

も使えるような状況の枠組みがあれば、高齢者の…。ただ、極力車に乗らないという制度が片方で要るんでしょうけれども、そういったことも現場のニーズに合いながら、ぜひご検討いただくことを要望しておきたいと思います。よろしくお願いします。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【友田委員】 先般、一般質問で親孝行プロジェクトというのを問題提起したんですけれど、例えばこれだけ高齢化が進んでいって、市民の足というか、大村、諫早も含めて県民の足を提供している長崎県営バスとしても、本会議で私が言ったように、子どもさんたちは東京とかほかのところで暮らしておられて、実際にお父さんやお母さんが長崎で暮らしておられるという方がいらっしゃると思うんですね。例えばスマートカードを東京とか、長崎県にゆかりのところで、そういった息子さんたちに買ってもらって、そして、そのサービスを、実際スマートカードでこちらでできるというような、そういう対応というのは県営バスでもできるんじゃないかと思うんですね。

今後、産業労働部に問題提起をして、実際にスキームをつくっていただくかわかりませんが、部長の答弁は割と前向きだと私は受け取ったものですから、それはちょっとやってみたいという意味でも、私はこのバス事業にも十分対応できるんじゃないかという気がするんですよ。

先ほどの社会実験のことにしても、免許証は返納しなくても、できるだけバスを使ってよという話だと、スマートカードだと積み増しなので、金券なのでずっと使えますよね、ゼロになるまでね。

だから、ぜひそういったことも取り組んでい

ただければなという気がしているんですけど、この点について、まだどうなるかわからないものを意見を求めるのは変ですけど、こういった取組というのもおもしろいんじゃないかと思いますけれども、ちょっとご意見をお聞かせいただければと思います。

【山口交通局長】 先ほどの麻生委員のご質問にも関係しますけれども、県営バスとして、今、公共交通の役割として、やはり高齢社会を見据えた取組というのを本格的にやっていきたいと思っております。先ほどもご答弁しました、高齢者をかなり意識した時間とか、路線の設定を積極的に進めていこう、あるいは自由に乗り降りができるフリー乗降区間についても、制約はありますけれど、考えていこうというふうにも思っておりますし、あとはパス制度ですね。免許返納を一つの入り口として、本格的に一定年齢に達した場合のパス制度も考えていこう。

そしてもう一つ、これも最近地域に入ってイベントに参加して、バスの使い方、実際バスを持っていって、先ほどお話のあったスマートカードの使い方というのを子どもさんとか高齢者の方にも学習していただくような機会をつくるとか、また、諫早で一度、高齢者の方だけにスマートカードの使い方の講習をやったんです。

もう一つ、これも警察の方とご相談する中で、こういうところにこれから力を入れていかないといけないと思ったんですけれども、カードにしても、安全に高齢者の方に乗っていただくための取組というのをバス事業者だけではなくて、警察とか、交通安全に関する講習等もされますけれども、そこもやっぱり連携して、あるいは老人会等とそういった取組もやっていきたいと思っています。

先ほどお話のあったスマートカードですけれ

ど、今、ちょうどカードの新しいあり方について、現在のカードがかなり老朽化してきておりまして、今その議論をバス協会の中でやっているわけですが、その時のカードのあり方として、どういう機能を持たせるのか。今のカードだと、おっしゃるようなところまでの機能がございませんけれども、将来的にもっと進化した、あるいは都会にいる方とこちらにいる方でお互いにチャージができるようなカードのあり方とか、そういうことも含めて、ご提案いただいた内容も含めて、これからバス協会の中でも検討していきたいと思っております。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【山田(朋)委員】 熊本地震の影響について伺いたしたいと思います。

修学旅行を中心に約800台を超えるキャンセルが生じているとありますが、これでどれくらいの損失が出る予定なのか。

それとあわせて、今回、震災後、県の職員、市の職員を被災地のほうにバスで送っていただいたかと思えますけれども、その状況と台数、あと、あちらからの一時避難に対しても県のほうでバスを用意したと思えますけれども、その状況を教えてください。

それと、最初は前日ぐらいにしか決まらなかったから、入札をする間がなかったやに聞いておりますが、今、入札をされてそういう事業者決定をしていると思えますけれども、その辺のことも含めて状況を教えてください。

【笠山管理部長】 まず、全体的なところについて、私のほうからご説明をさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、熊本地震に伴って私ども県営バスの事業の中でも、特に観光と関連性の高い修学旅行を中心とした貸切、それから、県外からのお客様を運んでおります県外高速、

そして、空港と長崎を結んでおります空港リムジン、こういったものについてキャンセルや乗客数の減少ということで影響が出ております。

金額的なところで申し上げますと、現在把握しております5月末時点の影響額としましては、貸切事業でいきますと、台数では916台、影響額で約8,800万円、それから県外高速でいきますと、県外高速の合計で、輸送人員では3,776人、金額で約1,500万円、それから空港リムジンで申し上げますと、輸送人員で1万541人、影響額で約900万円、これらを合計いたしますと、金額で申し上げて、5月末時点で約1億1,100万円の影響が出ております。全体の影響というのは、以上でございます。

【濱口貸切部長】 まず、災害支援の関係でございますけれども、県の緊急災害支援室のほうから要請をいただきまして、県あるいは市町職員の派遣時に宇土市、あるいは菊池市、阿蘇市の3市の方面に移動手段としてバスを運行させていただいております。

それで、昨日現在で、まず宇土市方面で11台運行させていただいております。菊池市方面には5台、阿蘇市方面には6台。宇土市方面は、現在も運行を継続しております。

あと2つございますが、ボランティアの方の移動手段としても、宇土市への運行をさせていただいております。こちらが、昨日現在で11台運行させていただいております。

それから、被災者の方の一時受け入れのほうも運行させていただいております。昨日現在で13台運行させていただいております。

地震発生当初は緊急性があるということで、県営バス独自で運行させていただいておりますが、現在では、見積もり合わせによりまして、他のバス事業者も入って、低価格のバス会社が

決定されているという状況でございます。

【山田(朋)委員】 震災による影響というのが、もう既に5月末現在で1億1,100万円ということですが、今2カ月経過しました。その中で少しずつ戻りつつあるというような実感というか、また再予約が入ってきているとか、そういうのというのはありますか、どうですか、貸切は。

【濱口貸切部長】 震災当初から比べたら、ある程度キャンセル状況はおさまった感はあるんですが、まだキャンセルが少しずつ続いておりまして、戻る傾向というのはあまり見受けられません。

あと、日程の変更というのもキャンセル以外に発生しておりまして、この日程が、今どこに行くかという情報も収集しているところでございます。

【小川営業部長】 地震の影響による県外高速と空港リムジンの状況でございますが、県外高速につきましては、北九州線、大分線につきましては、ほぼ前年並みに近づいてきているという状況は見受けられるんですが、どうしても熊本線、鹿児島線、宮崎線、この3路線につきましては、なかなか回復基調という部分にはちょっと厳しいということで、やはり熊本を通過するという形になってまいりますので、そういう部分での影響が出ているのかなと思っております。

また、空港リムジンでございますけれども、やはり空港到着人員数自体が、震災後かなり落ちておりまして、その減少率というのは、現在もほぼ変わってないという形でございますので、空港利用者が減る分だけ、リムジンバスの利用者も減ってきて、その影響が出ているという状況でございます。

今後の毎日の数字を見ながら、状況の変化を

注視してまいりたいと考えております。

【山田(朋)委員】 わかりました。あと、13台ほど避難者の方のバスを熊本のほうから出したということですが、県営住宅に入居させる世帯は26世帯ぐらいしかいないんですが、市町の市営住宅等々あられると思うんですが、かなりいっぱいというわけじゃなくて、結構がららというか、そういう感じで運んでこられたイメージですよね。

【濱口貸切部長】 当初はどれくらいの方が来られるかというのが、なかなか手探り状態でわからなかったということもありまして、大型対応をさせていただいていましたけれども、途中から、おっしゃられたように、どうしても人数が少ないということで、中型、マイクロ等で対応させていただいている状況でございます。

【山田(朋)委員】 わかりました。まだまだ状況が厳しいということがよくわかりました。貸切バスの修学旅行を延期したり、先延ばしされたところとか、その辺をしっかりと引っ張っていただけるような営業活動をふだんからいろいろしていただければなと思っております。

あと、部長説明の4ページのほうに、今回、届出の問題で行政処分を受けたと思うんですが、それに伴って貸切バス事業者安全性の評価認定制度の「一つ星」から「二つ星」になったけれども、またそれが下がったという話ですけれど、これはそもそも何星まであるのか、どういうふうになっているのか、そのあたりを教えていただきたいと思います。

【濱口貸切部長】 貸切バス事業者安全性評価認定制度といたしますのが、そもそも平成24年4月に発生いたしました関越道のツアーバスの事故がございまして、それを受けまして、国土交通省が2年間にわたって、「高速あるいは貸切バ

スの安全回復プラン」と称して、安全対策等の検討が行われました。

対策の一つに、ビジネス環境の適正化、あるいは改善策として運賃制度の改革があったり、安全コストが運賃に適正に反映される制度というふうになったものでございます。

まず星ですが、一つ星、二つ星、三つ星までございます。一つ星のほうは、ある一定の基準がありまして、最初に、日本バス協会が窓口になってされているところでございますが、主な目的といいますのが2つございまして、一つは、貸切バス事業者の安全性、あるいは安全の確保に向けた取組状況を評価して、認定して、公表することで、利用者がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくなるということでございます。もう一つが、本制度の実施を通して、安全性の確保に向けた貸切バス事業者の意識の向上や取組を促進すると、この2つの目的で、平成24年度から実施されております。

先ほど申し上げましたように、星は、まず最初が「一つ星」、それから2年間、何もなければ2年目に更新と、特に問題がなければ「二つ星」と、さらに2年後は「三つ星」というふうに、三つ星で認定をされているところでございます。

【山田(朋)委員】 わかりました。今回、ちょっと残念なことに、二つ星になったけれど、一つ星になってしまったので、2年、2年できちんと三つ星までなるように、お客様に選んでいただけるように、こういったことで選ばれることも多くあると思いますので、ぜひいろんな取組をやっていただきたいと思います。

【中島(浩)委員長】 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ほかに質問がないようです

ので、交通局関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時 2分 休憩 —

— 午後 2時 2分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、県民生活部審査の続きを行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 2時 3分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年6月16日

自 午前10時 0分
至 午前10時50分
於 本館5 - A会議室

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中島 浩介 君
副委員長(副会長)	大場 博文 君
委 員	三好 徳明 君
"	野本 三雄 君
"	瀬川 光之 君
"	中島 廣義 君
"	山田 朋子 君
"	友田 吉泰 君
"	大久保潔重 君
"	麻生 隆 君

3、欠席委員の氏名

委 員	吉村 正寿 君
-----	---------

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

県 民 生 活 部 長	吉浜 隆雄 君
県 民 協 働 課 長	村井 正人 君
男女参画・女性活躍推進室長	中尾美恵子 君
人権・同和対策課長	古瀬 達郎 君
交通・地域安全課長	宮下 直樹 君
統 計 課 長	松尾 和子 君
生 活 衛 生 課 長	本多 秀男 君
食品安全・消費生活課長	永橋 法昭 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【中島(浩)委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

なお、吉村(正)委員から欠席する旨の届け出が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、大久保委員から、所用により本委員会の出席が遅れる旨の連絡がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、県民生活部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【吉浜県民生活部長】 それでは、人事異動に伴います県民生活部の新任幹部職員をご紹介申し上げます。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 それでは、これより審査に入ります。

【中島(浩)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び報告議案を議題といたします。

県民生活部長より説明をお願いいたします。

【吉浜県民生活部長】 それでは、県民生活部関係の議案についてご説明させていただきます。

「予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料」の「県民生活部」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第101号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、それと報告第1号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分

でございます。

まず、第101号議案のうち、県民生活部関係につきましては、歳入予算について、216万8,000円の増、歳出予算についても216万8,000円の増を計上いたしております。

歳出予算の内容につきましては、カネミ油症被害対策費について、記載のとおり計上いたしております。

次に、報告第1号のうち、県民生活部関係部分につきましては、歳入予算について1,292万5,000円の減、歳出予算について5,169万円の減となっております。

補正予算の主な内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより、予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【麻生委員】 今回、カネミ油症被害者の対策費が盛られておりまして、一方では減額があっておりますけれども、支援員を配置すると。カネミ油症は大変長くかかっておりまして、企業の補償状況もなかなか進まない状況の中で、被害者の大変な状況があるんですけれども、今回の目指そうとされている趣旨を詳しく紹介してもらえませんか。

【本多生活衛生課長】 相談支援員を配置する目的といたしまして、油症被害者の相談体制を充実するということが目的としております。

業務の内容としましては、健康実態調査を毎年実施しておりますけれども、この健康実態調

査の患者情報の把握、日常の電話相談や対面相談、油症検診時の面談、患者宅への訪問面談、研修会への参加、その他、国の指定するカネミ油症に関わる業務を実施することとしております。このことによりまして被害者の方々に、寄り添いながら対応ができるものと考えております。

【麻生委員】 今回は支援員を1名ですか。それと、具体的な勤務状況としては、年間の補正予算ですから、今年1年間やって、今後どういう成果を求めて来年以降やろうとしているのか。あまりにも年数が経っておりますから、高齢化もしていると思いますので、そこら辺の流れを教えてください。

【本多生活衛生課長】 カネミ油症被害者に対する相談体制とか、これまでも生活衛生課に専任職員を1名、法律施行後、配置しております。それ以前にも1名おりましたので、現在、2名体制でございますけれども、今回、嘱託職員を1名増員して3名体制ということになります。

今年は7月から3月までということでございますけれども、次年度以降も同様な体制で実施していきたいと考えております。

【麻生委員】 わかりました。体制が強化されて、また、患者に寄り添いながらやると。まだ一部係争中という状況もありますし、大変高齢化されている状況もありますので、ぜひ油症被害者の皆さんが生活に希望が持てるような取組をお願いしたいと思います。

【中島(浩)分科会長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第101号議案のうち関係部分及び報告第1号のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算及び予算に係る報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【中島(浩)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

県民生活部は、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、所管事項についての質問を行います。

【吉浜県民生活部長】 今回、県民生活部関係の議案はございませんので、議案以外の主な所管事項について、ご説明をさせていただきます。

「環境生活委員会関係議案説明資料」の「県民生活部」をお開きください。

今回ご報告いたしておりますのは、県民協働の推進、熊本地震被災地支援の災害ボランティアバスの運行、女性の活躍推進、人権尊重の社会づくりの推進、第10次長崎県交通安全計画の策定、犯罪被害者等支援、カネミ油症対策、消費者行政の推進、そして、最後に「長崎県『新』行財政改革プラン」に基づく取組についてでありまして、内容については記載のとおりでございます。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【村井県民協働課長】 それでは、私からは「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました県民生活部関係の資料についてご説明いたします。

1ページ目をご覧ください。

1,000万円以上の契約案件について、本年2月から4月までの実績は、資料に記載のとおり、計3件となっております。

次に、3ページ目をご覧ください。

附属機関等会議結果につきましては、本年2月から4月までの実績は、長崎県食品安全・安心委員会など計2件となっており、その内容につきましては資料4ページから5ページに記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はございませんか。

【麻生委員】 1ページ目の1,000万円以上の契約の中で、生活衛生課、2項目目の犬の捕獲抑留業務3,900万円とありますけれども、私も細かな調査をしておりますが、長崎市内も犬より猫の問題があって、まち猫の問題で避妊をしているんですね。ボランティアもさせておりますね。今後、犬というよりは猫の問題で、もっと

県が主導しながらやるべきじゃないかと。このこととはちょっと外れますけれども、犬の捕獲抑留業務で今回、年間4,000万円近い契約をなされておりますけれども、業務としてどういうことをしていただいているのか。

また、先ほど申し上げました街なかの猫について、被害も結構あって市単独で予算を組んでいますけれども、県としての取組ができないのかどうか、県の見解をお尋ねしたいと思います。
【本多生活衛生課長】主な業務の内容でございますけれども、本委託業務は狂犬病予防法に基づく犬の捕獲抑留業務等を行うものであり、違反犬の捕獲、抑留、殺処分、焼却処分等、一般に敬遠される業務もございます。また、保健所収容犬の譲渡事業、安全に飼育してもらうための正しいしつけ方教室、犬の適正飼養管理方法についての県民への説明、そういったところを主な業務としております。

また、長崎市等も含めたところで県の指導的なということでお話がございました。県といたしましては、長崎県動物愛護推進協議会というものを県、佐世保市、長崎市も含めまして関係団体、それからボランティア、そういった方々に参画をいただきまして設置し、県内の動物愛護について一体的に実施することとしております。

そういった中で、長崎市におかれましてはまち猫対策ということで避妊・去勢手術費を助成する事業をされておりますけれども、県といたしましても、長崎市、佐世保市以外の県立管轄保健所管内でそういった助成事業を実施して、地域猫活動の普及啓発に努めております。

【麻生委員】わかりました。

狂犬病予防とか殺処分、保健所から出てきたものについてやっているというご説明でした。

愛護関係もあって、今、長崎市では犬というより猫の殺処分も結構多いと。もちろん愛護関係で犬の殺処分もゼロということが一番いいんでしょうけれども、熊本県や佐賀県は殺処分の愛護関係で相当落ちてきているという実態があるんですね。

どちらかというと、犬の養子縁組をやったり、そういう取組をしていますよね。県としてはそういうボランティア団体等と連携しながら、もちろんNPO関係が県民生活部の事業でしょうから、一体となって動物愛護ないしは、今どちらかといったら高齢者が多くて、犬も猫もそうでしょうけれども、ペットがお年寄りの癒しの状況になってきていると。ある程度またそれが高齢化したりして、両面の状況になってきていると思っています。

今、犬、猫は増えているんでしょうか。状況としたり、4,000万円近いお金が使われていますが、県下の犬の状況は増えているんですか、減っているんですか。犬、猫の増加の状況についての流れがありましたらお示しいただきたいと思います。

【本多生活衛生課長】犬、猫の数が増えているのかというご質問ですが、犬の登録頭数につきましては市町の方で管理をしていただいております。数としましては年々少しずつ減少傾向にございます。微減ということでございます。

猫につきましては、届け出といった登録制度がございませんので、頭数の把握はしておりませんが、全国的には少し増えていると。今、犬が全国的には980万頭、猫が同等ぐらいということで、犬は1,000万頭を切りましたけれども、猫は1,000万頭に近づいている状況というペットフード協会が調査をした結果がございません。

【麻生委員】犬は登録制ですよね。もちろん狂犬病がありますから。

私がお願いしたいのは、今後、猫も増えている状況でありますので、愛護団体とも連携をしながら、街の美観だとか、糞尿処理。どうしてものなる。これは生活衛生課がとっている予算と若干違いますけれども、それに関連して今後県の取組を改めてまた伺わせてもらいたいと思っていますけれども、やっぱり今後、犬、猫の状況、もちろん犬はさっき言ったように減ってきていると。どっちかといいますと、手軽に飼えるのが猫です。そういった両面から今後とも、市民生活の中に入り込んでいますから、しっかり衛生管理ができるように、また、狂犬病ということについてはこの団体しかないという状況でしょうけれども、競争力が発揮できるような状況、並びにまたそういう仕組みができるような状況をぜひお願いしたいと思います。

猫については、改めて別の角度で取組をお尋ねしていきたいと思いますので、またよろしくをお願いします。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】それでは、次に議案外所管事務一般について、ご質問はございませんか。

【山田(朋)委員】熊本へのボランティアバスということで、5月25日までに8回、154名の県民の皆様がボランティアに従事をしていただいております。

そこで、今回、長崎県は対象外であったと聞いておりますが、ボランティアバスに関して観光庁の方からおふれが出たというか、旅行業法の本質に違反をしているんじゃないか、よその自治体においてはそのような通知があったように聞いております。この状況をどのように理解

をされているのか。そして、また、そこと長崎県のボランティアバスとの違いについてお示しください。

【村井県民協働課長】ただいまのご質問でございますけれども、観光庁からの通知でございます。内容を見ますと、社協やNPOなどが被災地へボランティアバスを運行する際に、参加者から参加費を集めることでございます。この参加費、実費だけでも旅行業法の違反となると。旅行業法では、法に基づく主催者というのは登録義務がございます。そういう登録義務がある主催者のみ、そういう参加費を徴収することができるということになっておりまして、今回、ボランティアバスを社協やNPOなどが運行した際に、そういう徴収をやっていることは違反になるということでの是正措置の通知がございました。

今、県が行っておりますボランティアバスの運行ですけれども、これは一切参加料等の徴収は行っておりませんで、運行をしております。

県内の社協、あるいはNPOも被災地の方にボランティアの派遣等を行っておりますが、これまで参加者から参加料を徴収したという事例の報告とか、相談等は私のところには今あっておりません。

この通知に伴う改善点として、同じく観光庁からは、主催者が登録を受けるか、あるいはこのボランティアツアーを業者に委託して、業者が参加費の徴収を行うと、こういう取り扱いをすれば実施できるという通知があっっているところでございます。

【山田(朋)委員】わかりました。じゃ、社協とかNPOがした場合、旅行代理店にそれをオーダー、発注をかけてする分には問題がないということでしたが、他県では旅行代理店をかませ

ている分でも何かあったように聞いているので、それは詳しく後で教えていただければと思います。

今回、5月25日までで8回ということですが、それ以降どのような状況になっているのか、ボランティアバスのその後の状況、もし何か動きがあれば教えてください。

【村井県民協働課長】今回のボランティアバスの運行でございますけれども、4月25日に第1回の災害ボランティアバスの運行を開始しております。実は、昨日まで、6月15日までに計11回のボランティアバスの運行を行ったところでございます。11回の運行によりまして、これまで被災地で活動された方が197名ございます。この中には、随行しております県職員等が22名おりますけれども、一緒に現地の方でボランティア活動に携わっておりますので、計197名がボランティア活動に携わっていただいている状況にございます。

【山田(朋)委員】昨日まで11回、197名、県職員22名には県民協働課長も入っていらっしゃるとお聞きいたしました。管理職自ら行っていただいて本当にありがたいと思っております。

今後、被災地の状況次第でしょうけど、またバスを運行していくのか。そういったことはどのような計画で、今、一つのバスの定員は30名でしたか、20名でしたか。定員どおり人が集まっているのかどうか。その状況も含めて、今後のこと等、今まで11回したけれども、時間が経つにつれて少しずつ参加者が少なくなっているとか、そういった状況があれば教えてください。

【村井県民協働課長】まず、ボランティアバスの公募をしておりますけれども、これの最近の応募状況ですが、やはり減ってきております。基本的には20名程度、バスがどうしてもいろん

な資材とかをご自身で持っていけないといけないので、1人2席ぐらいの形で20名程度募集しておりますけれど、5月下旬以降はちょっと足りないような応募状況にございます。

今後のボランティアバスの運行についてですが、ここは先ほど山田(朋)委員がおっしゃってありました、まず被災地でのボランティアニーズ、こちらの方を今後、把握していきたいと思っております。その状況を把握しながら、先ほど申しました本県からのボランティア希望者の状況、あるいは現在、県の関係団体でボランティア振興基金というのがありまして、そこでボランティアに行く際の交通費の助成事業もやっております。その状況等も踏まえながら、今後の運行実施については検討を行っていきたいと考えているところでございます。

【山田(朋)委員】次に、ボランティアの交通費の助成について伺おうと思っていたんですが、どれくらいの件数とどれくらいの人数、それを利用されましたか。

【村井県民協働課長】今回、ボランティア振興基金で助成しております災害ボランティア交通費等助成事業というのがございます。そこで、現在まで、実施予定を2件含んだところで、熊本地震関係は計12件、助成の実績がございます。その12件のうち、実際に活動された方、あるいは、まだ予定も含んでおりますけど、12件で68名でございます。助成総額としては55万1,000円という状況になっております。

【山田(朋)委員】これからも、先ほど県民協働課長が言われたように、被災地でのボランティアニーズ等を確認していただきながら、2カ月経っても希望があられる方がいらっしゃる、昨日も交通局とのやりとりで、ほとんど状況は変わっていないという話も出ておりましたので、ぜ

ひそういうニーズがあれば、またボランティアバスの運行をしていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきたいと思います。昨年4月からでしたか、「ウーマンズジョブほっとステーション」、女性に特化した就労の相談窓口を開設していただきました。そこで課題であったのが、長崎以外の方々に対するこういったものの利用拡大を図るためには、離島も含めて県内に巡回をしていただきたいと思います。今、県内巡回就労相談を実施するというふうにあります。どのような計画なのかお聞かせください。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】「ウーマンズジョブほっとステーション」の巡回相談についてのお尋ねでございます。

ウーマンズジョブほっとステーションは、平成27年2月に開設しております。多くの女性の方に利用していただいておりますが、やはり委員ご指摘のとおり、長崎地区の利用がほとんどとなっております。

こうした状況もありまして、今年度、長崎にある相談窓口に加えまして、市町と連携して各市町での巡回相談を実施することとしております。具体的には、県内9地区で全部で60回予定しております。地区別に申し上げますと、佐世保地区が12回、島原地区、諫早地区、大村地区、平戸・松浦地区、対馬地区、壱岐地区、五島地区、上五島地区、これらで各6回の予定となっております。

【山田(朋)委員】 待望しておりました佐世保でも開いていただけるということでありますが、この巡回相談で成果が出れば、先々はサテライトオフィス、週に1回でも2回でも、マザーズがありますので、そこと連携して置いてもらうこ

ともぜひご検討いただきたいと思います。今、ご存じのようにハローワーク、女性の就業希望者の方がすごく数が上がってきておりますので、そういったニーズにもしっかり応えていただきたいと思います。

次に、もう一点伺いたいと思います。

性被害のワンストップ支援センター「サポートながさき」をこの4月1日から開設していただきましたが、今、6月の中旬になりますが、相談状況と、今までやった中においての課題というか、何か問題点が見えたら、そのあたりも教えていただきたいと思います。

【宮下交通・地域安全課長】 今年4月1日付で「性暴力被害者支援『サポートながさき』」は開設しておりますが、まず、4月1日から5月末までの相談件数でございますけれども、全部で28件となっております。

内訳は、電話の相談が20件、面接相談が8件、この面接相談8件のうち1件は関係先、これは学校等ですけれども、そこに行って支援に当たったという報告がなされております。

この28件の案件別の内訳といたしましては、強制わいせつ関係が12件、その他の性暴力が11件、医療機関等の問い合わせが5件となっております。

委員のお尋ねの開設に当たっての問題点というところですけど、今のところはそういうトラブルや支援で難しかったとか、の報告は受けておりません。

【山田(朋)委員】 関係団体、学校等と今言われましたけれども、出向いて行って、警察と、要は犯罪被害者支援センターの中につくっていただいているから、当然ながら警察との連携を図っていただいていると思いますけれども、届け出ですね、要はこの犯罪の特徴として親告罪と

ということがあって、被害に遭っても15%程度の人しか警察に届けを出さないということがあるからこれをつくってくださいとお願いした経緯があるんですけど、この相談の中で、警察にちゃんと犯罪としてつなげたケースというのはどれくらいなのか。あと医療機関、例えば産婦人科とかに同行したり、産婦人科的な処置なりをされた場合とか、あとカウンセリング等をしたケースとかがあれば、それも併せて教えてください。

【宮下交通・地域安全課長】 今、委員のご質問がありました、警察と連携して犯罪捜査、いわゆる事件に発展したか否かのところですが、その辺のところの報告も受けておりません。電話相談、面接相談で解決したと理解していただければと思います。

必要であれば、当然警察と連携して事件化とか、必要な措置になりますが、その警察の介入は今のところはあってないということでご了承願います。

また、医療機関とかカウンセリング支援の関係についても、そこまでの支援には今至っておりません。

【山田(朋)委員】 決して警察につながないことがよしではないんですよ。そういう被害に遭ったけど、要は泣き寝入りというか、この犯罪の特徴はご存じだと思いますけれども、6割、8割方が知っている人、身内、職場関係、知人、友人、家族とか、そういう近い人の関係だから声が上げられない犯罪なんですよ。警察に行かないことがよしでは決してないと、しっかり声を上げることも本当に大事だし、そういったことをサポートされる方には、ぜひですね。今の言い方だと、警察に上げるようなことじゃなかったですという話だけど、本来上げないといけないよ

うなことなので、だから、そういうふうな感覚でいてもらったら困るので、必要に応じてきっちと警察につなぐようなサポートをしてほしいと思います。

医療機関とか、心身に生涯残るような傷が残るわけですよ、心にも体にも。そういう方々に、今回、カウンセリングとか、病院に至らなかったと言うけれども、そういったこともこちらから積極的に勧めていただきたいと思います。そのための予算措置もしているわけだから、そこを徹底していただきたいと思います。

直接現場の方ともお話をさせていただこうと思っていますが、この2カ月で28件、一つ学校という話がありました。恐らく子どもが関わっている、大学生かもしれませんが、そういう事案も起きていることから想像すると、本当に事は深刻であると思いますので、せっかくこういう機関を長崎がつくっていただきましたので、きちんと県民のために機能する、多分男性ではなかなかわかりづらいかもしれませんが、こういったことに対してきちんとフォローアップというか、寄り添っていただく支援をお願いしたいと思いますので、お願い申し上げます。

【友田委員】 まず、体験民泊の関係で、少し制度というか、国の考え方が変わったとお聞きしていますのでお答えいただきたいと思います。

何度も私もこの問題について、本会議等でも少し発言をした経緯があります。体験民泊やるに当たって、旅館業法の関係で適用除外というか、そういうところに当たって認めていただく中で、課題になっていたのは、実際には農家や漁家、そういった家庭でなければならないというのがあって、そういう方々の受け皿がだんだん不足してきていると。松浦においては、もう発足して10年以上経ちましたので、それぞれ

に10歳、受け皿の方が年を取っておられると。中には廃業している方もいらっしゃる、ニーズはあるんだけど、受け皿がないということで、この取り扱いについて何度か、緩和というか、例えば農業地域における場合においては体験民泊の認可が受けられるような対応ができないかということを申し上げてきておりましたけれども、以前はやはり法律というか、県の条例で定めた内容と、それから逸脱する分については認められないという原則論でありました。

これが国の民泊、いわゆる体験民泊というよりも、今話題になっているマンションの空き家を貸したりする民泊等々もあって、こういった影響があるのかもしれませんが、私がずっと訴えてきた、農業地域にあるのであれば、それは農業や漁業を営まない家庭であっても、民泊の対象として認められないかということについて、国が認める方向であると、認めたということを知っていますので、そのあたりの内容について少しお聞かせいただけませんか。

【本多生活衛生課長】国の規制改革会議の中で「規制改革推進計画」が昨年6月に出されまして、その計画に基づきまして関係省庁、旅館業に関しましては厚生労働省ですけれども、そちらの方で観光庁と検討されております。

内容としましては、旅館業法施行規則の一部を改正する政令が発出されまして、委員がおっしゃるように農林漁業者以外の者、個人に限るんですけれども、自宅の一部を活用して農林漁業体験民宿業を営む場合について、農林漁業者と同様に延べ床面積の基準の適用除外ということになりました。したがって、地域の中で農林漁家以外の方でも、この体験民宿が許可されるという状況になっております。

【友田委員】そうすると、その許可がされる場

合においても、一定のルールがあると聞いたんですが、例えば農業地域であるとか、漁業地域であるとか、そういう縛りはあるんですか。例えば、農業地域じゃなくて、いわゆる街中にぼつんという方が、うちもやりますよということまでは認められないということですか。そのあたりはどうですか。

【本多生活衛生課長】先ほどは旅館業法施行規則の改正のことのみの説明でございましたので、併せまして4月1日の施行ですけれども、旅館業法施行令の改正も行われております。これまでは、旅館業法の許可につきましては延べ床面積が33平米以上のものについて許可の対象とすると、それ以外は許可が出せないということになっておりました。

委員がおっしゃるように、それでは地域の中で広がらないということで、農林漁業体験以外の方でも、延べ床面積が33平米未満かつ収容人数10人未満の場合は、3.3平米乗じる収容定員数ということで許可が出るようになりました。

【友田委員】そうすると、延べ床面積というか、面積に対しての規制はあるけれども、どここの地域でなければならないということはないということでしょうか。

【本多生活衛生課長】そうでございます。

【友田委員】わかりました。

県内では、松浦が最初に取り組んで、先ほど申し上げたように10年経つと、受け皿がどんどん、もう無理と、高齢者の方が無理ということで、じゃ、現役の例えば会社勤めだとかしている方々に、それを辞めてまでその受け皿になるかということ、これはまだまだパイとしては難しいところがありまして、ニーズはあるんだけど、受け皿がないから、これ以上拡大できないということで非常に事務局等々も困っており

ました。

一方で、先般も新聞で、観光統計等々で県も公表された。非常に県内への観光客が増えて、それは修学旅行等でこういった体験民泊等を県外に売り込んだことが大きな効果になっているだろうと言われているんですね。さらにこういったニーズはあると思いますし、そういった方々を呼び込むことによって、結果的にそれがＩターン、新たなＵターンはどうか分かりませんが、Ｉターンにつながるきっかけになると思いますので、ぜひこういった制度が緩和されて、こうなりましたということについては、グリーンツーリズム推進協議会ですか、こういったところでご報告はされていると思いますけれども、よりこういった周知が進むように取り扱いをお願いしたいと思います。

次に、今回、「第10次長崎県交通安全計画（案）」をお示しいただきました。65ページにわたるこの計画、一通り私も目を通しましたけれども、つぶさに見たわけではないので、少し教えていただきたいんですが、この部長説明にも前回の定例会で意見を求めたということが言われています。

その際に、私は、県内の信号機のない横断歩道に黄色い旗がなかなか見当たらないと。実際に私が見た204号と35号ですか、その実態をお示しして、佐賀県の横断歩道には至るところに黄色い旗があるけれども、長崎県にはほとんど見当たらないが、そういったものをこの計画の中に取り入れてやるべきじゃないかという意見を申し上げておりました。

その「黄色い旗」という文字をずっと追いましたけれども、私が見落としているのかもしれませんが、具体的に黄色い旗ということでは記載がなかったように思うんですね。ただ、そう

いったことについて、前回、そういった認識が、子どもたちにやはり黄色い旗を上げて横断歩道を渡るだとか、あるいは、この中に書いてあるのは、あくまでも人が優先であると。車社会になっているんだけれども、人が優先なんだよということをちゃんと訴えていくというのは書かれていますので、やっぱり県民に、人が優先ということであれば、人が黄色い旗を持って横断歩道に立っていたら、車は必ず止まると。当たり前のことなんだと、そういったことを訴えるような取組が必要なのだろうと思うんですけれども、そのあたりはこの計画の中でどのように網羅されているのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

【宮下交通・地域安全課長】 第10次の計画案につきましては、委員の皆様のご尽力をいただきまして、先般から改定を重ねまして、お配りしてあるとおり、大体仕上がったという状況でございます。

それで、今の友田委員のご指摘でございますが、前回、黄色い旗に関しまして、横断歩道においては歩行者を優先という部分でございます。これにつきましては、その意見を得まして、計画案の9ページをご覧くださいればわかると思います。

交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象としまして、9ページの（２）歩行者及び自転車の安全確保、このページのちょうど真ん中の部分ですけれども、「加えて、横断歩道においては、歩行者が優先であることを含め、自動車等の運転者における歩行者と自転車に対する保護意識の高揚を図る必要がある。」ということで、友田委員のご意見をお伺いしまして、この横断歩道においては歩行者が優先であるということを追加してつくり上げたという

ことです。これは対策会議の幹事会の方でもご了承を得ましてこのように付け加えさせていただき、この横断歩道では歩行者優先というところを徹底してやっていこうということで計画案には反映させていただいております。

【友田委員】わかりました。私も確かにここは読んでおりました。どこが付け加えられたとか、そういうことはわかりませんでしたので、ここがそういうことかなというのは、確かに思った気がします。

前回も申し上げましたとおり、本当に佐賀県側に行くところあるんですね。長崎県側にはない。黄色い旗が錦の御旗のようになって、あれさえ上げれば危険行為であっても渡っていいんだよということでは決していないと思うんですよ。ただ、長崎県のというか、長崎市内の文化というか、交通安全の意識というのですごいなと思うのは、例えば築町電停の両側の横断歩道だとか、県庁南側の出島の横断歩道だとか、信号はないですよ。みんな平気で渡るけど、車は停まるんですよ。築町なんか、もう横断歩道に立っただけで、みんな当たり前のように停まるんですよ。電車も停まりますよね。ここはすごいなと思うんですよ。でも、その意識がほかのところにもあるかというと、横断歩道に立っていてもほとんど無視して行かれる。だから、県民の皆さんから横断歩道には信号をつけてくれという要望が出るんですよ。でも、警察に言うと、そこは直線で、昼間の交通量が少ないので、そこに設置することは困難と、大体そういう回答が返ってくるんですよ。だから、こういったことをしっかり長期計画の中でうたって、相当時間はかかると思うんだけど、あれだけ交通量の多い長崎市の中心部で当たり前になっていることを県内にちゃんと広げていけば可能なん

だろうと私は思うんですね。ですから、この長期計画の中でしっかり加えていただきましたので、黄色い旗の設置を全て求めるということではありませんが、少なくとも横断歩道に人が立っていれば停まる、これは免許を取る時に習うルールであって、停まらなければいけないようになっているんだけど、停まらないことが多いと思うんですね。だから、ぜひ書いていただきましたので、しっかりそういった取組をお願いしたいと思いますので、もう一度そういった点での考え方を示していただいて終わりたいと思います。

【宮下交通・地域安全課長】第10次交通安全計画は、間もなく策定でございますけれども、先ほどの委員の指摘等も受けまして、また細やかないろんな対策がありますけれども、しっかりとした対策で、今後、関係機関とともに推進していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質問がないようですので、県民生活部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時45分 休憩 —

— 午前10時45分 再開 —

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、県民生活部関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

— 午前10時46分 休憩 —

— 午前10時47分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容、結果につきまして、6月21日（火曜日）の予算決算委員会における環境生活分科会長報告及び6月24日（金曜日）の本会議における環境生活委員長報告の内容について協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議がないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

〔協議会〕

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

環境生活分科会長報告及び環境生活委員長報告につきましては、協議会における委員の皆様の見解を踏まえ、報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午前10時49分 休憩 —

— 午前10時49分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はございませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 それでは、正副委員長に一任願いたいと思います。

これをもって、環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

— 午前10時50分 閉会 —

環境生活委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年6月16日

環境生活委員会委員長 中島 浩介

議長 田中 愛国 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 1 1 6 号	契約の締結について	原案可決

計 1 件（原案可決 1 件）

委 員 長 中 島 浩 介

副 委 員 長 大 場 博 文

署 名 委 員 瀬 川 光 之

署 名 委 員 山 田 朋 子

書 記 田 坂 雅 子

書 記 益 永 誠 二

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

平成 2 8 年 6 月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会 関係議案説明資料

県 民 生 活 部
環 境 部
土 木 部
交 通 局

県民生活部

県民生活部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第101号議案 平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）のうち関係部分
報告第1号 知事専決事項報告 平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）
のうち関係部分

であります。

はじめに、第101号議案 平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	216万8千円の増
計	216万8千円の増

歳出予算は、

環境保全費	216万8千円の増
計	216万8千円の増

を計上いたしております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

（カネミ油被害者対策費について）

カネミ油症患者の健康実態調査結果をもとに、認定患者の状況等について情報収集を行うとともに、相談体制の充実を図るため油症相談支援員を配置し、その経費として、

216万8千円

を増額計上いたしております。

次に、知事専決事項報告について、ご説明いたします。

これは、先の２月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております平成２７年度予算の補正を、３月３１日付けで専決処分させていただきましたので、関係部分について、その概要をご報告いたします。

歳入予算は、

使用料及び手数料	８１万３千円の減
国庫支出金	９６８万９千円の減
財産収入	３万９千円の減
諸収入	２３８万４千円の減
計	１，２９２万５千円の減

歳出予算は、

統計調査費	１，７６５万２千円の減
生活対策費	２，２３１万３千円の減
環境保全費	１，１７２万５千円の減
計	５，１６９万 円の減

となっております。

歳入予算の主なものは、消費者行政活性化事業費の減等による国庫補助金

４９１万 円の減

カネミ油被害者の一斉検診に要する経費の減による受託事業収入

４１４万 円の減

などであります。

次に、歳出予算の主なものについてご説明いたします。

(平成27年国勢調査費について)

平成27年国勢調査費における市町交付金の減等により、

799万7千円の減

(男女共同参画推進費について)

ながさき輝く女性応援プロジェクトにおける市町分地域女性活躍推進交付金事業補助金の減等により、

784万 円の減

(カネミ油被害者対策費について)

カネミ油被害者検診費における一斉検診に要する経費の減等により、

477万1千円の減

などを補正いたしております。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

環 境 部

環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第101号議案 平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）のうち関係部分

報告第 1号 知事専決事項報告 平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）

のうち関係部分

報告第 11号 知事専決事項報告 平成27年度長崎県流域下水道特別会計補正予算

（第4号）

の3件であります。

はじめに、第101号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算については、

国庫支出金	5億8,180万6千円の増
繰入金	2,846万5千円の増
計	6億1,027万1千円の増

歳出予算については、

環境保全費	6億 791万8千円の増
計	6億 791万8千円の増

を計上いたしております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

（再生可能エネルギー等導入推進基金事業について）

防災拠点や避難所等となる公共施設等への再生可能エネルギー等の導入推進にかか

る事業について、平成27年度の事業費確定に伴い、基金を更に活用して、太陽光発電設備等の設置箇所数を増やすための経費として、

2, 846万5千円

を計上いたしております。

(生活基盤施設耐震化等交付金事業費について)

市町が実施する水道施設の耐震化・老朽化対策への支援について、国庫補助の内示に伴い、市町への交付金の増額を行うための経費として、

5億5, 937万 円

を計上いたしております。

(海岸環境保全対策推進事業について)

海岸漂着ごみ対策について、国庫補助の内示に伴い、市町への補助金の増額等を行うための経費として、

2, 008万3千円

を計上いたしております。

次に、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております平成27年度予算の補正を3月31日付けで専決処分させていただきましたので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

まず、報告第1号「知事専決事項報告 平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算については、

分担金及び負担金	3万7千円の減
使用料及び手数料	1万8千円の減
国庫支出金	664万2千円の減
財産収入	5千円の減
寄附金	172万3千円の減
繰入金	1億4,792万7千円の減
計	1億5,635万2千円の減

歳出予算については、

防災費	457万8千円の減
環境保全費	2億1,614万2千円の減
都市計画費	76万8千円の減
計	2億2,148万8千円の減

を計上いたしております。

歳入予算の主なものは、

環境保全対策臨時基金を活用した事業費の確定に伴う基金繰入金

1億2,774万6千円の減

産業廃棄物税基金を活用した事業費の確定に伴う基金繰入金

1,682万7千円の減

などであります。

次に、歳出予算の主なものについてご説明いたします。

(環境保全実践活動促進事業費について)

環境保全対策臨時基金における国庫返還額の減等により、

9, 588万1千円の減

(浄化槽対策費について)

市町が行う浄化槽設置整備事業に対する補助金の確定等により、

3, 994万6千円の減

(地球温暖化対策推進費について)

再生可能エネルギー等導入推進基金事業の事業費確定等により、

3, 645万3千円の減

などをそれぞれ補正いたしております。

続きまして、報告第11号「知事専決事項報告 平成27年度長崎県流域下水道特別会計補正予算(第4号)」についてご説明いたします。

歳入予算については、

分担金及び負担金	1, 627万2千円の減
繰入金	72万8千円の減
県債	80万 円の減
計	1, 780万 円の減

歳出予算については、

流域下水道費	1, 779万6千円の減
公債費	4千円の減
計	1, 780万 円の減

を計上いたしております。

これは、大村湾南部流域下水道事業費の年間執行額が確定したことに伴うものであ

ります。

次に、平成２７年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告のうち、環境部関係部分についてご説明いたします。

繰越額の内訳は、

県有施設等災害復旧費	3, 2 9 4 万 円
------------	--------------

であります。

繰越の理由は、雲仙天草国立公園内県有地の災害復旧に係る測量設計において、隣接地権者等との調整に不測の日数を要したことによるものであります。

次に、平成２７年度長崎県流域下水道特別会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告についてご説明いたします。

繰越額の内訳は、

大村湾南部流域下水道維持管理費	1, 2 9 6 万 円
-----------------	--------------

であります。

繰越の理由は、流域下水道施設の資産評価業務委託において、資産評価に必要な資料収集整理等に不測の日数を要したことによるものであります。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

土 木 部

土木部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第101号議案 平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）のうち関係部分

報告第 1 号 知事専決事項報告（平成27年度長崎県一般会計補正予算

（第8号））のうち関係部分

報告第10号 知事専決事項報告（平成27年度長崎県港湾施設整備特別会計補正

予算（第2号））

報告第12号 知事専決事項報告（平成27年度長崎県港湾整備事業会計補正予算

（第4号））のうち関係部分

であります。

はじめに、第101号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、公共事業に対する国の内示に伴う調整等について補正しようとするものであります。

歳入予算は、

分担金及び負担金	1億6,071万 円の増
国庫支出金	5億7,998万1千円の増
合 計	7億4,069万1千円の増

となっております。

歳出予算では、

港湾空港費	3億3,140万6千円の増
都市計画費	7億 360万 円の増
住宅費	2,700万 円の増

合 計 10億6,200万6千円の増
となっております。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、
911億6,972万4千円
となります。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

(重要幹線街路費)

国の内示に伴い、

公共事業 7億 360万 円の増

(港湾改修費)

国の内示に伴い、

公共事業 3億 725万6千円の増

(港湾環境整備費)

国の内示に伴い、

公共事業 2,415万 円の増

(熊本地震被災者一時受入環境整備費(県営住宅))

県営住宅への被災者の一時避難受け入れのための環境整備に伴い、

単独事業 2,700万 円の増を

計上いたしております。

次に、知事専決事項報告について、ご説明いたします。

本件は、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております、平成27年度予算の補正を

3月31日付けで知事専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

まず、報告第1号知事専決事項報告（平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号））のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算の総額は、

歳入	9億9,240万4千円の増
歳出	7億2,683万円の減

であります。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

822億5,696万4千円

となります。

補正予算の主な内容を歳入、歳出別にご説明いたしますと、

歳入予算では、

分担金及び負担金	5億8,084万4千円の増
使用料及び手数料	6,545万5千円の増
国庫支出金	3,438万4千円の増
財産収入	232万7千円の増
諸収入	3億939万4千円の増
合 計	9億9,240万4千円の増

歳出予算では、

企画費	248万3千円の減
土木管理費	3,762万1千円の減
道路橋りょう費	2億612万8千円の減

河川海岸費	1億1,561万1千円の減
港湾空港費	2億3,767万8千円の減
都市計画費	1,232万 円の減
住宅費	8,179万1千円の減
公共土木施設災害復旧費	3,319万8千円の減
合 計	7億2,683万 円の減

となっております。

次に、歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

(道路災害防除費)

事業費の変更に伴い、

公共事業 5,955万6千円の減

(港湾改修費)

事業費の変更に伴い、

公共事業 3,697万4千円の減

(広域河川改修費)

事業費の変更に伴い、

公共事業 3,537万9千円の減

などをそれぞれ補正いたしております。

次に、報告第10号知事専決事項報告（平成27年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第2号））についてご説明いたします。

今回の補正は、事業費の変更に伴い、

歳入、歳出それぞれ、 6,226万 円

を減額いたしております。

次に、報告第12号知事専決事項報告（平成27年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第4号））のうち関係部分についてご説明いたします。

収益的収入では、過年度損益修正益の増等により、

1, 126万7千円の増

収益的支出では、低価法適用に伴うたな卸資産評価損の増等により、

795万7千円の増

を計上いたしております。

次に、平成27年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告のうち、関係部分についてご説明いたします。

繰越額の内訳は、

企 画 費	66億5,804万1千円
土 木 管 理 費	1,949万1千円
道 路 橋 り ょ う 費	125億3,384万6千円
河 川 海 岸 費	34億6,431万1千円
港 湾 空 港 費	7億1,995万1千円
都 市 計 画 費	11億1,274万6千円
住 宅 費	2億1,305万4千円
公共土木施設災害復旧費	2億8,692万 円
合 計	250億 836万 円

であります。

繰越の主な理由は、地元関係者との調整難航や用地補償交渉の難航、設計・工法等の変更などによる工期不足により、年度内執行が困難になったことによるものであります。

次に、平成27年度長崎県一般会計歳出予算事故繰越し繰越計算書報告のうち、関係部分についてご説明いたします。

繰越額の内訳は、

河川海岸費	11億6,559万1千円
-------	--------------

であります。

これは、石木ダム建設事業に伴う付替県道工事に要する工事請負費等であります。

付替県道工事については、平成27年3月に通行妨害禁止仮処分の決定がなされ、再三の説得にもかかわらず妨害行動が継続したことから、年度内に完成せず、事故繰越しに至ったものであります。

次に、平成27年度長崎県港湾施設整備特別会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告についてご説明いたします。

繰越額の内訳は、

港湾費	1億1,640万円
-----	-----------

であります。

繰越の理由は、他工事（直轄工事等）との施工時期の調整に伴い、年度内執行が困難になったことによるものであります。

繰越計算書報告については、以上のとおりでございます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

交 通 局

交通局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

報告第13号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県交通事業会計補正予算
(第4号)」

であります。

これは先の平成28年2月定例県議会の本委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております平成27年度予算の補正を、3月31日付けをもって専決処分させていただいたもので、最終的な整理を行ったものであります。

(収益的収入及び支出の補正)

収益的収入及び支出の補正は、

事業収益	3,141万 2千円の減
事業費用	8,267万 8千円の減

を計上いたしております。

事業収益の補正の内容は、

営業収益	362万 1千円の減
営業外収益	2,779万 円の減
特別利益	1千円の減

で、営業収益は、

運輸収入	73万 9千円の増
運輸雑入	436万 円の減

営業外収益は、

受取利息及び配当金	14万 4千円の減
補助金及び繰入金	2,554万 3千円の減

長期前受金戻入	4万 3千円の増
雑 入	214万 6千円の減
特別利益は、	
過年度損益修正益	1千円の減

であります。

営業収益のうち、運輸収入の主な内容につきましては、

1月の大雪の影響による運休などに伴う

定期運輸収入	4,348万 円の減
貸切収入の実績が当初見込んだ目標額を上回ったことに伴う	

臨時運輸収入	4,421万 9千円の増
となっております。	

営業外収益のうち、補助金及び繰入金の主な内容につきましては、

運輸事業振興助成補助金	25万 8千円の増
バス運行対策費補助金	1,034万 2千円の増
生活路線確保対策市単独補助金	3,739万 1千円の減
社会資本整備総合交付金	56万 8千円の増
外国人観光客受入整備推進事業補助金	80万 円の増
児童手当補助金	12万 円の減

となっております、いずれも実績確定に伴うものであります。

事業費用の補正の内容は、

営業費用	7,876万 5千円の減
営業外費用	181万 1千円の増
特別損失	572万 4千円の減

で、営業費用は、

人件費	574万 8千円の増
-----	------------

物件費、経費 8, 4 5 1 万 3 千円の減

営業外費用は、

支 払 利 息 6 4 万 8 千円の増

雑 支 出 9 0 7 万 2 千円の減

消費税及び地方消費税 1, 0 2 3 万 5 千円の増

特別損失は、

固定資産売却損 6 9 2 万 4 千円の減

過年度損益修正損 1 2 0 万 円の増

であります。

営業費用の主な内容につきましては、

バス部品費、修繕費の減等に伴う

車両管理費 3, 2 6 4 万 8 千円の減

軽油費の減等に伴う

運 輸 費 6, 5 2 4 万 円の減

営業所事務人件費の減等に伴う

運輸管理費 6 5 1 万 5 千円の減

本局人件費の増等に伴う

一般管理費 2, 5 6 3 万 8 千円の増

となっております。

営業外費用のうち、消費税及び地方消費税は、収入額及び支出額の確定に伴うものであります。

(資本的収入及び支出の補正)

資本的収入及び支出の補正は、

資本的収入 5, 8 3 4 万 9 千円の減

資本的支出	6 2 4 万 2 千円の減
-------	----------------

を計上いたしております。

この結果、補正後の資本的収入及び支出は、

資本的収入	5 億 2, 6 0 0 万 2 千円
-------	---------------------

資本的支出	1 1 億 1, 0 5 9 万 3 千円
-------	-----------------------

で、資本的収入額が資本的支出額に対して

5 億 8, 4 5 9 万 1 千円

不足しますので、これは

当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額	3, 9 3 7 万 5 千円
-----------------------	-----------------

過年度分損益勘定留保資金	1 億 2, 9 9 8 万 6 千円
--------------	---------------------

当年度分損益勘定留保資金	4 億 1, 5 2 3 万 円
--------------	------------------

で補てんするものであります。

資本的収入の補正の内容は、

企 業 債	5, 7 0 0 万 円の減
-------	----------------

固定資産売却代金	1 3 5 万 円の減
----------	-------------

投 資 返 還 金	4 万 9 千円の増
-----------	------------

移 転 補 償 金	4 万 8 千円の減
-----------	------------

であります。

主な内容につきましては、

車両購入費など建設改良費の減に伴う、当該費用に充当する

建 設 企 業 債	5, 7 0 0 万 円の減
-----------	----------------

県央バスへの車両売却の実績減に伴う

固定資産売却代金	1 3 5 万 円の減
----------	-------------

であります。

資本的支出の補正の内容は、

建設改良費 388万 4千円の減

投資 235万 8千円の減

であります。

主要内容につきましては、

車両購入費及び機械器具購入費などの実績確定に伴い

建設費 318万 1千円の減

バス改造費の実績確定に伴い

改良費 70万 3千円の減

大型二種免許取得資金貸与制度などの実績減に伴い

その他投資 235万 8千円の減

となっております。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成 2 8 年 6 月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

県	民	生	活	部
環		境		部
土		木		部
交		通		局

県民生活部

今回、県民生活部関係の議案はございませんので、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

(県民協働の推進について)

多様化する県民ニーズや地域課題の解決にきめ細かに対応するため、県ではこれまでNPO法人等と行政や企業との協働の取組を進めてまいりました。

本年度は、「NPOと県がともに働くプロジェクト」事業において、NPO法人等と県による8件の協働事業に取り組むほか、多様な主体による協働の取組を更に促進するため、相談や助言等の支援の充実を図るとともに、意見や情報の交換会を開催するなど、引き続き協働の推進に取り組んでまいります。

(熊本地震被災地支援の災害ボランティアバスの運行について)

熊本地震被災地支援の一環として、県と（公財）県民ボランティア振興基金との共催により、去る4月25日に、九州各県で初めてとなる被災地支援の災害ボランティアバスを運行いたしました。

5月25日までに、8回のバス運行を行ったところであり、計154名の県民の皆様が、家屋の片付けやがれき撤去など被災地でのボランティア活動に従事されております。

今後も、被災地の状況等を踏まえ、災害ボランティアの活動支援を行ってまいります。

(女性の活躍推進について)

本年度は男女共同参画社会基本法や女性の職業生活における活躍推進に関する法律に基づき作成した「第3次男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2020～」の初年度にあたり、官民連携組織「ながさき女性活躍推進会議」での経営者セミナー

の開催やホームページによる県内企業の取組事例紹介などをおして、男女がともに働きやすい環境整備や女性の参画拡大に努めてまいります。

また、長崎労働局との連携のもとに女性専用のワンストップの就労相談窓口「ウーマンズジョブほっとステーション」の周知・利用拡大を図るとともに、県内巡回就労相談を実施するなど女性の就労を支援してまいります。

(人権尊重の社会づくりの推進について)

本年度は、人権問題を取り巻く社会状況の変化等を踏まえて、「長崎県人権教育・啓発基本計画」の改訂を行うことといたしております。

また、企業や団体内における労働者の権利侵害やハラスメント等を防止し、人権尊重の気風を高めるための「企業等人権啓発セミナー」や、スポーツを通じて友情・連帯の精神による相互理解を育み、人権意識の高揚を図るために、サッカーＪ２リーグ「Ｖ・ファーレン長崎」と連携・協力した啓発活動を昨年度に引き続いて実施いたします。

さらに、人権尊重の精神を地域社会により一層広げることを目的として、地域に根差し、地域の要となって人権教育・啓発活動を推進する指導者の養成に取り組めます。

こうした取組などを通して、「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会」の実現に向け、学校や地域社会等あらゆる場、あらゆる機会での人権教育・啓発の推進に努めてまいります。

(第１０次長崎県交通安全計画の策定について)

交通事故のない安全で安心して暮らせる交通社会を目指すため、平成２８年度から平成３２年度までの５か年を計画期間とする「第１０次長崎県交通安全計画」を本年７月までに策定することといたしております。

本計画の素案につきましては、前定例県議会においてご意見をお伺いするとともに、

関係機関等からなる「長崎県交通安全対策会議幹事会」において協議・検討を行い、パブリックコメントを実施したところであり、これらを踏まえまして、最終的な計画案を取りまとめたところです。

今後は、本計画に基づき、関係部局はもとより市町や関係機関・団体等と連携を図りながら、交通安全に関する施策を推進してまいります。

(犯罪被害者等支援について)

性暴力被害者の心身の負担軽減及び健康の早期回復並びに被害の潜在化防止を図るため、去る4月1日に、性暴力被害者専用の支援窓口「性暴力被害者支援『サポートながさき』」を開設しました。

「サポートながさき」では、性暴力被害相談専用ホットラインを設置し、被害者からの相談に専門の女性相談員が対応するとともに、県内各地域の協力医療機関をはじめ、弁護士会、臨床心理士会などと連携し、医療支援、法律相談、カウンセリングなど、被害者のニーズに応じた支援を実施いたしております。

今後とも、「サポートながさき」での支援を通じて、少しでも多くの性暴力被害者の支援が図られるよう努めてまいります。

また、本県の犯罪被害者等の支援については、平成23年度に策定した「新長崎県犯罪被害者等支援計画」に基づき行っておりますが、犯罪被害者等を取り巻く状況の変化等を踏まえ、新たな計画の策定に取り組むことといたしております。

今後、県議会をはじめ、県民の皆様や関係機関等のご意見を伺いながら、本県の実情に即した計画を策定し、犯罪被害者等の支援施策の推進に努めてまいります。

(カネミ油症対策について)

県では、カネミ油症事件発生当初から、国の診断基準に基づく油症患者の認定、油症の治療方法に関する研究並びに被害者の健康管理支援策として毎年油症検診を実施

しており、本年度は7月に五島市玉之浦町及び奈留町、8月には長崎市で実施いたします。

また、平成24年9月に施行された法律に基づき、油症患者の生活面における支援や油症に関する調査・研究を更に推進するため、平成25年度から健康調査支援金の支給を伴う油症患者の健康実態調査を実施しております。

今後も、国や全国油症治療研究班並びに五島市、長崎市など関係自治体と連携しカネミ油症対策に努めてまいります。

(消費者行政の推進について)

県では、住民により身近な相談体制の整備に向け、国の地方消費者行政推進交付金等を活用し、市町における消費生活センターの新設や相談窓口の機能強化などの支援を行ってまいりました。これにより、全市に消費生活センターが設置され、消費生活専任の相談員を配置する市町が増加するなど、県内の相談体制は大幅に整備されてきております。

このような中、平成27年度に県消費生活センターへ寄せられた相談件数は3,053件となっており、特に、健康・お金といった高齢者の不安に付け込む悪質商法は後を絶たず、その手口はますます巧妙化しております。

このようなことから、高齢者等を消費者被害から守るとともに被害者を相談窓口へ誘導するため、警察の協力を得て昨年度から始めた高齢者宅訪問活動や地域での防犯講話等の際の啓発物資やチラシの配布などに加え、本年度新たに、6月1日にコールセンターを設置し、独居高齢者等へ注意を呼びかけるなど、行政と警察のコラボによる消費者被害防止の取組をさらに進めてまいります。

このほか、市町へ出向いての相談業務指導や市町相談員に対する研修の充実、学校や地域社会等における消費者教育の推進など、昨年度策定しました「第三次長崎県消費者基本計画」に基づき、県消費生活センターを中心に、市町や関係機関と緊密に連

携しながら、本県消費者行政の推進に努めてまいります。

（「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づく取組について）

平成23年度から昨年度までの5年間、「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づき、全庁一丸となって取り組んでまいりました。本プランに掲げる県民生活部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご報告いたします。

「県民、NPO等との協働の推進」を図るため、協働事業の創出において、NPO等が企画立案の段階から参画できる新たな提案型協働事業制度「NPOと県がともに働くプロジェクト」事業を構築し、平成25年度から27年度の3年間に14件の事業を創出し、実施いたしました。

さらに、市町との連携やNPO等への支援として、情報交換会や市町担当者研究会等を開催するとともに、NPO等の活動基盤強化を図るための講座を開催するなど各種取組を行いました。

なお、本年3月には、さらなる見直しのために「長崎県行財政改革推進プラン」を新たに策定し、今年度よりその実現に向けた取り組みを開始したところであり、今後とも積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

環 境 部

今回、環境部関係の議案はございませんので、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

(熊本地震における被災地支援について)

去る4月14日及び16日に発生した地震によって、熊本県内では家屋の倒壊等により多くの方々が被災されるとともに、上下水道管の破損等で、断水による飲料水不足や汚水の処理不能などの事態が生じたほか、ごみ処理施設が被害を受けたことにより大量の生活ごみの焼却等の対応ができなくなるなど、住民の生活に大きな影響が生じたところです。

このようなことから、県では緊急支援室を窓口として、全力でその支援に取り組んできたところであり、環境部関係では、県内市町において飲料水提供のための給水車両等を4月15日から派遣するとともに、4月20日からは下水道復旧に向けた下水管路等点検のための県市町職員の派遣、さらには4月25日から市町等によるごみ収集車両を派遣するとともに、収集したごみの県内での処理にも取り組んでおります。

今後も、被災地の状況を踏まえ、国及び市町とも連携しながら、熊本県の支援に努めてまいります。

なお、本県でも大規模地震等が発生した際に生じる膨大な災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できるよう、国が策定した災害廃棄物対策指針に基づき、県災害廃棄物処理計画の策定を進めてまいります。

(夏の省エネ・節電について)

去る5月13日に政府の電力需給に関する検討会合が開催され、今年の夏の電力需要に対する供給余力を示す予備率が3%を大きく上回る見通しであることから、全国的に特別な節電協力要請を行わないことが決定されました。

九州電力管内でも電力の安定供給に必要な予備率が13.9%にのぼる見通しであ

ることから、九州電力においても、今年の夏の節電要請は見送られたところです。

県においては、これまで毎年独自に策定していた県庁節電実行計画は策定しないものの、低炭素社会づくりを進める上において、CO₂排出抑制につながる電力使用量削減は重要な施策の一つであることから、九州エコライフポイント制度を活用した家庭での節電や、県行政機関におけるクールビズの取組等により、省エネ・節電に努めるとともに、引き続き、地球温暖化防止のため、低炭素社会づくりにつながる取組を実施してまいります。

(PCB廃棄物処理計画の見直しについて)

PCB（ポリ塩化ビフェニル）については、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずる恐れがある有害物質であることから、国において、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に係る特別措置法（PCB特別措置法）」や「PCB廃棄物処理基本計画」が定められ、県においても「PCB廃棄物処理計画」を策定し、適正処理を進めているところです。

しかしながら、国においては、平成28年7月までに処理を終了するとしていた計画の実現が困難となったことから、高濃度と低濃度廃棄物に区分した処理期限を定め、最終処理期限を平成39年3月まで延長すること、高濃度PCB廃棄物の処分の義務付けや、事業者への報告の徴収・立入検査権限の強化等の法改正が行われたところです。

県においては、国の法改正や処理基本計画の改訂等を踏まえ、今後、県処理計画の見直しを行うとともに、保管事業者等への指導や啓発を強化し、早期の適正処理を推進してまいります。

(海岸漂着物対策の推進について)

本県の海岸漂着物対策につきましては、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着

物等地域対策推進事業）を活用して、海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策事業を実施しております。

海岸漂着物の解消のためには、発生抑制対策が重要であることから、昨年は国内外の海ごみ対策の関係者が参集して意見交換等を行う海ごみサミットを五島市で開催し、海洋ごみの現状や課題に対する認識の共有を図ったところです。

今年度は、日韓のNPO、大学生、高校生による海ごみ交流事業を、7月に対馬市で開催し、海ごみ問題に関するワークショップや漂着物調査等を通じて、日韓双方の取組と現状認識を共有し、海ごみ問題に関する意識の高揚と相互交流を図ることとしております。

今後とも、市町、地域住民及び民間団体の皆様と一体となって、海岸漂着物対策を積極的に推進してまいります。

（生物多様性保全の推進について）

本県の豊かな生物多様性を保全するため、捕獲採取等によって生息数が著しく減少している特定の動植物60種について、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づき、希少野生動植物種保存地域を指定して捕獲採取を規制してきたところです。

このうち、ニッポンバラタナゴ、カブトガニ、シオアメンボをはじめとする魚類、剣尾類、貝類、昆虫類の11種については、県内各地に生息する可能性が高いことが専門家の情報で明らかになったことから、昨年度パブリックコメントにより県民の皆様のご意見を聴取するとともに、審議会のご意見をいただき、3月25日の告示をもって指定地域を県内全域に拡大いたしました。今後も、希少な動植物の指定地域の拡大を図るなど、生物多様性の保全を進めてまいります。

(「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づく取組について)

平成23年度から昨年度までの5年間、「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づき、全庁一丸となって取り組んでまいりました。本プランに掲げる環境部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご報告いたします。

「大村湾南部流域下水道事業の移管」については、県と諫早市、大村市とで構成している大村湾南部流域下水道事業連絡協議会などにおいて、円滑な移管ができるように協議を行い、引き続き、移管に向けた課題の整理について取り組んでまいります。

また、「県有施設のあり方の見直し」については、自然公園施設を対象に関係市町と移譲に関する協議を行い、これまでに白浜野営場等を移譲するとともに、その他の施設についても協議を継続しているところです。今後も施設の設置目的等を踏まえ、関係市町と協議しながら、引き続きそのあり方について検討を進めてまいります。

なお、本年3月には、さらなる見直しのために「長崎県行財政改革推進プラン」を新たに策定し、今年度よりその実現に向けた取組を開始したところであり、今後も積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

土 木 部

土木部関係の議案及び主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第116号議案 契約の締結について

であります。

はじめに、議案についてご説明いたします。

第116号議案「契約の締結について」は、ながさき出島道路ETC設備建設工事の請負契約を締結しようとするものであります。

続きまして、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(契約の締結の一部変更について)

平成26年3月定例会で可決された一般県道諫早外環^{いさはやそとかんじょうせん}状線道路改良工事（(仮称)2号トンネル）について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。内容は、掘削工法の変更、並びに物価の変動等により、請負代金額を1,330,128,000円から40,750,560円増額し、1,370,878,560円に変更したものでございます。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

平成28年に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定11件を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。内容は、路面の陥没によるものが1件、側溝蓋の不具合によ

るものが1件、落石・崩土によるものが7件、木の枝や看板に当たったことによるものが2件となっております。

各事故の相手方へ支払った賠償金は合計で1,682,225円です。

(訴えの提起について)

県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いにつき、訴えの提起1件を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

訴えの提起については、度重なる支払い督促や催促にも応じない滞納者について、裁判手続きにより建物の明渡しや滞納家賃の支払いを求めるものであります。

続きまして、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

(石木ダムの推進について)

住民の安全・安心を確保することは行政の重要な責務であり、川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水源不足解消のためには、石木ダムの建設は必要不可欠であります。

現在、進めている土地収用法に基づく手続については、先月11日、県収用委員会に対して、ダム中流部及び上流部にかかる用地の収用裁決の申請及び明渡裁決の申立てを行いました。今回の申請により、事業認定の告示がなされた用地のうち、任意での契約ができていない用地の全てについて、裁決を申請したことになります。

また、ダム建設に反対する地権者やその支援者の方々が県及び佐世保市を債務者として申立てた、石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行禁止仮処分命令申立事件について、去る5月16日に長崎地方裁判所佐世保支部で第1回目の審尋が行われました。

債権者の方々からは、事業の実施によって、生命・身体の安全、総体としての人間の存在そのもの、人格権、税金を有効かつ適切に利用される権利等が侵害されるとの理由で、工事の続行禁止を求められておりますが、県としては、適法に取得した用地において工事を進めるものであって、債権者らの権利が侵害されることはなく、本件申立ては却下されるべきである旨の答弁をいたしました。

近年、異常気象が顕在化し、局地的豪雨に伴う洪水等の頻発により全国的に甚大な被害がもたらされております。いつでも起こり得る洪水や渇水に備え、また、県北地域の発展のためにも、ダムは早期に完成させなければならないと考えており、今後とも、佐世保市及び川棚町と一体となって、事業の推進に向け全力を注いでまいります。

(幹線道路の整備について)

地域が輝く活力に満ちあふれた長崎県づくりの実現のため、企業立地や観光振興等を支える西九州自動車道や島原道路、西彼杵道路などの規格の高い道路の重点的な整備とともに、安全・安心の確保や快適な暮らしの実現の観点から生活に密着した道路整備を計画的に進めているところであります。

このうち、西九州自動車道においては、国において、伊万里松浦道路の調^{つきのかわ}川インターまでを平成29年度、松浦インターまでを平成30年度の完成供用に向け、全線にわたり主要な構造物の工事が進められるとともに、松浦佐々道路については、昨年から用地取得に着手されるなど、着実に事業が進められております。しかしながら、一刻も早い工事着手のためには、早期の用地取得が不可欠であることから、本県としても、関係市町と協力して、本年4月より県北振興局に西九州道推進室を設置したところであり、西九州自動車道の早期完成に向け、引き続き国への協力を積極的に行ってまいります。

また、去る4月1日に発表された平成28年度の国土交通省予算において、一般国

道34号新日見トンネルの4車線化、並びに島原道路の未着工区間の一部である瑞穂吾妻バイパスが、新たに事業化されました。

両工区の整備は、観光振興をはじめとした地域産業の活性化や交流人口の拡大などに大きく貢献するものであり、今後は、両工区が可能な限り早期に工事着手が図られるよう関係市と地元調整等に積極的に努めてまいります。

このほか、西彼杵道路の時津工区については、昨年度から用地取得を進めており、今年度から、トンネル工事に着手することとしております。

地方創生や国土強靱化を目指すためには、地域の活性化や安全・安心の確保が重要であり、その基盤となる道路ネットワークの充実が必要不可欠と考えており、今後も、幹線道路の積極的な整備に取り組んでまいります。

(九州新幹線西九州ルート of 推進について)

九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）については、現在、本県内の全工事延長の約9割が発注済であり、3月には千綿トンネル及び清水トンネルの工事が竣工いたしました。また、諫早・長崎間においては東長崎地区の経ヶ岳トンネル及び高架橋の工事が開始されるなど、工事が本格化してきております。

今後とも、さらなる事業進捗が図られるよう、関係機関、地元市・町と連携を密にして取り組んでまいります。

(公共工事の早期発注について)

公共工事の発注については、これまでも早期発注に取り組んできたところであり、27年度における土木部現年度予算の9月末発注率は78%でありました。また、今年度に向けて約20億円のゼロ県債を設定して早期発注に取り組んでおります。

本年4月には、総務大臣から平成28年度予算の早期実施について依頼があったこ

と等も踏まえ、土木部の現年度予算の発注率について、昨年度を上回る6月末で45%以上、9月末で80%以上を目標としております。土木部としては、今後も債務負担行為等を活用して工事の早期発注と工事量の平準化に努めてまいります。

(「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づく取組について)

平成23年度から昨年度までの5年間、「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づき、全庁一丸となって取り組んでまいりました。本プランに掲げる土木部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご報告いたします。

まず、「地方公社の経営健全化」につきましては、長崎県土地開発公社、住宅供給公社及び道路公社の三公社の業務を統合し、効率的な組織体制の強化を図っております。

また、住宅供給公社においては、平成23年度から27年度にかけて、住宅金融支援機構及び県への約18億8,900万円の繰上償還などを実施することで、約6億500万円の利息の軽減を達成いたしました。今後とも、公社の経営の健全化を図るため、適切な指導監督に努めてまいります。

このほか「わかりやすい情報の発信」、「公共事業コスト縮減」、「公営企業の経営健全化」などに取り組み、その内容及び効果はお配りしております資料のとおりでございます。

なお、本年3月には、さらなる見直しのために「長崎県行財政改革推進プラン」を新たに策定し、今年度よりその実現に向けた取組を開始したところであり、今後も積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(公共事業評価の再評価について)

27年度の土木部関係の公共事業評価につきまして、再評価1事業について、長崎

県公共事業評価監視委員会に諮問いたしましたところ、「継続」とする県の対応方針は妥当であるとの答申をいただきました。

今後とも、効率的かつ効果的な事業実施を図るため、適正な事業評価に努めてまいります。

(長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画の策定について)

「ＪＲ長崎本線連続立体交差事業」で整備される長崎駅は、新幹線駅と在来線駅が一体となった新しい駅舎となりますが、そのデザインにつきましては、平成２６年度から長崎駅周辺エリアデザイン調整会議及び長崎駅舎・駅前広場等デザイン検討会議にて検討を重ね、今年３月に基本計画を策定いたしました。

今後は、基本計画に基づき、鉄道事業者等と調整を行いながら、事業の推進に努めてまいります。

(県立総合運動公園陸上競技場のネーミングライツ・パートナーについて)

県有施設を有効活用することにより新たな歳入の確保と都市公園施設のサービスの維持・向上を図ることを目的として、県立総合運動公園陸上競技場のネーミングライツ・パートナーを今年２月から３月にかけて募集を行ったところ、１社から応募がありました。

応募者については、４月に外部有識者等による優先交渉者選定委員会を開催したうえで優先交渉者に選定しており、現在、協定内容について協議を行っているところであります。

(長崎県住宅供給公社について)

長崎県住宅供給公社の経営状況は、諫早西部団地第２工区東一１地区の分譲宅地の

減少などに伴い分譲収入が減少したものの、賃貸住宅の高い入居率の維持等により、平成27年度決算で約1億5千万円の経常利益を計上しております。特定調停成立後の平成16年度以降、昨年度まで12年連続で経常利益を計上しております。

諫早西部団地第2工区につきましては、平成24年度から販売している東-1地区の50宅地は、現在のところ残り1宅地となっております。

また、東-2地区につきましては、本年1月に第1期として42宅地、2月に第2期募集として39宅地、合わせて81宅地の販売を開始し、平成28年4月末現在で15宅地が予約を含め契約済みで、着実な売れ行きを示しております。

今後とも、再建計画を着実に進めるため、適切な指導監督に努めてまいります。

(採砂許可取消等請求訴訟と海砂採取量の確認方法の見直しについて)

海砂の採取に関し、県の許可を受けた採取業者が県の認可数量以上に海砂を採取したとして、県に対し、超過採取分の採取料を業者に請求するよう求めた訴訟の控訴審判決が3月30日にあり、福岡高裁は、超過採取は認められないとして相手方原告の請求を棄却し、県の逆転勝訴となりました。控訴審判決に対し相手方は、最高裁へ上告を行っており、今後最高裁で、受理するかどうか審査される見込みであります。最高裁で上告が受理されれば、県として、これまでの主張を踏まえ、適切に対処してまいります。

なお、本件訴訟は、県が行う採取実績の確認方法が、帳簿上の確認に留まっていたことが原因の一端でもあり、今般、より信憑性が高い確認方法に見直すこととし、実測に基づく採取量計算書と計測時の全景写真の提出を求めるようにいたしました。既に、業界にもご説明を行い、本年4月から新しい確認方法の試行に入っております。今後とも海砂の適正採取の保持に向けて、業界を適切に指導してまいります。

以上をもちまして、土木部関係の議案及び所管事項の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

交 通 局

今回、交通局関係の議案はありませんので、主な所管事項についてご説明いたします。

(熊本地震の発生による影響等について)

去る4月14日以降、熊本県を中心として発生した大規模な地震により、多くの死傷者や建物の倒壊など甚大な被害が生じております。

本県においても、地震の発生を受けて宿泊施設の予約キャンセルが相次ぐなど、観光面で大きな影響を受けておりますが、交通局におきましても、貸切バスに係る予約のうち、特に県外から九州への修学旅行を中心に、延べ800台を超えるキャンセルが生じております。

また、地震の影響により高速道路が一時不通となったことで、県外高速バスについても、一部路線の経路を除き通常運行となった5月1日までに、175便が運休となるなど、経営面への影響は避けられない見込みとなっております。

一方、本県職員及び県内市町職員の被災地への派遣のため、地震発生直後の4月19日以降、宇土市、阿蘇市及び菊池市へ貸切バスを運行するとともに、宇土市へのボランティアの方を運ぶバスや、被災地から本県へ一時避難される方を運ぶバスを運行するなど、被災地支援にも全力を挙げて取り組んでいるところです。

引き続き、今回の地震による経営への影響について状況を注視していくとともに、必要に応じ貸切事業におけるセールスの強化等についても検討してまいります。

(免許返納者パス社会実験について)

去る6月1日から諫早市と大村市で、運転免許証の返納者を対象とした「免許返納者パス」制度の社会実験を開始いたしました。

これは、近年、高齢者による重大交通事故の増加が社会問題となっていることから、「高齢者の交通事故防止」と運転免許証返納後の「バス利用促進」を目的とし

て実施するもので、運転免許証を自ら返納し、本年4月1日以降に最寄りの警察署及び運転免許試験場で「運転経歴証明書」の交付を受けた方について、対象となる市内域限定で、一か月3,000円のフリーパス券が利用できる制度であります。

制度の構築にあたっては、諫早市、大村市それぞれに協議会を立ち上げ、自治体、警察、自治会、老人クラブ、婦人会及び交通安全協会の各組織から委員を選考し、大村市は3月30日、諫早市は4月12日に協議会を開催いたしました。制度の創設や普及から効果検証まで、様々な見地からご意見を賜わって参りたいと考えております。

今後については、免許返納者パスの利用者全員にアンケートも実施し、制度の効果を検証しながら、並行して来年度早い時期での本格運用に向けた検討を進めていきたいと考えております。

(貸切部の新設について)

貸切事業につきましては、海外からのクルーズ船の入港増や「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録に伴う需要増、平成26年の新運賃制度の導入などにより好調な業績を上げてまいりましたが、今回の熊本地震に伴う九州観光全体への影響や、海外経済情勢等をふまえたクルーズ船の動向、運賃水準の上昇に伴う稼働台数の減などの課題も生じており、今後の貸切需要の状況を明確に捉え対応していく必要があります。

また、本年1月に発生した軽井沢スキーツアーバス事故を契機として、国は事故再発防止のための対策委員会を立ち上げ、貸切バスの安全体制を見直す検討を行っており、交通局としても、今後これまで以上に安全に配慮した運行体制を整備することが求められていく見込みです。

このような状況から、本年4月に「貸切部」を新設し体制の強化を図ったところであり、需要の変化に積極的に対応しつつ、安全性の確保と輸送品質の向上を図り

ながら、貸切事業に取り組んでまいります。

(乗務員の確保と育成について)

交通局及び子会社である長崎県中央バス株式会社では、昨年度、新たに大型二種免許を取得しようとする方へ免許取得に係る資金を貸与する「大型自動車第二種運転免許取得資金貸与制度」を創設いたしました。

この制度を活用した採用試験の合格者は現在17名で、このうち10名に取得資金の貸与を行っており、合格者の平均年齢は34歳と若い運転士の確保につながっております。

採用後の新任運転士の育成については、これまでも運転士としての心得や運行路線、運転技術、バスの運行に必要な法令で定める知識等を習得することを目的とした新任運転士研修を行ってまいりましたが、大型車の運転経験が無い運転士も採用することから、研修終了時には見極めを行い現場に順応できるようになるまで徹底した研修を実施し、加えて営業所への配属後においてもフォローアップ研修を実施するなど、運転技術の確認等について見直しを行っております。

これまで以上に育成に力を入れていくため、本年4月1日付けで本局の指導課の名称を「育成・指導課」と改めております。

今後とも、貸与制度の活用を図りながら必要な運転士数の確保を図るとともに、採用後の運転士の育成を強化し、バスの安全運行に努めてまいります。

(利用者の利便性向上に向けた取組について)

昨年の「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録や本年10月に開催が予定されている「ねんりんピック」等を見据え、交通局においては、増加する海外や県外からの観光客に対する受入体制の強化に取り組んでおります。

具体的には、空港リムジンバス37両へWi-Fi機器を設置し、特に各種情報

をインターネットにより取得する外国人や県外からの観光客の利便性向上を図っております。

また、長崎空港のバス乗り場に隣接する自動券売機について、これまでの日本語と英語のみの表記から、中国語と韓国語を追加して4ヶ国語で表記するよう自動券売機のシステム改修を行うとともに、従来3台設置していた自動券売機を1台増設し、発券時における利用客の混雑解消を図ったところであります。

さらに、長崎駅前ターミナルの乗り場や周辺の市内線バス停及び行き先案内等を4ヶ国語表記で1冊にまとめたパンフレット3,000部を作成し、長崎ターミナル窓口で配布することにより、海外からの観光客等の利便性向上に努めてまいりました。今後とも、海外や県外からのお客様の受入体制の強化に積極的に取り組んでまいります。

(受託運行に係る行政処分と職員の処分について)

長崎－福岡間を結ぶ高速バス「九州号」は九州急行バス株式会社が運行しておりますが、年末年始などの繁忙期における増発便の一部については、九州急行バス株式会社からの委託を受けて当局が運行しております。

この受託運行を行うには、委託者である九州急行バス株式会社が国土交通省九州運輸局へ当局と連名により許可申請を行い、両方で許可を受けることが必要となっておりますが、今回の事案は許可申請手続きを失念した結果、平成27年12月27日から平成28年1月4日にかけて、当局が許可を受けていない状態で増発便を計88便運行したものであります。

このことにより、本年4月21日に当局に対し九州運輸局から事業用自動車の使用停止60日車の行政処分に係る命令書が交付され、翌22日付けで関係職員に対し懲戒などの処分を行ったところであります。

道路運送法に違反してバスを運行しましたことは大変遺憾であり、公共交通を担

うバス事業者として県民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後このようなことが起こらないよう、許認可や契約事務の再点検を実施したところであり、組織内における確認体制の強化にも取り組み、再発防止に努めてまいります。

（「交通局施設等の維持管理・更新計画」の策定について）

昨年１２月に、本県における公共施設等の現況や将来見通し、施設類型ごとの管理に関する基本方針などを盛り込んだ「長崎県公共施設等総合管理基本方針」が策定され、この基本方針に基づき、各部局において個別施設計画を策定し、更新や長寿命化など計画的な施設の維持管理等に取り組むこととしております。

交通局においても、車両や営業所、ターミナルなど、バスの運行に必要不可欠な施設の維持更新について、総合的・計画的に実施していく必要があることから、「交通局施設等の維持管理・更新計画」を策定することとしております。今後、本計画に基づき総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等に取り組んでまいります。

（「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づく取組について）

平成２３年度から昨年度までの５年間、「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づき、全庁一丸となって取り組んでまいりました。本プランに掲げる交通局関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご報告いたします。

「公営企業の経営健全化」につきましては、平成２９年度までを計画期間とする中期経営計画に基づき、「都市間輸送の強化」や「貸切事業の強化」、「事業構造の転換」などの経営健全化策に、着実に取り組んでまいりました。

平成２７年度の決算においては、軽油価格の下落に伴う軽油費の減少のほか、運賃改定の実施等による乗合収入の増加、クルーズ船寄港の増加や運賃制度改正等に伴う貸切収入の増加など収入の確保に努めた結果、中期経営計画から１年前倒しで

純利益を計上できる見込みとなっております。

また、より多くの方にバスを利用いただくため、地元自治会などに対する利用促進の働きかけや、イベントにおけるPR、学校での乗り方教室の実施など、積極的に地域に出向き、それぞれの地域に応じたきめ細やかな情報発信の取組を進めてきたところです。

なお、本年3月には、さらなる見直しのために「長崎県行財政改革推進プラン」を新たに策定し、今年度よりその実現に向けた取り組みを開始したところであり、今後も積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成28年6月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

(追 加 1)

交 通 局

【環境生活委員会関係議案説明資料（交通局） 5 頁 5 行目の次に、次のように挿入する。】

（長崎県営バス観光元職員の不正経理について）

県営バス各ターミナルの発券等窓口業務については、子会社である長崎県営バス観光株式会社（以下、「同社」という。）に委託を行っております。

平成 25 年 6 月に発覚した大村ターミナルにおける同社の元職員による、長崎スマートカードの積み増し金の横領事件につきましては、本人が認めた着服金額 52 万 1 千円の返済を受けておりましたが、当時のシステムでは、データの復元が困難であったため、着服総額については、確定できていませんでした。

また、元職員に対しては、同社が刑事告訴を行っていましたが、平成 26 年 5 月 1 日に不起訴処分が決定されております。

交通局としては、当局及びスマートカード加盟 6 社局の当該職員が窓口業務に従事していた期間中の約 1 億 6 千万件の全データ検証を行い、本年 3 月末までに終了した結果、被害総額を 375 万 8 千円と確定いたしました。

これらデータの検証結果を基に、元職員に対し、被害総額の返還を求め、同社を通じて 5 月 27 日に当局へ全額が返還され、その後 6 月 3 日に各社局の精算額に関する入金処理を完了したところでございます。

この間、スマートカード利用者をはじめとする県民の皆様、また、加盟各事業者には多大な心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げるとともに、再発防止に向け、万全の対応を図って参りたいと考えております。

平成 2 8 年 6 月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

(追 加 2)

土 木 部

【環境生活委員会関係議案説明資料（土木部）２頁９行目の次に、次のとおり挿入する。】

（平成２８年熊本地震に対する支援について）

４月１４日に発生し、熊本県を中心に甚大な被害をもたらした「平成２８年熊本地震」については、土木部としましては、被災建築物や被災宅地の危険度判定業務や応急仮設住宅建設支援業務及び道路・河川・橋梁等の早期復旧に向けた災害査定業務などのため、土木職・建築職の技術職員を中心に、県内の市町とも協力して積極的に職員の派遣を行うとともに、避難者の県営住宅への受け入れなどの支援を行っているところです。

今後は、派遣先における業務が、応急対応業務から復旧・復興に向けた中・長期的業務に移行していくことが想定されます。土木部としましては、被災地の要望を十分踏まえながら、今後も技術職員の派遣などについて、積極的に支援してまいります。

平成28年6月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

(追 加 3)

土 木 部

【環境生活委員会関係議案説明資料（土木部） 4 項 3 行目から 5 行目を削除し、次のとおり挿入する。】

さらに、先日、九州横断自動車道の長崎インターから長崎芒塚インター間の 4 車線化についても、事業着手の決定がなされております。

県としましては、一刻も早い事業化を要望してきたところであり、本県選出国會議員の皆様をはじめ、県議会並びに関係市町の方々のご尽力に対し、心から感謝申し上げます。

これらの事業は、観光振興をはじめとした地域産業の活性化や交流人口の拡大などに大きく貢献するものであり、今後、早期に工事着手が図られるよう関係市と地元調整等に積極的に努めてまいります。

平成28年6月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

(追 加 4)

交 通 局

【環境生活委員会関係議案説明資料（交通局）４頁２３行目の次に、次のように挿入する。】

また、平成２６年９月に公益社団法人日本バス協会から「貸切バス事業者安全性評価認定制度に基づき、「一つ星」からさらに安全性が求められる「二つ星」の認定を受けていたところではありますが、行政処分に伴い６月１３日付けで認定の取消しを受けております。

